平成 17 年 3 月 31 日 第 1 版　発行
平成 19 年 3 月 31 日 第 2 版　発行
平成 23 年 4 月 18 日 第 3 版　発行
平成 31 年 3 月 31 日 第 4 版　発行

広島大学産学・地域連携センター

〒739-8527　東広島市鏡山 2 丁目 313 番地
電話：082-424-7880　Fax：082-424-7881
e-mail：vbl@hiroshima-u.ac.jp
URL：https://www.hiroshima-u.ac.jp/iagcc/vbl

大学発ベンチャー立上げ支援手引書

二〇一九年三月

広島大学産学・地域連携センター



改訂版（第四版）の発刊にあたり

1950 年代中頃から 1970 年代前半まで日本の産業は飛躍的に成長を遂げた。日本の高度経済成長期である。その間，1968 年には日本の GNP はアメリカに次いで第 2 位となった。戦後，焼け野原から短期間のうちに世界第 2 位の経済大国に上り詰めたという例はめずらしく，Japanese miracle と呼ばれた。そして，この繁栄は太平洋ベルト地帯を中心とする大企業とそれを支える中小企業による活動がベースとなっており，それらの製品の加工貿易により成り立っていたことは言うまでもない。その後，1971 年のニクソン・ショック以降の円の切り上げによって国際収支の過度な黒字が是正され安定成長へ移行したが，1991 年のバブル崩壊で成長が停止した。いわゆる，失われた 20 年の始まりである。そして，現在日本の GDP は突出するアメリカ，中国に次いで第 3 位であるが，相対的位置は大きく低下している。

しかし，この間日本政府は産業育成をなおざりにしていたわけではなく，多くの施策を実施している。高度成長期には，その持続を図るべく工場の地方分散と関連工場の集積化を狙った新産業都市建設促進法を施行，そのタイミングで日本電産やコナミに代表される製造技術系の第 1 次ベンチャーブーム（1972-73）が起きている。その後，産・学・住のバランスの取れた地域開発を目指すテクノポリス構想が示され，本学も東広島市へ移転した。このタイミングでは HIS や Softbank に代表される流通・サービス系の第 2 次ベンチャーブーム（1982-83）が発生，バブル崩壊後は楽天や DeNA などの第 3 次ベンチャーブームへ（1993-2000）とつながっていった。そして，2001 年には大学発ベンチャー 1000 社計画（平沼プラン）が示され，大学発ベンチャーが注目を浴びるようになった。

本学もこの計画後，大学発ベンチャーの設立が増えたが，リーマンショックで失速し，その後は年に 1-2 社のベンチャー設立にとどまっている。この状況を打破するため，本学において大学発ベンチャーを後押しする立場にある産学・地域連携センターでは，2014 年に文部科学省の EDGE プログラムを受託，3 年継続した後も本学独自のプログラムを継続し，アントレプレナーシップ教育を行ってきている。それに加え，2018 年度からは教養教育も開始した。これらの教育を受け，起業家マインドを持った研究者や学生が実際に起業を考える際には道しるべが必要と考え，最新の情報を提供すべく本改訂に至った。

現在では GAFA の例を引くまでもなく，インターネット等の通信技術の発達によるグローバル化の推進で新たな形態のベンチャーが起きてきている。そして，この状況はこれまでの日本のビジネスモデルが通用しないことを示唆している。柔軟な発想を基づいた，本学発の新たなビジネスモデルの構築とその展開を期待している。

2019 年 1 月 25 日

広島大学産学・地域連携センター
特任教授　平見　尚隆

はじめに

産学・地域連携センター新産業創出・教育部門は，1996 年に設立された広島大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（広大 VBL）をその前身としている。広大 VBL は，ベンチャーマインドを有する教員・学生の育成と大学発ベンチャービジネス（以下，VB と略す）の萌芽となる研究を実施するために設立され，2001 年からは大学発 VB の設立を助成するインキュベーション事業を行ってきた。その後，組織統合を経て，産学・地域連携センター新産業創出・教育部門と名称は変ったが，大学発 VB の創出を支援するミッションに変わりはない。新産業創出・教育部門は，(1) 新産業・新規マーケット創出に向けて，大学発シーズやアイデアの実用化を推進する。(2) 地域，世界に向かって生涯学習機会を提供する教育・研究活動を展開する。(3) 地域社会，経済社会，国際社会で実践的に，クロスファンクショナル（分野横断的）に活躍する人材を育成する。(4) アントレプレナーシップを育む教育活動をおこなう。(5) 国内外の教育機関，社会，産業界との相互促進的な連携を進め，イノベーティブな活動が盛んな “ba”《場》を形成すること，を活動の柱としている。

本書は，(1) の活動の一環として作成された。大学発 VB の起業には多くの手続きが必要であり，留意すべき点も多岐に渡る。これらの多くは，学内の方々にはなじみの薄いものであり，手引書があれば役立つだろうと思われたからである。

本書は，教職員や学生の皆さんに，大学発 VB を起業する際に必要となる手続きや留意する点を知っていただき，起業を促すことを目的とする。本書は，起業の最初のハードルとなる立上げ時点に焦点を当てた手引書であり，大学発 VB 支援全体のガイドラインを示すものではないという点にご注意いただきたい。

本書の構成は，以下のとおりである。まず，序章で大学発 VB のこれまでの経緯を簡単に述べる。続いて第１章で，大学発 VB 支援の目的，大学発 VB と広島大学との関係について説明し，産学・地域連携センターがどのような VB 立上げ支援を用意しているか紹介する。そして，以降の章で，大学発 VB の立上げに必要となる具体的な手続きについて述べる。まず，第２章で，VB 立上げ手続きの流れ全体を把握できるように概略を示す。事業立上げの際の特に重要な手続きとして，事業計画書（ビジネスプラン）の作成，特許出願および技術移転手続き，兼業申請（教職員が兼業する場合に限る）が挙げられるが，これらについて第３章から第５章でそれぞれ説明する。続いて，第６章で会社設立手順について説明し，第７章では資金調達の方法を紹介する。VB の立上げには，大学外部の支援も積極的に利用することが望ましいので，最後に第８章に利用できる外部支援機関について記した。

一般的に，会社設立には多くの手続きが必要であり，本手引書だけではもちろん十分とはいえないが，この「大学発ベンチャー立上げ支援手引書」が VB の立上げを計画している学内の教職員や学生の皆さんに少しでもお役に立てば幸いである。

序章 大学発ベンチャービジネスのこれまでの経緯

序章では，まず，大学発 VB の定義を明らかにする。そのうえで，大学発 VB がこれまでどのような経緯をたどってきたのかについて，我が国全体でみた場合と広島大学の場合について，それぞれ簡潔に記す。

0.1 大学発ベンチャーとは

文部科学省は，そのホームページやこれまでの調査のなかで，大学発ベンチャーを「大学等における教育研究に基づく技術やビジネス手法をもとにして新たに設立した企業」と定義している。そして，大学の関与の種別に応じ，以下の 4 つのタイプに類型化している。

[1] 大学等または大学等の教員が所有する特許を基に起業（特許による技術移転型）
[2]（[1] 以外の）大学等で達成された研究成果または習得した技術等に基づいて起業（特許以外による技術移転型，または研究成果活用型）
[3] 大学等の教員や技術系職員，学生等がベンチャー企業の設立者となったり，その設立に深く関与したりした起業※1（人材移転型）
[4] 大学等や技術移転機関 (Technology Licensing Organization: TLO）がベンチャー企業の設立に際して出資または出資の斡旋をした場合（出資型）

※1 ただし，教員等の退職や学生の卒業等からベンチャー企業設立まで他の職に就かなかった場合または退職や卒業等から起業までの期間が 1 年以内の事例に限る。

広島大学産学・地域連携センターの支援する大学発 VB も上記の文部科学省の定義に準ずることとする。

0.2 日本の大学発ベンチャービジネスの経緯

我が国の大学発ベンチャービジネスの来歴を調べると，1990 年代のバブル経済崩壊後の長期不況を乗り切り，日本経済を活性化するために大学の知を活用しようという動きがその端緒となっている。本格的に大学発 VB という言葉が使われ始めたのは 1990 年代後半で，1998 年 8 月には「大学等技術移転促進法（通称 TLO 法）」が策定された。そして，その翌年の 1999 年には国の資金によって大学や民間企業で研究開発された知的財産の帰属を事業受託先の大学・企業に認める法律「産業活力再生特別措置法」（日本版バイドール法）が施行された。このような法整備が進むなか，国公立大学の教員の兼業規則の一部が緩和され，2000 年以降，企業役員との兼業が可能になった。そして，2001 年 5 月に平沼経済産業大臣（当時）が「3 年間で大学発 VB を 1000 社創出する」といういわゆる「平沼プラン」を発表し，これにより大学発 VB の立上げが本格的に全国で展開された。

その後，2003 年度末までに大学発 VB は目標の 1000 社を超え，設立累計は 2007 年度末

時点で1775社となった。ただし，1775社のうちIPO（Initial Public Offering:株式公開）に至ったものは，21社に過ぎない。また，年度ごとの大学発VB設立数は2004年度をピークに以降減少傾向にある。しかしながら，大学の有する知識や人材を強みに新たなイノベーションを起こす存在として，大学発ベンチャーの重要性は増してきている。経済産業省の調査によると，日本の大学における大学発ベンチャー企業は2017年度末時点で設立累計2093社である。米国を始めとした海外と比較すると，その数や成長度合いについては大きな差がある。そのような状況下で，イノベーションの連続的な創出を喚起し，経済構造の変革を図っていくことが必要である。これらのことを鑑みて現在，産学･地域連携センターでは，図１のとおり大学発ベンチャー創出の取組を実施している。

広島大学発ベンチャー創出取組み

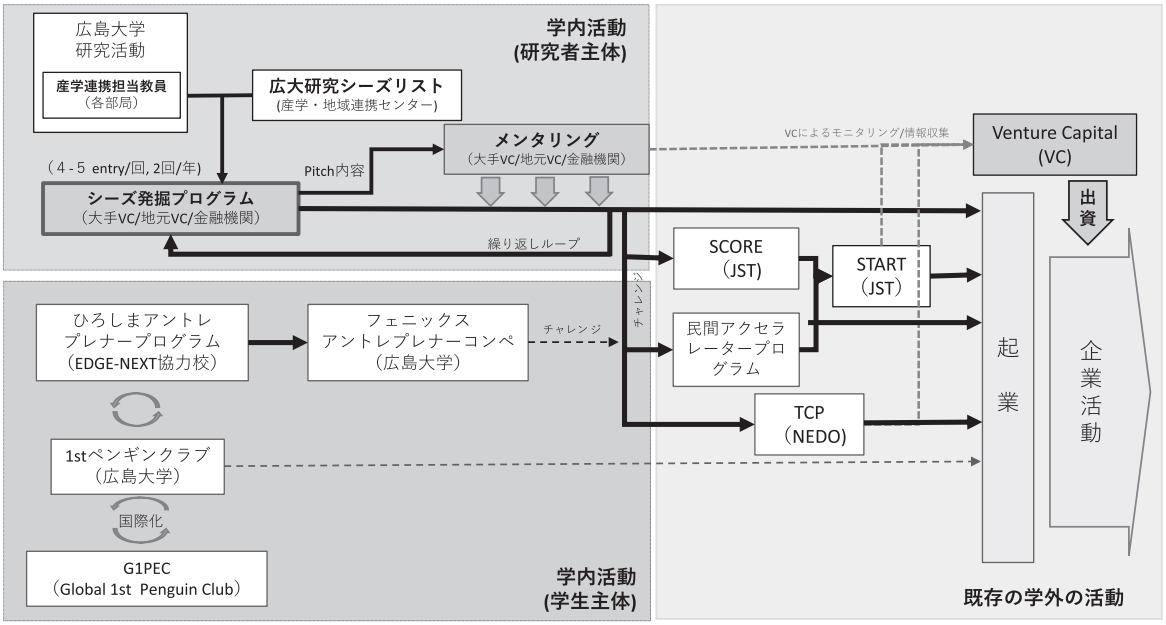


図１　広島大学 産学・地域連携センターの取組

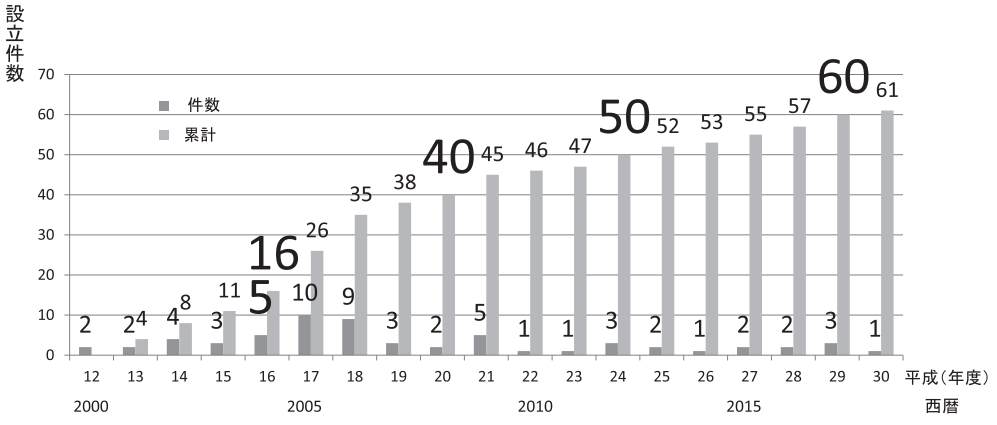
0.3 広島大学発ベンチャーのこれまで

広島大学発ベンチャーは，図２に示すように累計61社（2019年1月10日現在）に至っている（巻末の資料参照）。大学別大学発ベンチャー企業数では13位となっている。設立ベンチャーを業種別に見ると，バイオ・ヘルスケア・医療機器，IT（アプリケーション，ソフトウエア）に区分される大学発ベンチャーが多い。ただし，全国的な傾向と同様に，VB設立数は近年減少傾向にある。中国地域の経済発展のためにも，教職員や学生の皆さんの今後の挑戦を期待したい。

広大発ベンチャーの設立状況について

設立件数

- 平成13年(2001年)：「大学発ベンチャー 1,000社計画（平沼プラン）」
- 平成15年(2003年)度末：大学発ベンチャー 1,000社計画達成
- 平成16年(2004年)：　広島大学国立大学法人に移行
- 平成30年(2018年)：　大学発ベンチャー 2,093社
  大学発ベンチャー数順位：13 位



非公表企業を含む

2019.1.10 現在

図２．広島大学発 VB 設立件数の推移

第１章 広島大学のベンチャービジネス立上げ支援

『広島大学産官学連携ポリシー』（2006 年制定，2011 年改訂）は，冒頭に産官学連携活動について以下のように記している。

“広島大学は，教育・研究とともに社会貢献を重要な使命として位置づけ，その具現化に取り組んでいる。本学における社会貢献は，社会と密に連携しながら，地域社会や国際社会に対し本学の有する知的・人的・物的資源を積極的に活用し，継続的なイノベーションによる未来社会の設計と建設に寄与することを目指している。産官学連携は，それを実現するための一形態であり，教育・研究の成果を社会貢献に活用することにより，知的資源の社会還元を果たすものである。このことは，大学の社会的な存在価値を高揚し，大学に対する国民の理解と支援を得るという観点からも重要である。”

加えて，同ポリシーは，産官学連携活動に伴って問題になる財政的基盤の確立と利益の還元について，以下のように記している。

“産官学連携活動を推進するには，財政的裏付けが不可欠である。（中略）民間等との共同研究及び受託研究については，原則，間接経費を徴収するものとし，これら間接経費は，産官学連携推進のための諸経費への充当や，研究者が所属する部局や研究者へ還元を行うことにより一層の研究推進を図る。”

大学発 VB の支援も産官学連携活動の一環であることを鑑みると，その第一の目的は社会貢献であり，大学の研究成果を社会へ還元することで，新たな雇用や産業を生み出し，経済の活性化に寄与することにある。しかし，上述の広島大学産官学連携ポリシーからもわかるように，目的はこれだけではない。将来，起業した VB と大学が共同研究や受託研究の契約，もしくは知財のライセンス等を結ぶことで，大学へ利益がもたらされることも目的なのである。大学発 VB 創業支援は，いわゆる社会貢献の視点だけでなく，大学の収入確保の視点でも行われているのだという点に留意してもらいたい。そして，将来的に大学へ利益をもたらすことができるような企業設立を目指して欲しい。

それでは，以下に，広島大学産学・地域連携センターが現在実施している大学発 VB 立上げ支援について述べる。まず，支援体制の概略について説明し，続いて，実施している起業関連講座，起業支援事業の順に紹介する。

1.1 広島大学とベンチャー企業の関係

広島大学とベンチャー企業の関係は，図３のようになる。図３に示すように，広島大学は，

産学・地域連携センターを介して，研究者（教職員・学生）のベンチャー設立を支援している。2018 年 10 月現在, 産学･地域連携センターは,「産学連携部門」「グローバルイノベーション部門」「知的財産部門」「地域連携部門」「東広島市政策課題共同研究部門」「新産業創出･教育部門」という 6 つの部門に大きく分かれ，産学連携に関するすべての業務を担っている。このうち, 大学発 VB 設立支援を主に担っているのは, 広大 VBL を前身とする「新産業創出・教育部門」である。ただし，細部にまで行き届いた支援をするためには，他部門の協力が欠かせない。

学内の教職員や学生が VB 設立を考えた時点で，まず相談の窓口になるのは，産学・地域連携センターの「新産業創出・教育部門」である。大学発 VB を事業として成功させるためには，起業前に，事業に関する計画を十分に練りあげる必要がある。最終的には研究者（教職員・学生）本人が，自らその計画を作り上げるわけだが，事業に対する外からの客観的な視点として「新産業創出・教育部門」が相談に乗り，必要に応じて学内外の専門家を紹介する。よくある例として，特許出願やライセンス契約が必要となる場合は「知的財産部門」の，また，設立後のベンチャー企業と自身の研究室が共同研究契約を結ぶ場合は「産学連携部門」の，しかるべき人材を紹介する。場合によっては，学外の専門家（中小企業診断士や広大 OB など）を紹介することもある。

なお，起業の際に留意しなければならないのは，設立したベンチャー企業そのものは，法人としての大学とは独立した私的組織体であるということである。そのため，教職員が兼業して起業する場合，大学と当該ベンチャーのそれぞれに属する自分のリソースを，意識して区別しなければならない。これは，後述する利益相反に関連する。

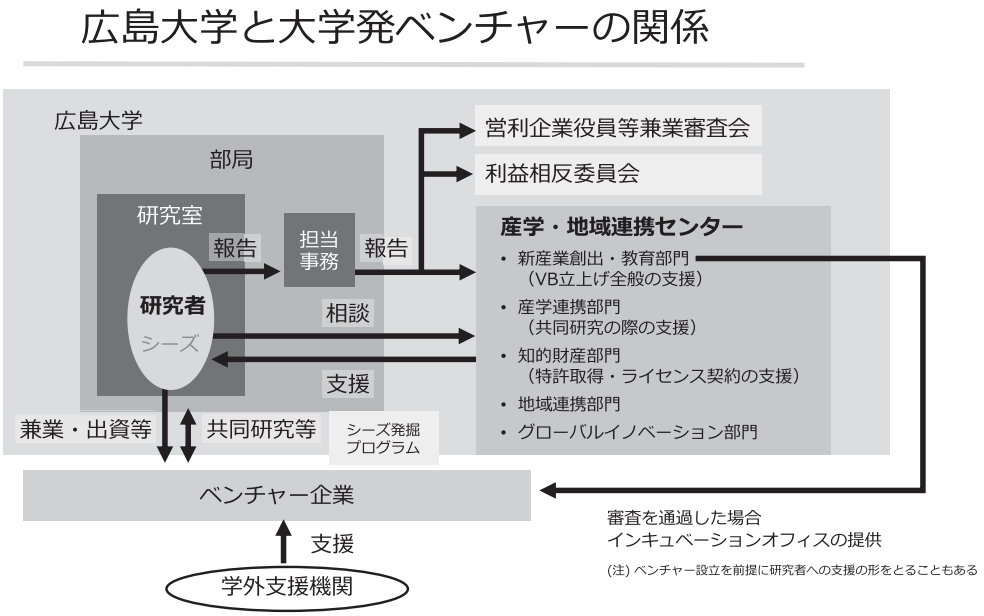


図３．広島大学とベンチャー企業の関係

また，個別に起業の相談に乗る以外に，「新産業創出・教育部門」では，起業に役立つ講義・講座・セミナー等を実施して，大学発 VB を後押ししている。更に，インキュベーション施設の貸与や「広島大学発ベンチャー創出のためのシーズ発掘プログラム」なども用意している。次に，それらについて述べる。

1.2 起業関連講座

2014 年より文部科学省グローバルアントレプレナー育成事業（EDGE プログラム）に採択され，「ひろしまアントレプレナーシッププログラム」を平成 26 年度からスタートした。国・地域におけるイノベーション創出の活性化のため，大学等の研究成果を基にしたベンチャーの創業や，既存企業による新事業の創出を促進する人材の育成と，その人材が活躍できるイノベーション・エコシステムの形成を目的としたものである。平成 29 年度からは，さらに，文部科学省次世代アントレプレナー育成事業（EDGE–NEXT: Exploration and Development of Global Entrepreneur）において継承され，本学は九州大学を主幹機関とするコンソーシアムの協力大学として活動している。

学部生および大学院生に対する起業教育は，それぞれ，大学の教育カリキュラムの中で実施されている。それに加え，学生および地域の社会人に向けての公開講座「イノベーティブ企業家」，東広島市と東広島商工会議所との共催で開催している「ひがしひろしま創業塾」がある。以下参照。詳細については，産学・地域連携センターのホームページを参照のこと。

◎教養教育「アントレプレナーシップ」

平成 30 年 10 月より，学部生向けに教養教育科目「アントレプレナーシップ」が開講されている。この講義は「企業家精神」と訳語が与える狭義の意味にとどまらず，「業」（こと）を「企てる」ために必要となるその人のあり方《心の持ち方，態度，スキル》をしっかり考えて頂くことで，大学での学びと社会で働くことの関係性を理解することを目標としている。実社会の企業活動におけるプロセスや課題を実践的な事例を通して体得し，その理解を深めていく講義となっている。

◎公開講座「イノベーティブ企業家」

地域の企業家にスポットライトを当て，2008 年度から開催している公開講座（無料）が「イノベーティブ企業家」である。革新的な地方企業を 4 ～ 6 社程度取り上げ，一講義一社の社長を招いて，これまでどのような楽しみや苦労，工夫・戦略で成長してきたのかをお話いただく。地域におけるイノベーションがどのように起こっているのかを身近に知ることができ，起業におけるアドバイスを得ることも出来る。

◎「ひがしひろしま創業塾」

産学・地域連携センターでは，東広島市と東広島商工会議所との共催で，「ひがしひろしま創業塾」を 2003 年から開講している。この講座は地域の社会人および学生を対象としたもので，全 6 日間にわたり，会社設立に関係する種々の内容，例えばビジネスプランの立て方，設立手順，資金繰り，法務，経営戦略などをひととおり創業について学習できる講座とした。短期間でそれぞれ必要とするノウハウを効率的に学ぶことができる。

修了者には，広島大学長と東広島市長および東広島商工会議所会頭の連名の修了証書を授与している。第 24 期生までで，トータルの受講生は延べ 872 名（広島大学関係者 237 名），その内，428 名に修了証書を授与した。地域の起業を目指す方々に根付いた講座に成長したと思われ，今後，起業を計画している教職員や学生，または地域の方々の活用を期待している。

1.3 学内インキュベーション施設

一般的に，インキュベーション施設とは，起業のためのスペースを貸与し，かつ入居する企業の事業展開に寄与する何らかのソフト支援機能を有する施設を指す（インキュベーションマネジャー（IM）が常駐もしくは非常勤で勤務し，コンサルティングや技術支援を行なっている施設もある）。広島大学では，2003 年から学内のインキュベーション施設（旧「インキュベーションセンター」，その後「産学・地域連携センターインキュベーションオフィス」と名称変更）を有している。（研究室 9 室（約 50㎡が 7 室，約 25㎡が 2 室））。また，霞キャンパス総合研究棟内においても一部「インキュベーションスペース」の確保を行っている（研究室 7 室（約 80㎡が 1 室，約 40㎡が 5 室，約 25㎡が 1 室））。これらのインキュベーション施設は，下記の資格を有し起業を予定しているベンチャー候補，起業まもないベンチャービジネスに原則最大 3 事業年度を限度として，貸与するものである。

インキュベーション施設利用基準：

広島大学の研究成果または人的資源等を活用した事業（創業準備を含む）のうち，次のいずれかに該当するもの

①創業を行った個人であって，事業を開始した日以後 5 年を経過していない者
②創業を行ったことにより設立された中小企業者であって，その設立の日以後 5 年を経過していない者
③ 1 年以内に創業を行おうとする個人

従って，広島大学の教職員及び学生はもちろん広島大学の教職員と起業化のための共同研究を行う者など，一般の方も対象になる。なお，2018 年 12 月時点では，本学所属構成

員が使用する場合は，インキュベーションオフィスは，1㎡当たり年間 10,000 円，インキュベーションスペースは，1㎡当たり年間 20,000 円の使用料金が発生する。学外者の使用料金については，本学の財務会計処理細則の定めるところによる。

空き室の情報は，産学・地域連携センターのホームページを参照のこと。

1.4 シーズ発掘プログラム（仮称）

本学において，教員のさまざまな研究シーズを実社会へ結びつけつける具体的なプロセスが十分に定まっておらず，また，これら有用なシーズを発掘するプロセスの確立が課題となっている。これらのことから，大学の研究テーマのベンチャービジネス化を促進するため，「広島大学発ベンチャー創出の仕組み」のようなスキームを考えている。

【参考】既存の学外の活動とのリンクは以下のとおり。必要に応じて参照ください。

SCORE: https://www.jst.go.jp/start/jigyo/score.html
START: https://www.jst.go.jp/start/promoter/index.html
BRAVE: https://brave.team/
TCP: https://nedo-tcp.jp/

第２章 大学発ベンチャー立上げの手順（概略）

本章では，大学発 VB の立上げに必要となる手続きの全体像が把握できるように，概略を説明する。大学発 VB 立上げまでの全体の流れは，図 4 のようになる。

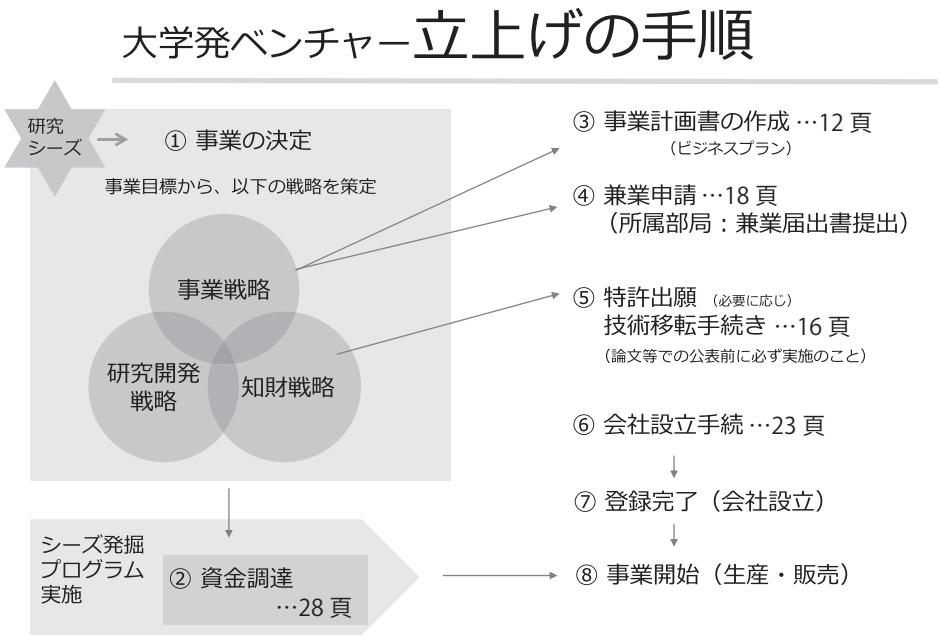


図 4 . VB 立上げの流れ（教職員関与の場合）

まず，ベンチャービジネスを立ち上げるためには，起業するためのシーズ（種）があり，シーズに対する市場ニーズがあることが前提となる。事業を成功させるためには，どのような市場ニーズがどこにあるかを事前に把握し，そして，「誰に」「何を」「どのように」提供するかという事業内容を決定しなければならない（図 4 の①）。そのためには，まず事業（経営）の目標を定め，現状と目標とのギャップを埋めるための「戦略」を作る必要がある。○○戦略と名のつくものには様々なものがあるが，大学発 VB で特に重要となる戦略は何であろうか。

序章の 0.1 節にベンチャーの 4 つの類型を示したが，大学発 VB では，特に「特許による技術移転型」「研究成果活用型」が多くみられる。これらのタイプの場合，事業に際して研究開発の占める比重が他の型より大きく，特許などの知的財産の取り扱いも重要である。したがって，このような大学発 VB を事業として成功させるためには，事業戦略・研究開発戦略・知財戦略の 3 つをしっかりと立てることが必要となる（なお，研究開発や知財を考えなくてもよいような場合は，事業戦略のみとなる）。

事業戦略・研究開発戦略・知財戦略は当然ながら相互に深く関係しており，事業として考えた時にこれらのバランスが取れている必要がある。大学の研究者（教職員・学生）が自身の研究に基づいて起業する際，研究にまつわる状況についてはよく知っているため，研究開発の方針（戦略）は比較的立てやすい。しかし，知財戦略や事業戦略については曖昧なままスタートしてしまうということが往々にして見られる。その点，注意が必要である。

戦略が定まり，事業の形がみえてきたら，次はいよいよ会社を立ち上げるための実際の活動を開始する。まず，事業化にあたり必ず行わなければならない作業として，事業計画書（ビジネスプラン）の作成がある（図 4 の③）。事業計画書とは，これから始めようと考えている事業に関し，基本的なアウトラインを体系的にまとめた文書である。ビジネスプランを作成する意義や作成方法は，次章で詳述する。

なお，現実には，戦略の立案から事業内容の決定が一方向的にスムーズにいくとは限らない。そのような場合は，事業計画書を作成するプロセス（図 4 の③）と事業戦略・研究開発戦略・知財戦略を決めていくプロセス（図 4 の①）とを平行して行い，戦略と事業内容の間を行きつ戻りつしながら，事業を体系的に捉え直し，修正を重ねて完成させるという方法を取るのがよいであろう。

続いて，知財戦略で特許の権利化や実施が必要だと考えた場合は，特許出願や技術移転の手続きを行う（図 4 の⑤）。大学発 VB における知的財産の取り扱いについては，4 章で詳しく述べるが，論文等での公表前に必ず特許出願を実施する必要がある。次に，教員が VB を立ち上げる場合，兼業申請を提出し，承認を受けなければならない（図 4 の④）。兼業申請については，5 章で述べる。なお，学生が VB を立ち上げる場合，兼業申請は必

要ない。ここまで来て，ようやく会社設立手続に移ることができる（図４の⑥）。会社を設立するには，まず，どの組織形態にするのかを決め，その組織に応じて，会社の基本となる事項を１つずつ検討し，書類を作らねばならない。会社設立手順については，６章で述べる。

また，事務手続きの一方で，必ずやっておかねばならないのは，資金調達（図４の②）である。会社を立ち上げるためには，たとえ資本金が１円の「1 円起業」であったとしても，設立・運営のための資金が要ることを忘れてはならない。資金の調達は会社の命綱である。

資金調達の方法は，７章で述べる。なお，図４には載っていないが，VB の立上げには，大学外部の支援も積極的に利用することが望ましいので，８章に利用できる外部支援機関について記した。

第３章 ビジネスプランの作成

事業計画書（ビジネスプラン）とは，これから始めようと考えている事業に関し，基本的なアウトラインを体系的にまとめた文書である。本章では，大学発 VB が多く採る事業戦略の説明から入り，事業をマーケティングの視点で捉えることの重要性を述べ，最終的にビジネスプランにどのように落とし込めばいいのか説明する。

3.1 マーケティングの視点で事業をとらえる

事業の立上げに際し，想定される自社の内部環境や外部環境から，事業戦略を決定しなければならない。大学発 VB は，一から新たに事業を立ち上げるわけで，大企業と同じ土俵でいきなり勝負しても勝つのは難しい。そこで，大学発 VB が目指す事業戦略は，大体次の２つに集約される。

- ニッチ戦略：事業あるいは市場においてニッチ分野（隙間分野）を見つけ，その限られた領域の中で高い市場優位性を獲得し，収益性を維持する。
- イノベーティブ戦略：それまで存在しなかった大市場を新たに創出するような革新的な商品やサービスを提供する。あるいは，新しいシステムや競争ルールを導入することで顧客に新たな価値を提供する。

特に「特許による技術移転型」や「研究成果活用型」の VB の場合，研究で得られた“技術”を事業のコアに据えて，上のいずれかの戦略を採ることが多い。ただし，事業戦略は，１つだけ正解が存在するような性質のものではないので，自分たちの目標とする姿と現状とのギャップを分析して，実行しやすい戦略を決めるのがよい。その際，事業戦略は自分たちの都合だけで決めるのではなく，顧客に望まれる事業という観点で作り上げる必要が

ある。そうでなければ，事業の継続は難しい。

注意しなければならないのは，“ 技術 ” が優れているからといって，必ずしも顧客に価値を与えられるとは限らないということである。「良いものを作れば（必ず）売れる」というフレーズがあるが, 20 年～ 30 年前ならいざ知らず, 現在では通用しない。というのも，研究者や技術者は,「良いもの」すなわち「技術的に高度なもの」と思い込みがちであるが，顧客にとっての「良いもの」が「性能は中程度で良いから，デザインが格好よく，価格が安いもの」であったりすることは，よくあることである。自分たちの思い込みに偏らず，顧客が本当のところ何を求めているのか，よく調べることが必要である。この “ 顧客視点でビジネスを考える ” ことがマーケティングの基本である。「顧客視点で市場を再定義し，市場における個々の製品やサービスの位置づけ（ポジショニング）をはっきりさせ，顧客を細分化しターゲットを明確に定めることによって, 市場機会を具体的に把握する」といった一連のマーケティング作業を，なるべく早期に実施して欲しい。このような作業を行うと，事業のあるべき姿が見えてきて，ビジネスプランの作成が楽になる。

3.2 ビジネスプランを作成する意義

ビジネスプランとは，これから始めようと考えている事業に関し，その概要を体系的にまとめた文書であり，目指す事業の青写真ともいえる。では，なぜビジネスプランを作成する必要があるのだろうか。

第一の意義は，ビジネスプランを作成し，投資家や銀行などに提示することにより，事業の立上げに必要とされる経営資源，特に資金（助成金，投資，融資など）の調達を行うためである。よく練られたビジネスプランは，社内外の関係者の理解と協力を集める上で極めて有効なツールとなる。

その他にも，以下に示すような多くのメリットがある。まず，実際に計画を書き出すことによって，立ち上げようとしているビジネスの進め方がクリアになる（矛盾などを見つけやすい)。そして，複数のメンバーでプランを共有化することもできる。また，実際に事業を始める前に計画をもう一度見直し，必要があれば修正を行うためのたたき台になる。最後に，事業が立ち上がった後に，実際の事業が立てていた予測とどの程度乖離しているかチェックするためにも使える。

新事業の立上げは簡単なものではなく，失敗する恐れもある。ただ，リスクをゼロにすることは不可能であっても，事前に十分な計画を練ることによって，リスクを低減することは可能である。事業を始める前にビジネスプランをよく練ることは，リスク低減につながるのである。また，ビジネスプランはあくまで計画であり，自分たちが立てた仮説に立脚しているため，ビジネスプランを仮説検証のための材料と位置づけることもできる。VB 立上げ後，節目ごとに事業の方向性の見直しをすることで，事業成功の可能性を高めることが出来る。

以上のようなメリットを享受するために，ビジネスプランは明確かつ緻密に作成するべきである。

3.3 ビジネスプランの構成

ビジネスプランには確固としたフォーマットが存在するわけではない。ただし，大学発VBの立上げ時には，助成金や投資・融資を引き出すために用いることが多いので，読み手が事業の全体像を理解できるよう，市場分析，事業戦略，財務予測等，当該ビジネスに関わる重要な要件に関しては，網羅的に一通りの説明がされていなければならない。各項目の詳細にわたる分析は望ましいことだが，長すぎて冗長な文章では読み手の関心を削ぐので，簡潔でわかりやすいことを心がける。

一例として，表１にビジネスプランに記載すべき項目の例を記す。これは，中小企業庁の創業・ベンチャー支援のホームページから引用したもので，典型的な構成例といえる。表１を一見すると，項目が羅列してあるだけで，各項目の必要性が見えないかもしれないが，実はこれらの項目は以下の本質的な質問に答えるものになっており，どれも重要である。

- なぜこのビジネスを始めるのか？
- どんなビジネスなのか？
- 本当にこのビジネスは成功するのか？
- どんな目標を立てるのか？
- どうやってビジネスを進めていくのか？
- いくら儲けられるのか？

表 1. 事業計画書（ビジネスプラン）の項目例

大項目	小項目
1. プレビュー	1. 表紙 2. サマリー 3. 目次
2. 事業の全体像	1. 経営理念 2. 事業の内容 3. ターゲットとする市場 4. 顧客ニーズ
3. 事業の分析	1. 新規性・独自性 2. 市場規模と特性 3. 競合状況と優位性 4. マーケットポジション 5. リスク分析
4. 事業展開	1. 商品開発計画 2. 製造・調達計画 3. 販売計画 4. 将来（3 ～ 5 年後）戦略
5. 財務計画	1. 収支計画 2. 資金計画 3. 財務分析（損益分岐・財務指標分析など）
6. プロフィール	1. 会社概要 2. 経営陣プロフィール 3. 社外ネットワーク

（https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sogyo/essence/support_04.html　より引用）

表１に掲げた項目は非常にオーソドックスなものなので，これを参考にして，まずは一度ビジネスプランを作成してみて欲しい。作成するプロセスにおいて，ビジネスに対する自らの理解の足りなさを自覚し，そこを補うことで，実際の事業の確実性を上げていくことが望ましい。ビジネスプランは，概して，甘くなりがちである。精度を出すことは難しいが，迷った時は控えめに，厳しい目で見ておいた方がよいだろう。

なお，ビジネスプランの作成法については，１章に記述した東広島市と東広島商工会議所との共催の「ひがしひろしま創業塾」のカリキュラムに組み込まれているので，関心のある方はぜひ受講されたい。また，外部機関で開催される起業支援の講座でも扱っていることが多いので，インターネットで調べて参加するのもよいかもしれない。また，市販の書籍でも多くのものがあるので，参考にされたい。以下は，その例である。

・HR インスティチュート (著)；ビジネスプラン・シナリオ作成術，かんき出版（2015）
・グロービス経営大学院 (著)；MBA ビジネスプラン，ダイヤモンド社（新版 2010）

第４章　知的財産の取り扱い

本章では，大学発 VB の大きな武器になりうる知的財産（以後，知財と略す）の取り扱いに関して特に重要だと思われることについて述べる。

最初に，知財について確認しておく。2002 年に制定された知的財産基本法によれば，知的財産および知的財産権の定義は以下のようになる。

> 知的財産基本法　第二条より
> - 「知的財産」とは，発明，考案，植物の新品種，意匠，著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって，産業上の利用可能性があるものを含む。），商標，商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報。
> - 「知的財産権」とは，特許権，実用新案権，育成者権，意匠権，著作権，商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利。

4.1 知財戦略を考える

知財戦略とは，「知的財産法（およびその周辺法）という法律を利用して，競合他社に対する競争優位性を構築するための仕組み（戦い方・もうけ方）」のことである。具体的には，「事業を有利に進めるために，上手く知的財産権を行使する（しない）作戦」とも

いえる。なお，大学発 VB の場合，知財のうち主役になるのは特許であるので，以後は主に特許について述べる。

主だった特許戦略には以下のようなものがある。

- 特許の権利化を行い，競合他社に対する参入障壁を構築し，特許権を行使（自社で実施もしくはライセンス譲渡）する。（**クローズ型戦略①**）
- あえて特許の権利化は行わず，ノウハウ等の秘匿などを行うことで競争優位性を保つ。（**クローズ型戦略②**）
- （技術の中心部分はクローズ型戦略を取りつつ）発明等を無償で公開して，自社技術を業界の標準化にすることや市場の拡大を狙う。（**オープン型戦略**）

特許戦略は，事業戦略同様，設立しようとしている自社の状況と外部環境を照らし合わせたうえで，目指すべき目標との間にあるギャップを埋めるのに特許権をどう使う（または，使わない）のが最良かを考えて決めるべきである。そして，特許戦略は事業戦略にうまく合致するものでなければならない。つまり，特許戦略で目指すべき目標とは，あくまでも事業戦略で目指すべき目標と方向性が一致している必要があり，単に手当たり次第に特許権を取得すればよいというものでは決してない。

4.2 特許出願の手続き

では，知財戦略を決めたとして，特許の権利化を目指す場合の手続き等はどうなっているのだろうか？広島大学の教職員の場合，産学・地域連携センター知的財産部門が相談の窓口になるので，知的財産部門の担当者への相談をぜひお願いしたい。

なお，知的財産部門の担当者が，発明の内容確認後，出願の要否（大学承継の要否）を決定する（必要に応じてインタビューあり）が，職務関連発明[1]か否かでその後の手続きは異なる。広島大学から出願することになった場合は，出願費用などは大学が負担するが，その分，権利は大学に帰属する。一方，広島大学から出願しない場合は，発明を研究者（発明者）に返還する。この場合，個人で出願することができる（費用は個人負担，権利は個人に帰属）。

特許出願手続きの詳細は，知的財産部門のホームページで確認のこと。

4.3 大学発ベンチャーへの技術移転

次に，広島大学から出願した特許を，大学発 VB で使用したい場合は，どうしたらよいだろうか？ それには，大学側とライセンス交渉をして，実施許諾を得なければならない。

広島大学は，知的財産権を実用化する担い手である大学発 VB について，大学教職員などがなした自己発明等の事業化を，継続して行えるように支援していくことを約束してい

1 本学が費用その他の支援をして行う研究等又は本学が管理する施設設備を利用して行う研究等に基づき，職員等が行った発明のこと。

る。広島大学は，大学発 VB に関して，以下３項目を基本的考え方としている。

[1] 大学発ベンチャーに対して，必要に応じて専用実施権の設定を行うとともに，ライセンス料をランニングロイヤリティ方式とするなどの知的財産権の活用にあたり，費用の低減措置をとる（**『知的財産ポリシー』；Ⅲ，『知的財産権などの管理・活用の推進』；(2) ライセンシングの基本的な考え方 (e)**)。

[2] 学長は，発明者などが退職し，または兼業により起業し，自らの発明等を活用して成果の普及を推進するときは，当該発明等についての知的財産権に関して，特別な配慮を講じることができる（**『職務発明規則』；発明者等の実施に対する特例，第 19 条**)。

[3] 本学は，職員等が退職等をし，または兼業により起業し，自らの発明等に基づく知的財産権を活用して研究成果の普及を推進する場合は，本学が所有する知的財産権の一部または全部を，当該職員等に対し，無償または出願手続きおよび維持管理に要した権利化費用（以下直接経費と呼ぶ）を上限とした有償による譲渡もしくは低率な実施料による独占的通常実施権または専用実施権の設定を行うことができる（**『技術移転細則』；大学発ベンチャーの支援，第 6 条**)。

ただし，上記のような支援措置があるといっても，大学発 VB には様々な活動形態があるので，知財の取り扱いを一律に論じることは難しい。そこで，この件に関しても，知的財産部門の担当者への相談をぜひお願いしたい。

事業のスタート時のみならず，経営を続けるなかでも，知財の戦略的出願は企業が永続的な発展を進めていく上で重要な経営資源となることを，VB 経営者は認識すべきである。本学教職員としての原則に則って，自信をもって VB 経営にあたっていくためにも，知財戦略を軽視せず，疑問があるときは知的財産部門へ相談することを奨励する。

第５章　兼業申請と利益相反

教員が兼業により VB を立ち上げる場合，兼業申請を提出し，承認を受けなければならない。本章では，兼業申請の手続きと，兼業によって生じる可能性のある利益相反について述べる。

5.1 申請から兼業先従事まで

大学発 VB の場合，事業化において教員自らが設立者になったり，取締役などの役員に就任したりすることがよくみられる。その場合，大学の教員としての業務（本務）と当該ベンチャーでの業務を兼業することになり，兼業申請が必要となる。

兼業については，**『広島大学職員兼業規則』**[2] に，その定義や取り扱い上必要な事項が記されている。兼業を志すものは，当該規則に定められている兼業の許可基準等を守らねばならない。また，広島大学では，広島大学職員兼業規則に対して**『兼業の取扱要領』**[3] を設け，兼業の許可の申請や報告の仕方を定めている。したがって，兼業申請する者は，それらの条項を熟読し，正しい手順を踏まねばならない。以下に，特に重要だと思われる事柄について記す。

まず，上述の兼業規則や取扱要領によると，「営利企業の兼業」のうち許可される兼業は，以下のタイプに分類される。

（1）**技術移転兼業**：教職員等が技術移転企業（営利企業を営むことを目的とする承認・認定ＴＬＯ（技術移転機関））の役員を兼ねる兼業
（2）**研究成果活用兼業**：教職員等が研究成果活用企業 (営利企業又はその他の団体であって，教職員の研究成果を活用する事業を実施するもの) の役員を兼ねる兼業
（3）**監査役兼業**：教職員が株式会社又は有限会社の監査役を兼ねる兼業
（4）**その他**：営利企業の事業に直接関与しない職を兼ねる兼業

大学発 VB でみられる兼業は，(1) や (3) もないわけではないが，ほとんどが (2) の「研究成果活用兼業」である。そこで，研究成果活用兼業の場合を取り上げて，兼業申請手続きを説明する。

研究成果活用兼業の場合の兼業手続き

まず，必要事項を記入した「研究成果活用兼業許可申請書（別記様式第 4 号）」[4] を，部局を通じて提出する。その際，以下に列挙する資料を添付する（**『兼業の取扱要領』第 9**）。添付しなければならない書類や資料が多いので，漏れがないように気をつけたい。兼業申

2 全学情報共有基盤システム「いろは」の「各種案内･手続き」→「人事関係の制度･手続き」→「1-1 就業規則等」とたどり，「服務関係」から見ることが出来る。【資料編】[1]
3 全学情報共有基盤システム「いろは」の「各種案内･手続き」→「人事関係の制度･手続き」→「1-2 取扱要領」とたどり，常勤職員関係の「服務関係」から見ることが出来る。【資料編】[2]
4 全学情報共有基盤システム「いろは」の「各種案内・手続き」→「人事関係の制度・手続き」→「1-2 取扱要領」で，「兼業の取扱要領」の下「別記様式一覧」のなかにある。【資料編】[2]

請の承認が遅れるのは，往々にして書類の不備のせいだといわれる。

①研究成果活用企業が作成した役員就任依頼書 (役員等の職名，職務内容及び職務への予定従事時間等を具体的に記載したもの。)

②申請者自らの創出による研究成果であって，研究成果活用企業が事業化において活用することを予定している内容を記述した資料

③研究成果活用企業の定款，組織図及び営業報告書

④研究成果の事業化に関連して国等から支援を受けている場合はその内容を明らかにする資料

⑤役員等の略歴

⑥その他参考となる資料 (研究成果活用企業パンフレット，申請者の研究活動状況等)

申請後は，まず，所属部局の教授会で審議が行われる。教授会で承認されると，次に，副学長クラスで構成される営利企業役員等兼業審査会で審議される（**『兼業規則』第 4 条 2 項**)。審査会の意見聴取は，「審査資料（研究成果活用兼業）（別記様式第 5 号）」[5] に基づいて行われる。審査における，研究成果活用兼業の許可基準を以下に示す（**『兼業の取扱要領』第 10**)。以下の項目は重要なので，しっかり把握してもらいたい。

①申請者が，当該研究成果活用企業の事業において活用される研究成果 (特許権，実用新案権等として権利化されたもののほか，論文，学会発表等の形で発表されているものを含む。) を自らが発明，考案等 (その帰属は問わない。) していること。

②申請者が就こうとする研究成果活用企業の役員等としての職務の内容が，主として研究成果活用事業に関するものであること。

③申請者と当該研究成果活用企業 (当該研究成果活用企業が子会社である場合にあっては，親会社を含む。) との間に，特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。正当性が説明できる場合は，この限りではなく，教授会で判断する。

④申請者が申請前 2 年間に，当該研究成果活用企業との間に，特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。

⑤申請者が就こうとする研究成果活用企業の役員等としての職務内容に，大学に対する契約の締結に係る折衝の業務 (研究成果活用事業に関係する業務を除く。) が含まれていないこと。

⑥当該研究成果活用企業の役員組織における申請者の親族の数が，役員総数の 2 分の 1 を超えていない場合で，かつ，申請者の利益追求のための兼業でないことが認められること。

審査を通過すると，晴れて兼業が許可されたことになるが，許可を受けた者は，4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間に従事した研究成果活用兼業の状況について，翌年度の 4 月末日までに，「研究成果活用兼業状況報告書（別記様式第 6 号）」により，大学に報告し

5 別記様式第 4 号と同様にして入手できる。【資料編】[2]

なければならない（**『兼業の取扱要領』第 11**）。

手続きは以上である。要約すると，“ 兼業申請時に提出する書類は，「研究成果活用兼業許可申請書（別記様式第 4 号）および添付書類」と「審査資料（研究成果活用兼業）（別記様式第 5 号）」であり，認可された場合，１年毎（4 月末が締切）に「研究成果活用兼業状況報告書（別記様式第 6 号）」を提出する ” ということになる。大学教員とベンチャー企業の役員を兼業するわけであるから，事業概要，企業の中で果たす役割，時間配分，報酬などを明確に記載しておくことが肝心である。そうすることで，利益相反の疑義が生じないように（この点に関しては詳しくは次節で述べる），留意しなければならない。

最近は，本学においても，代表取締役（社長）との兼業も認められるようになってきた。ただし，代表取締役はまさに企業の顔であり，企業に対して全責任を負っている。その点で，他の役員とは大きく異なる。それゆえ，十分なる説明責任を果たせる場合のみ，大学教員と代表取締役との兼業を許すようにすべきであろう。できれば，親族や友人等の中からビジネスプランに共鳴し，かつ経営経験を有する信頼できる人材を探し出し，協力を得て，代表取締役の任に付いてもらうことが望ましい。

以上，研究成果活用兼業について述べてきたが，この他のタイプの兼業（技術移転兼業，監査役兼業など）も，手続きに関していえば，基本的には同様である。ただし，許可の判断基準と，申請書等の様式や添付書類が異なる。詳しくは，**『兼業の取扱要領』**を参照のこと。

5.2 利益相反に留意する

大学の教職員が VB を立ち上げるに伴って生じる利益相反とは，「教職員の個人的な利益と教職員としての責任との間の衝突・相反」のことである。この利益相反には，兼業企業（ベンチャー）の報酬や技術移転収入などの主として金銭的な利益と大学本来の教育・研究上の職務との相反（狭義の利益相反）と，兼業企業（ベンチャー）に対する責務と大学における本来の責務との相反（責務相反）とがあり，これらを総称して利益相反という。ベンチャー起業を進める上では，これらの衝突・相反が発生する状況が生じ易い。利益相反に関しては社会に対する説明責任があるので，業務の両立について十分な注意が必要である。

広島大学では大学の構成員全体に広く適用される**『広島大学利益相反ポリシー』**を定めている。教員がベンチャーの取締役や技術顧問等の役員を兼業する場合，利益相反に関連して挙がってくるいくつかの問題がある。以下に代表的な課題とその対応策を記しておくので，参考にして欲しい。

(1) 大学教員の大学業務とベンチャー業務との切り分け，整合性の問題

- ベンチャーでの職務が研究関連の場合，外部からは大学での仕事との境目がはっきりせず，そのために，本来大学での業務に充てるべき時間を不当にベンチャーに割

いているのではないかと疑われる。

→ 教員自身が意識して２つの業務を分け，場所による区別，時間による区別を行い，それを研究ノートに記録するなど，対外的に説明できるようにしておく。

- 教員がベンチャー企業で役員になり，金銭的な利益を得ているが，実際にベンチャー企業において役職にふさわしい業務実態があるのか疑われる。

→ 役員の場合は，定期的な役員会への出席等，会社経営への関与について具体的な職務を果たし，それを記録しておく。

- 兼業している教員に大学で指導を受けている学生の当該ベンチャーへの関与（労働の提供等）が疑われる。

→ 学生がベンチャー企業の固有業務に従事してはならない。もし，学生がアルバイトとしてベンチャー企業の業務を請け負う場合は，きちんと契約を結び（契約書を書く），対価を支払い，それを記録しておく。

(2) ベンチャー企業による，大学の研究室および設備の使用に関する問題

- 大学発 VB の研究や製品の製造のために，大学研究室の設備を利用しているが，不正ではないかと疑われる。

→ **『広島大学技術移転ポリシー』**では，“教職員等が，大学にベンチャー企業の設立を申請したときは，その申請者を大学ベンチャーと認定し，大学の施設・設備利用の優遇措置，大学の実施料軽減措置等の支援策を講じることができる。”と，ベンチャー支援のための大学の施設･設備利用を認めている。したがって，大学の施設・設備を使用すること自体は不正ではない。ただし，大学の施設･設備の利用にあたり，使用許諾の手続き等を正しく行い，利用の条件（使用料を含む）を世間一般からみて妥当なものにする必要がある。

(3) 広島大学インキュベーションオフィスにおける設備の所管の問題

- ベンチャー企業が広島大学からインキュベーションオフィスを借りている場合で，オフィス内に大学資産と疑われる設備があり，ベンチャー企業が使用している。

→ 広島大学の一般運用では，オフィスの提供は場所のみであり，内部の設備は含まない。特定プロジェクトで取得した設備が残存する場合等で，その設備が大学資産となっている場合は，貸与の手続き，もしくは譲渡の手続き（減価償却を終えた設備で，大学からベンチャー企業へ譲渡する場合）を正しく行う必要がある。

(4) 公的なプロジェクトへの大学とベンチャー企業の関わり

- 公的なプロジェクト（例えば JST, NEDO 等）において，受託機関から大学および大学発 VB の双方が再委託を受ける場合等において，大学が締結する契約文書では，大学発 VB との関係が見えにくい場合がある。

→ 利益相反に関する自己申告等で明らかにしていく必要がある。

(5) ベンチャー企業と大学間の取引における決済手続きの問題

- 大学の規則では，50 万円以下の取引の場合，仮発注等の簡易処理が可能であるが，

大学発 VB が製品を大学に販売する場合に，このような処理を行うと，不正な取引を疑われる。

→ 取引の公正性を内外に明確にするための工夫が必要である。例えば，発注者を，ベンチャー企業との利害関係のない者にする等。

(6) 大学保有特許のベンチャー企業への実施許諾の問題

- 大学発 VB が大学の特許等[6]を使用する場合，不正に優遇されているのではないかと疑われる。

→ 一定の優遇期間経過後は，必要に応じて，実施許諾契約等の手続きを確実に実施しておく必要がある。

この他，臨床研究に関係する研究者等には，**『広島大学における臨床研究に係る利益相反ポリシー』**が定められており，該当者は，**『広島大学利益相反ポリシー』**と**『広島大学における臨床研究に係る利益相反ポリシー』**の双方を遵守することが求められる。

5.3 利益相反の管理

広島大学は，大学発 VB のように産学官連携活動に取り組む教職員を守り，かつ社会からの信頼を損なうことがないよう，説明責任を果たすことを目的として，**『広島大学利益相反管理に関する規則』**を制定し，利益相反管理を行っている。

大学発 VB で，この規則に基づく利益相反管理の対象になるものは，次に掲げる活動を行う場合である。

- ベンチャー企業等から一定額以上の金銭の供与を受ける場合
- ベンチャー企業等から一定額以上の物品，サービス等を購入する場合
- ベンチャー企業等から一定比率以上の株式等を取得する場合
- 学生等を当該ベンチャー活動等に従事させる場合

これらに該当する教職員は，各部局を通じて「利益相反に関する自己申告書」を，利益相反委員会（理事（社会産学連携担当），副理事，産学・地域連携センター長らを中心に組織されている）に，年１回申告しなければならない。[7] ただし，臨床に関連した臨床利益相反は，当該臨床試験を行う前に，その都度提出する必要がある。[8]

---

6 たとえ発明者がベンチャー企業の役員であっても当該特許権を保有しているのが大学である場合は,「大学の特許」である。

7 全学情報共有基盤システム「いろは」の「各種案内・手続き」のページで,「社会連携」の項の「利益相反管理について」に詳細が記載されている。【資料編】[3]

8 全学情報共有基盤システム「いろは」の「各種案内・手続き」のページで,「社会連携」の項の「臨床研究（治験を含む）に係る利益相反管理について」に詳細が記載されている。

第６章　会社設立手順

本章では，まず，一般的な会社組織の種類について概説する。そして，大学発 VB を立ち上げるにあたっての，会社組織を選択するときのポイントについて述べる。最後に，株式会社の場合を例にとり，その設立手順について述べる。

6.1 会社の種類

2006 年５月に新会社法が施行され，以前とは設立される会社の種類や方法が変った。特筆すべき特徴は，(1) 有限会社がなくなり，全て株式会社に統合された，(2) 合同会社（LLC）という新しい会社形態が規定された（3）株式会社の最低資本金制度が撤廃された，(4) 株式会社の機関設計の自由度が増した，という点である。

新会社法の施行以後，設立される会社や組織の種類は，図５のように整理することができる。

会社法が定める会社	株式会社 合名会社 合資会社 合同会社（LLC）
その他の事業団体	一般社団法人 一般財団法人 ＮＰＯ法人など
事業目的が限られた法人	医療法人　社会福祉法人　学校法人 弁護士法人　税理士法人　宗教法人など
法人格のない事業団体	有限責任事業組合（LLP）民法上の組合 個人商店　個人事務所　など

図５．会社・組織の種類

図５に示すように，「会社」は，出資者としての地位を自由に譲渡できるか否かで，「株式会社」と「持分会社」に分けることができる。さらに，持分会社は，出資者の責任範囲の違いに応じて「合同会社（LLC: Limited Liability Company）」，「合資会社」，「合名会社」の３つに分類される。また，新会社法の施行以後につくることができることになった新しい組織体に「有限責任事業組合（LLP: Limited Liability Partnership）」がある。

大学発 VB を設立する場合，まず考えなければならないのは，出資者の責任範囲である。具体的には，会社が債権者に対して支払いができなくなった場合に，出資者個人が私財を

投じて弁済する責任がある（無限責任）か，または，出資額以上には責任を負う必要がない（有限責任）か，という点である。詳しい説明は省略するが，合名会社および合資会社では，もしも会社が倒産して多額の借金を負った場合等には，債権者に対する負債をすべて弁済する義務を社員が負うことになっている。したがって，不測の事態に大変な責任を負うため，合名会社および合資会社は大学発 VB には向かない会社形態といえる。そこで，有限責任（出資額までしか責任を負わない）という特徴を持つ，株式会社，LLC（合同会社），LLP（有限責任事業組合）の３つが大学発 VB の組織形態の選択肢となる。これら３つの組織形態の特徴を表２にまとめた。

LLP の大きな特徴は，株式会社や LLC と異なり，存続期間を定めることが法律上求められているという点である。つまり，LLP は永続的に存在することを前提としていない組織体である。また，組合であるために，税務上の扱いも株式会社や LLC と異なる。LLP は法人格がないので，法人税が課税されることはなく，かわりに各構成員（組合員）に直接課税される。これをパススルー課税（構成員課税）という。パススルー課税の利点として，LLP に損失が出た場合は，その損失額を出資者の他の所得と損益通算することができる。例えば，給与所得で年収600万円ある出資者が，LLPから100万円の損失を被ったとすると，給与所得の 600 万円から LLP の 100 万円の損失を控除して税金の計算をすることができる。[9] ただし，LLP で生じた利益や損失を，構成員ごとに集計する経理業務は複雑になり，案件ごとに損益の分配割合を変えたりすると，かなりの事務負担になることに注意が必要である。

このような特徴から，LLP は，他に所得がある者同士が出資を募って，比較的短期でハイリスク・ハイリターンな事業をする場合に適しているといえる。一方，新たに立ち上げる組織体で，永続的な事業運営をしていく予定であれば，株式会社か LLC を選択するのがよいといえる。

LLC は，会社法施行により新規設立が認められなくなった有限会社に代わり，有限責任の小規模法人として今後多く設立されることが見込まれる会社形態である。旧有限会社よりも設立費用が低減できるメリットがあり，将来的には，株式会社への移行も可能である。迅速な意思決定が出来ること，現物出資に対する検査役調査などの手続きが無いことがメリットである。ただし，対外的な信用が株式会社ほど高くないこと，社員数が多くなることを予定していないこと，などがデメリットである。

株式会社と LLC の共通点は，有限責任であることに加え，「社員は１人，出資は１円以上ならよい」という点である。相違点としては，業務の執行について，LLC は人的多数決（定款に特別な規定がない場合，社員の過半数が賛成した意見が通る）なのに対し，株式会社は資本多数決（多く出資をした人の意見が通る）である点である。また，設立時や運営時のコストを比較すると，LLC の方が安い。LLC の場合，電子定款による申請ならば，設立登記申請の際にかかる費用は最低で６万円（資本金の 1000 分の７の金額が 60,000 円

9 ただし，LLP の損失を取り込めるのは，LLP に出資した範囲内の金額となるので，損失が 100 万円であっても，LLP への出資が 10 万円であれば，10 万円しか損失に取り込むことはできない。

に満たない場合登録免税のみとなる）とする。

設立する組織を，株式会社か LLC かで迷っている場合は，これらの特徴を勘案して決めるとよいだろう。

表 2．株式会社，LLC，LLP の特徴

	株式会社	合同会社（LLC）	有限責任事業組合（LLP）
有限責任制	○（有限責任）	○（有限責任）	○（有限責任）
内部自治原則	×増益や権限の配分は出資額に比例。機関の設置必要（最低限取締役必要）	○損益や権限の配分は自由。機関の設置不要	○損益や権限の配分は自由。機関の設置不要
法人格	○	○	×
課税方式	法人課税	法人課税	構成員課税（パススルー課税）
社員または組合員数	1 名で可	1 名で可	2 名で可
組織再編	会社間で可能	会社間で可能	会社との間で不可
組織変更	持分会社との間で可	他の持分会社及び株式会社との間で可	会社との間で不可
決算公告義務	有	有	無

なお，介護，地域復興活動，スポーツ指導などのさまざまな活動を通じて社会的な使命の実現をめざす NPO 法人 (特定非営利活動法人) の設立も起業のひとつの形態であるが，ここでは省略する（詳細は https://www.npo-office.com/fund/index.html を参照されたい）。

6.2 株式会社設立の手順

組織体の種類が決まったら，いよいよ設立の作業となる。ここでは，株式会社を設立する場合を取り上げ，会社設立の手順を概説する。

表 3 に会社設立の手順と内容の概略を示した[10]。表の上から下へ順に進むのが，会社設立の流れである。どの項目も会社設立には必須であるが，特に重要な項目は，商号（会社名）の命名と定款の作成であるので，これらについて説明する。

商号は原則として自由に決めることができ，まったく同一の住所でなければ，他の会社と同じ名前でも構わないが，不正の目的で，他の会社であると誤解されるような商号にしてはいけないことになっている。現在では，類似商号調査は必ずしも義務ではないが，同一市区町村内に，同一または類似の商号があったりすれば，トラブルの原因になるので，商号の調査はしておくべきである。商号調査は，インターネットで登記情報を確認するこ

10 合同会社もほぼ同様の手順に従う。ただ，定款の作成は必要であるが，公証人による認証は不要である。

とで行える（https://www1.touki.or.jp/）。いずれにしても，会社の名前である商号は，会社の目的や理念とマッチした意味のある名前とするのが良い。また覚えてもらいやすい名前ということも大切である。

表３．会社設立の手順及び内容

基本的事項の決定	商号，会社の目的，本店所在地，出資財産，設立時発行株数，発起人，公告方法，役員の構成や任期，などの事項を決める。
発起人決定書（発起人会議事録）の作成	決定した基本事項を書面に残す。この書面を発起人決定書（発起人が１人の場合）又は，発起人会議事録（発起人が複数の場合）という。
定款の作成	定款の作成は非常に重要であるので，本文で説明する。各種の法律（商法など）や手続きへの整合性をチェックする。
公証人による定款認証	公証人役場で認証を受ける。費用（収入印紙代が４万円，定款認証料が約５万２千円）必要。ただし，電子認証の場合は，収入印紙代は不要になる。認証後，代表取締役印を作成する。
資本金の払込み	出資金を銀行などの金融機関に振り込む。その後，払込証明書，預金通帳のコピー，資本の額を証明する書面を用意する。
代表取締役の選任	定款に記載でも可。取締役が複数いる場合は，取締役全員が集まり，代表取締役を決定し，「代表取締役選任決議書」を作成する。
取締役・監査役の調査	取締役（及び監査役）は，設立手続が法律に沿って正しく行われてきたかどうかを調査し，調査報告書を作成。調査完了の日から２週間以内に設立登記の申請を行わなければならない。
登記申請	設立登記申請書を作成し，設立登記の申請をする。登記の申請日が会社設立日となる。
登記完了	補正日に補正なければ登記完了（正式に会社設立）。
諸官庁への届出	税務署，県税事務所（市町村役場），社会保険事務所への届出が必要。従業員を雇い入れたら労働基準監督署，ハローワークへも届出る。

（注）東広島公証役場及び法務局東広島市局の連絡先は以下の通り。
東広島公証役場：〒 739-0043 東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島 4 階，tel:082-422-3733
広島法務局東広島支局：〒 739-0012 東広島市西条朝日町 9-11，tel:082-422-2338

続いて，定款の作成について述べる。定款とは，会社経営に関する基本事項を定めた規約のことで，会社の「憲法」とも言われている。いかなる会社も定款は作成しなければな

らず，また，株式会社の場合は，必ず公証人の認証を受けなければならない。通常，定款を３通作成して公証人の認証を受け，１通は公証人役場に，１通は設立登記の申請のために，もう１通は会社に保管されることになる。[11]

定款の構成は，いずれの場合も通常は以下の６章節により成り立っている。

第１章　総則
第２章　株式
第３章　株主総会
第４章　取締役および代表取締役
第５章　計算
第６章　附則

このうち，第４章が会社の組織構成によって大きく異なり，取締役，取締役会，代表取締役および監査役，などに変ることもあるが，その他はおおむね同じである。定款には，法律上必ず記載しなければならない事項（絶対的記載事項）がある。絶対的記載事項が網羅されていれば，定款として成り立つが，実際の定款は，絶対的記載事項以外にも，相対的記載事項（記載しなくとも構わないが記載しなければ効力が生じない事項）や，任意的記載事項（記載しなくてもよく，定款以外の方法（株主総会など）で定めてもよい事項）を含むことが多い。絶対的記載事項は以下のものである。

- 商号
- 事業目的
- 本店の所在地
- 設立に際して出資される財産の価額またはその最低額
- 発起人の氏名・名称および住所
- 発行可能株式総数[12]

定款の作成は，行政書士に依頼することが出来る（費用がかかる）が，自分自身で作成することも可能である。巻末の参考資料に，定款の記載例を添付する。

会社設立に関する資料については，多くの行政書士事務所や会計事務所などがインターネット上に公開しているので，それらを参考にするのもよい。

例えば，https://www.hi-ho.ne.jp/yokoyama-a/kaishaseturitu.htm　などが参考になる。

11 ただし，電子定款の場合は，記録媒体に保存されているデータが原本であり，1 通のみ設立登記申請用に印刷すればよい。
12 この項目は，正確には原始定款の絶対的記載事項ではないが，会社設立までに定めておく必要があり，記載しておいた方が，安心である。

第７章　資金調達の方法

会社設立にあたっては，資金問題を避けて通ることは出来ない。新会社法によって資本金１円でも会社設立は可能になったが，１円だけでは会社を設立することは出来ない。設立のための資金（会社登記費用）や当座の運転資金もいるからである。

資金は，自己資金で賄うのが最も良い方法であるが，不足する場合が多い。資金の具体的調達方法として，①助成金，②投資，③融資などがある。資金調達を考えるにあたり，それぞれの特徴，メリット，デメリットを良く知っておかなければならない。表４に資金調達方法のメリット／デメリットを示す。返済義務のない“助成金”を得ることが出来ればベストである。

表４．資金調達方法のメリット／デメリット

		メリット	デメリット
助成金		・返済しなくて良い ・企業に社会的信用がつく	・手続に時間がかかる ・資金用途が限定される
投資（出資）		・リスクマネーを提供される ・アライアンスなどがある	・株価についてプレッシャーをうける
融資	公的	・企業に社会的信用がつく ・金利が低い	・書類作成に時間がかかる
	民間	・企業に社会的信用がつく ・ネットワークを借りられる	・保証人や担保を求められる

引用：HR インスティチュート編；ビジネス策定シナリオ（㈱かんき出版)(平成 13 年発行)

なお，独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）が運営している「J-Net21 中小企業ビジネス支援サイト」（https://j-net21.smrj.go.jp/）のなかにある「資金調達ナビ」を使うと，募集中の助成金や融資・投資を調べることができるので，活用されたい。

７．１　助成金・補助金の利用の利用

代表的なものとして，一般および学生向けの助成金である「ひろしまベンチャー助成金」と，学生向けコンテスト（入賞すると助成金がもらえる）「キャンパスベンチャーグランプリ」，「東広島市ものづくり新事業展開支援事業補助金」，「やまぎん地域企業助成基金」を紹介する。

（１）ひろしまベンチャー助成金（財団法人ひろしまベンチャー育成基金）

広島県内のチャレンジ精神旺盛な起業家のユニークな事業アイデア・新しい技術・斬新なビジネスプランを募集し，将来有望なアイデアに，助成金が交付される。この助成金制

度は，2003 年に開始され年 1 回実施されており，返済の義務はない。1 募集で 8 先程度が助成されており，広島大学関係者の受賞も多い。2006 年度から学生枠も設置された。

一般用の募集要項は以下の通り。

【助成対象・条件】

新規性・独創性のある技術やビジネスプラン等を有している法人または個人で，応募時点において以下の要件を全て満たす先

1. 法人の場合は，広島県内に主たる事業所（事務所）を置いていること。
   個人の場合は，広島県内在住であること。
2. 前年度売上高が 5 億円以下であること（※）。
3. 申請事業が非営利活動を目的としたものでないこと

（※）申請者が子会社（会社法上）の場合，親会社も上記 2. の要件に該当すること。
なお，過去に受賞した先からの同一または類似テーマでの応募は不可とする。

【助成内容】

法人の場合……ひろしまベンチャー奨励賞として 100 万円～ 300 万円を 5 先程度
個人の場合……ひろしまベンチャー育成賞として 50 万円～ 200 万円を 5 先程度
また法人・個人を問わず，ひろしまベンチャーエコ特別賞として 100 万円を 1 先程度
特に有望な先には法人・個人を問わず，ひろしまベンチャー大賞として 500 万円を 1 先程度

一方，学生枠の募集要項は下記の通り。

【助成対象・条件】

広島県内に在住または在学している大学院生，大学生，短期大学生，高等専門学校生，専門学校生で，新規性・独創性または地域貢献性のあるビジネスアイデアや事業プランを有すること。

【助成内容】

ひろしまヤングベンチャー大賞　30 万円
ひろしまヤングベンチャー賞　5 ～ 10 万円
（5 ～ 7 先程度）

1 科学・技術分野，2 商業・生活文化分野，3 地域コミュニティー・その他分野に分けてそれぞれ助成する。

これらの募集要項はインターネットに掲載されるので，活用されたい。
https://www.hiro-venture.or.jp/

（2） キャンパスベンチャーグランプリ

キャンパスベンチャーグランプリは１９９９年に大阪で開催したのが始まり。現在，全国８地域（北海道，東北，東京，中部，大阪，中国，四国，九州）で展開している。実際に起業して活躍している先輩も多く，広く“学生起業家の登竜門”として知られている。

地域大会を勝ち上がった学生は，メンターらの指導を受けてビジネスプランに磨きをかけ，「全国大会」で「経済産業大臣賞」「文部科学大臣賞」の受賞を目指し，入賞者には賞金が与えられるので，学生向助成金制度といえる。地域ごとに審査が行われ入賞者を決めた後，各地区の上位入賞者を集めて全国大会が実施される。各地域の応募締切は毎年 10 月末が恒例となっている。2010 年からは，募集部門が「テクノロジー部門」と「ビジネス部門」の２つに集約された。

広島の場合は，キャンパスベンチャーグランプリ中国（CVG 中国）に応募することになる。CVG 中国では，以下の賞を設けている。

・最優秀賞　部門ごとに２件（賞状と賞金 50 万円）
・優秀賞　２件（賞状と賞金 20 万円）
・特別賞　２件（賞状と賞金 10 万円）
・奨励賞　数件（賞状と賞金５万円）

なお，最近の広島大学の応募者・入賞者が減少傾向にあることが懸念される。同時に，応募数の減少も見られる。今後の巻き返しを期待したい。

キャンパスベンチャーグランプリは，学生向の助成金制度として定着しつつあり，各大学の起業意識が反映されている。募集要項はインターネットに掲載されるので，活用されたい。https://www.cvg-nikkan.jp/

（3） 東広島市ものづくり新事業展開支援事業補助金

【助成対象・条件】

東広島市内に主たる事業所を有し，市税を滞納していない方のうち，次のいずれかに該当する方となる。

（１）中小企業基本法に定める中小企業者
（２）中小企業等協同組合法に定める中小企業等協同組合
（３）（１），（２）により組織されたグループ

※上記に該当する方であっても，次の項目に該当する場合は対象となりません。

・発行済株式の総数又は出資金額の１／２以上が同一の大企業の所有に属している。
・発行済株式の総数又は出資金額の２／３以上が複数の大企業の所有に属している。
・役員総数の１／２以上を大企業の役員（従業員の兼務を含む。）が占めている。

【助成内容】

研究機関との共同研究，成長分野における新製品又は新技術等の開発，特許等の知的財産権の取得，パッケージデザインの開発，市場動向の調査，見本市等への出展による販路開拓に対し，その費用の一部を補助する。

（4） やまぎん地域企業助成基金

【助成対象・条件】

山口県，広島県及び福岡県内に本店又は主な工場・事務所を有する中小企業（※）または個人事業主・組合。

※中小企業の範囲は，原則として以下の資本金基準または従業員基準のいずれかを満たす企業とする。

【助成内容】

（1）新技術・新商品・新ビジネス等の開発，新生産方法・新販売方式等の導入を通じて，創造的・革新的な経営に取組む助成対象者に対する助成

（2）地域特産品・工芸品等の伝統産業について，技術・技法の存続及び発展に貢献，または地域課題解決や地域活性化への取組みを行う助成対象者に対する助成

１社当たり　１００万円

7.2 投資（出資）を求める

次の資金調達方法は，投資（出資）である。これは，個人投資家（エンジェル）や投資会社（ベンチャーキャピタル）などから出資してもらい，資金を得る方法である。投資により得た資金は返済の義務がない。エンジェルやベンチャーキャピタルがベンチャーに投資をするのは，そのベンチャーの将来性に期待しており，株式公開（IPO）したときのキャピタルゲインを得ることを目的としているからである。つまり，株式公開できそうな会社に投資する点が，エンジェルやベンチャーキャピタルの特徴である。したがって，投資をしてもらうにはビジネスプラン（事業計画）が非常に大事になってくる。かなり厳しい審査を受けなければならないゆえ，ビジネスプランは，十分に練り上げる必要がある。なお，投資が得られた場合は，ベンチャーキャピタルがハンズオン的に経営を支援することもあるようである。

個人投資家であるエンジェルとベンチャーキャピタルとの違いは，その出資額である。エンジェルは一般的に，ベンチャーキャピタルの出資額より少ない金額ではあるが，親族や友人よりもまとまった金額の出資をする。米国には，非常に多くのエンジェル投資家がいることが知られている。エンジェル投資家の多くは引退した起業家や経営者であり，純粋な経済的追求を超えた理由で投資を始めることが多い。従って，純粋な資金供給に留まらず，経営面での貴重な助言や有力者の紹介などで企業を助けることもある。最近，ベン

チャーキャピタルの出資額は大きくなっているため，小規模の資金供給をするエンジェルは，創業間もないベンチャービジネスにとってありがたい存在である。

参考までに，表５にベンチャーキャピタルの会社名の一覧表を示す。なお，この他にも多くのベンチャーキャピタルがあるので，インターネットで検索するとよい。

表５．ベンチャーキャピタル一覧表

NEDO認定VC

認定VC機関名
Beyond Next Ventures株式会社
Expara Ventures Pte.Ltd
Draper Nexus Venture Partners Ⅱ,LLC
（株）東京大学エッジキャピタル
合同会社ユーグレナＳＭＢＣ日興リバネスキャピタル
Global Catalyst Partners Japan投資事業有限責任組合
（株）SARR TECH RANCH
ハックベンチャーズ（株）
ウエルインベストメント（株）／AZCA
Triple Ring Technologies,Inc/（株）日本医療機器開発機構
ニッセイ・キャピタル（株）
Remiges Biopharma Fund GP, Inc
500 Startups Japan
（株）ジャフコ
QBパートナーズ有限責任事業組合
360ip JAPAN（株）
（株）慶應イノベーション・イニシアティブ
D4V合同会社
グローバル・ブレイン（株）
日本ベンチャーキャピタル（株）
インキュベイトファンド（株）
合同会社テックアクセルベンチャーズ
みやこキャピタル（株）
MedVenture Partners（株）
（株）ゼロワンブースター
（株）ファストトラックイニシアティブ
（株）ＴＮＰスレッズオブライト
SBIインベストメント（株）
ジェネラルパートナー（株）(ANRI)
鎌倉インベストメント（株）
（株）MAKOTOキャピタル/一般社団法人MAKOTO
（株）みらい創造機構
（株）ABBALab
（株）広島ベンチャーキャピタル

JST認定VC

認定VC機関名
MedVenture Partners（株）
Beyond Next Ventures（株）
（株）経営共創基盤（IGPI）
ＱＢキャピタル合同会社
ジェネラルパートナー（株）
ニッセイ・キャピタル（株）
ウエルインベストメント（株）
（株）ジャフコ
（株）東京大学エッジキャピタル
バイオ・サイト・キャピタル（株）
ユニバーサルマテリアルズインキュベーター（株）
（株）ＦＦＧベンチャービジネス パートナーズ

7.3 融資の利用

もうひとつの資金調達方法として，融資がある。融資は，公的資金や民間の金融機関から資金を借入れることである。融資を受けた場合は，融資金額の元本と，融資金額にかかる利息を期限までに支払う（返済する）義務がある。そのため，安定した収益性が見込めないと融資を受けることは難しく，やはりビジネスプランが重要である。返済義務があるために，創業期のベンチャーの資金調達として融資に大きく依存することは危険である。

融資を行っている融資機関には，①政府系金融機関，②地方自治体（制度融資），③民間の銀行等，がある。

まず，①について述べる。政府系金融機関とは政府が全額または一部を出資している金融機関であり，銀行などの民間の金融機関に比べ低い金利で融資を行っている。この政府系金融機関の中で，これから創業する者がまず利用を考えるべきものは，「日本政策金融公庫（略称：日本公庫）」であろう。日本政策金融公庫は，前身機関である国民生活金融公庫，農林漁業金融公庫，中小企業金融公庫，国際協力銀行を統合して 2008 年に設立された。日本政策金融公庫の行っている国民生活事業が創業支援のための融資制度を用意している（https://www.k.jfc.go.jp/）。ここが行っている創業者向けの主な融資制度（2011 年 3 月時点）には，以下のようなものがある。それぞれに細かい条件はあるが，金利はかなり低く設定されている。

- 新規開業資金：
  勤務経験や習得した技能を活かす創業や，雇用の創出を伴う創業を支援
- 女性，若者／シニア起業家資金：
  女性，若者（30 歳未満），シニア（55 歳以上）の視点を活かした事業を促進
- 新創業融資制度：
  的確なビジネスプランを持つものの，保証人や担保の提供が困難な創業者を支援

次に，②について述べる。政府系金融機関は国が融資を行ってくれるものであったのに対し，自治体の制度融資とは県や市などの「自治体」が融資をしてくれるもので，こちらも低利で借りることができる。基本的には，銀行などが窓口となり，自治体から預かる預託金を用いて融資を行う。制度融資は，自治体の管轄する地区に住む住民や企業が対象で，数多くの自治体が複数の融資を設定しているが，融資の内容や条件は，各自治体により全く異なる。

最後に，③である。民間には，銀行，信用金庫，信用組合などがある。これらの機関は，利息を含めて確実に返済されることを前提としているから，ハイリスク事業には融資しない。銀行等の融資は，原則創業者に対して開業資金を融資することはないと考えておいた方がよいだろう。

以上より，利用の順位としては，担保を取られることも多いが，低金利である公的資金を優先すべきである。ベンチャー起業後の会社運営には，資金は重要である。資金繰りについては，十分に留意する必要がある。

第８章　外部支援機関等

大学発 VB の創業は，地域社会の活性化につながる可能性がある。そういった意味から，外部の公的な機関も様々な支援を行っている。この章では，代表的な地域の支援機関を紹介する。また，学内インキュベーション施設以外の外部のインキュベーション施設についても紹介する。

8.1 地域の支援機関

大学発 VB 立上げを計画している教員や学生に対するこの地域の代表的外部支援機関として，「広島県」，「ひろしま産業振興機構」と「中小企業基盤整備機構」がある。これらの機関は，専門のコーディネータによるビジネスプラン作成，マーケット調査，資金調達など，ベンチャー立上げに関する支援を行っている。以下概要を紹介する。

（1）広島県商工労働局イノベーション推進チーム

広島での創業についてのご相談，創業後に事業を軌道にのせるためのご相談を，市町，商工会議所・商工会や，ひろしま創業サポートセンター等で支援を行っている。

詳細は，インターネット上に公開しているので，それらを参考にするのもよい。

https://hiroshima-starters.com/support/support-counsel.html

（2）公益財団法人 ひろしま産業振興機構

（財）ひろしま産業振興機構は，県内産業の発展のため，県内企業等の様々な取り組みを総合的にバックアップする公益法人として設立された。中小企業の新規創業，経営革新，技術開発，国際化の促進等を総合的に支援することが主な事業内容である。創業・新事業展開に関しては，広島県中小企業・ベンチャー総合支援センターがこの機構の中に設立されている。県内の産業支援機関と連携しつつ，技術開発，技術移転，起業家，資金，経営，販路開拓支援を行なっており，支援を依頼することが出来る。

ここでは起業のための各種セミナーが実施され，また相談コーナーも設けられている。具体的活動としては，以下のようなものがある。

- 創業セミナー：ビジネスプラン作成セミナー，会計・財務入門セミナー，販路拡大・マーケティングセミナー，女性起業家応援セミナー，先輩起業家講演会・交流会，創業フォローアップセミナーを実施している。
- 創業予定者と，機関投資家，商社，証券会社等との出会いを提供する場として「広島県異業種交流サロン」を開催している。
- 総合相談コーナー：ひろしま創業サポートセンター創業マネージャー等が相談に応じる。相談内容により創業サポーターと課題解決に取り組むひろしま創業サポートセンター（広島県情報プラザ 1 階，TEL: 082-240-7702，FAX: 082-249-3232）を設置している。

＊創業サポーター：経営者や先輩起業家をはじめ，様々なジャンルの士業専門家などが創業サポーターとして登録されている。

詳細は https://www.hiwave.or.jp/purpose1/foundation/ を参照されることを勧める。

（3）独立行政法人 中小企業基盤整備機構

独立行政法人中小企業基盤整備機構（略称：中小機構）は，独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成 14 年法律第 147 号) の定めるところにより，2004 年 7 月に設立された独立行政法人である。中小企業総合事業団（信用保険部門を除く），地域振興整備公団（地方都市開発整備等業務を除く）及び産業基盤整備基金の三特殊法人を統合したものであり，その事業内容は，「中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言，研修，資金の貸付け，出資，助成及び債務の保証，地域における施設の整備，共済制度の運営等の事業を行い，もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤の整備を行う」ことにある。

中小機構は，以下のベンチャー支援を行っている。（https://www.smrj.go.jp/venture/）

- 経営相談（窓口相談，電話／ E メール相談），さらに専門家派遣によるアドバイス
- 各種イベントの開催により，販路開拓・業務提携・資金調達等のマッチングを支援
- インキュベーション施設の貸与

なお，中小機構中国本部の所在地は，以下のとおりである。

〒 730-0013　広島県広島市中区八丁堀 5-7 広島 KS ビル 3 階

TEL: 082 － 502 － 6300（代表），https://www.smrj.go.jp/

また，中小機構は，「J-Net21」（https://j-net21.smrj.go.jp/）という中小企業ビジネス支援サイトの運営も行っている。

https://www.smrj.go.jp/regional_hq/chugoku/index.html

（4）その他

公益財団法人中国地域創造研究センター（https://www.ciicz.jp/）や（社)中国地域ニュービジネス協議会（https://www.cnbc.or.jp/）等もベンチャー支援を行っている。

8.2 外部のインキュベーション施設

学外の地域インキュベーション施設にも様々なものがある。代表的な施設として，東広島市の「広島中央サイエンスパーク」内に，ひろしま産業振興機構が運営する広島起業化センター「クリエイトコア」がある。また，東広島市が運営する「東広島市新産業創造センター（コラボスクエア）内貸事務所」がある。

詳細は，中国経済産業局が発行しているパンフレット「中国地域のインキュベータ」から知ることが出来る（https://www.chugoku.meti.go.jp/pamph/incubation/incubator.pdf からダウンロード可能)。

以下，広島起業化センター「クリエイトコア」と「東広島市新産業創造センター（コラボスクエア）内貸事務所」の概要を説明する。また，本手引書の巻末「資料編」に広島県内のインキュベーション施設の情報を参考資料として示す。

（1）広島起業化センター「クリエイトコア」

新規開業，新分野進出を目指す企業・個人に対し低料金の貸事業場を提供するとともに各種の支援サービスを行い，その立ち上がり期間を積極的にサポートしていく施設で，ひろしま産業振興機構が運営している。

入居対象は，製品開発・商品開発に取り組む個人や中小企業で，新しく企業を興そうとする方，創業期にある方，新たな事業分野への進出を目指す方が対象となる。入居に当たっては起業家支援協議会の審査がある。

【場所】〒739-0046　東広島市鏡山 3-13-60（㈱広島テクノプラザに隣接）
（管理運営主体・連絡先）公益財団法人ひろしま産業振興機構
TEL 082-240-7701　FAX 082-249-3232
【URL】https://www.hiwave.or.jp/kurieito/top.html
【開設年月】 1995 年 4 月（1997 年 4 月増設）
【概要】
創業間もない企業等のための貸事業場（インキュベーター）。入居者の交流組織として「クリエイトコアクラブ」を組織し，各種講演会・セミナー，情報誌の発行など自主的に活動している。

- 鉄骨造 2 階建 延床面積 1,454m^2
- インキュベートルーム（貸事業場）20 室（30~77㎡），商談・交流室 2 室
- 利用料金：月額 2,000 円／ m^2（共益費込み，税別）
- 入居期間：原則として 3 年以内（更新可能）

（2）東広島市新産業創造センター（コラボスクエア）内貸事務所

コラボスクエア内にあるインキュベーションルームの入居条件は，情報通信関連，医療・福祉，生活文化，環境・バイオ，ビジネス支援関連，人材関連，流通・物流，教育関連産業などの都市型産業を営む，会社設立から概ね 5 年以内の創業期にある企業，もしくはこれらの企業を新しく起こそうとするもの，これらの事業分野へ新たに進出を目指す市内企業等。（入居は，入居選考委員会において選考し，結果を通知する。）

【場所】 〒 739-0043 東広島市西条西本町 28-6（サンスクエア東広島 3 F）

【URL】 https://www.collabosquare.com/about/

【開設年月】 2003 年 1 月

【概要】

• 占有面積：4 室（8.33 ～ 12.94㎡）（可動間仕切り）

• 使用料：8,000 円～ 12,000 円／月額

• 共益費：5,000 円／月額

• 入居期間：原則として 3 年以内

JR 西条駅から近い場所にあり，立地も良い。空き部屋があれば，随時募集されるゆえ，東広島市（東広島市新産業創造センター）の HP を注意してみておく必要がある。

【資料編】

[1] 広島大学職員兼業規則　（平成 16 年 4 月 1 日規則第 89 号）
[2] 兼業の取扱要領　（平成 17 年 1 月 6 日　副学長（人事・総務担当）決裁）
（研究成果活用兼業許可申請にまつわる関係書類目次の例）
[3] 広島大学利益相反管理に関する規則　（平成 20 年 9 月 16 日規則第 166 号）
[4] 広島大学利益相反ポリシー　（平成 16 年 2 月 10 日 部局長会議承認）
（平成 22 年 3 月 31 日 一部改正）
理事・副学長（社会連携・広報・情報担当）決裁
[5] 広島大学知的財産ポリシー　（平成 16 年 2 月 10 日　部局長会議承認）
（平成 23 年 3 月 31 日 一部改正）
理事（社会連携・広報・情報担当）決裁
[6] 広島大学産官学連携ポリシー　（平成 18 年 1 月 16 日 副学長（社会連携･研究担当）決裁）
（平成 23 年 3 月 31 日 一部改正）
理事（社会連携・広報・情報担当）決裁
[7] 広島大学技術移転ポリシー　（平成 16 年 1 月 21 日　知的財産社会創造センター
運営委員会承認）
（平成 23 年 3 月 31 日 一部改正）
理事（社会連携・広報・情報担当）決裁
[8] ベンチャー企業に対する大学知的財産利用認定に関する要項
（平成 27 年 5 月 12 日 理事・副学長
（社会産学連携・広報・情報担当）決裁）
[9] 定款参考例
[10] 広島大学発 VB リスト　（平成30年12月1日現在･公開を許可している会社43社）
[11] 起業にあたってのチェックチャート（山口大学前田起業マネージャー作成資料引用）

○広島大学職員兼業規則

平成16年4月1日規則第89号

広島大学職員兼業規則

(趣旨)

第1条　この規則は，広島大学職員就業規則(平成16年4月1日規則第78号)第33条第2項，広島大学船員就業規則(平成16年4月1日規則第79号)第34条第2項，広島大学再雇用職員就業規則(平成16年4月1日規則第80号)第23条第2項及び広島大学契約職員就業規則(平成16年4月1日規則第101号。以下「契約職員就業規則」という。)第22条第3項の規定に基づき，広島大学(以下「大学」という。)に勤務する職員の兼業に関し必要な事項を定めるものとする。

(兼業の許可基準等)

第2条　大学は，この規則による兼業の許可の申請があった場合においては，その職員と兼業先との間に特別な利害関係がなく，又はその発生のおそれがなく，かつ，兼業に従事しても職務の遂行に支障がないと認めるときに限り，許可することができる。

2　学長は，契約職員就業規則の規定の適用を受ける者の兼業(第4条第1項各号及び第4条の2ただし書きに掲げる兼業を除く。)に関し，この規則による権限をその者が配属又は所属する部局等の長に委任するものとする。

3　前項に規定するものを除き，学長は，この規則による権限の一部を他の役員又は職員に委任することができる。

(定義)

第3条　この規則において「兼業」とは，報酬の有無にかかわらず，継続的，定期的又は一時的に次に掲げる職を兼ねることをいう。

(1)　商業，工業，金融業その他利潤を得てこれを構成員に配分することを主目的とする企業体(会社法(平成17年法律第86号)上の会社のほか，法律により設立される法人等で，主として営利活動を営む団体を含む。以下「営利企業」という。)の役員(定款において役員と定められている職を含む。)，発起人，顧問若しくは評議員（以下「役員等」という。）の職（以下「営利企業の役員等兼業」という。）又は営利企業の役員等以外の職(以下「営利企業の役員等以外の兼業」という。)

(2)　職員が自己の名義で営利企業を経営する職(名義人が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合を含む。以下「自営の兼業」という。)

(3)　医療法人，社会福祉法人，学校法人，放送大学学園，公益法人又は法人格を有しない団体の役員の職若しくはその事業の職(以下「営利企業以外の団体の兼業」という。)

(4)　国立大学法人法(平成15年法律第112号)の規定に基づき設置された国立大学法人若しくは大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)，独立行政法人国立高等専門学校機構，公立若しくは私立の学校(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)の規定に基づき設置された公立大学法人を含む。以下「公立大学法人」という。)，専修学校，各種学校又は放送大学学園等の教育施設における教育に関する事業若しく

は事務の職(以下「教育に関する兼業」という。)

(5)　法律，政令又は条例等により，国若しくは地方公共団体の行政機関(以下「国等の行政機関」という。)に重要事項を調査審議するために設置されている審議会等の非常勤の職，これらに準ずる非常勤の職又は当該機関に必要に応じて置かれている職(以下「国等の行政機関の兼業」という。)

(6)　独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条又は地方独立行政法人法第2条の規定に基づき，個別法により設置された法人(独立行政法人国立高等専門学校機構及び公立大学法人を除く。)の職(以下「独立行政法人の兼業」という。)

(7)　弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)に基づき，弁護士活動を行う職(以下「弁護士の兼業」という。)

(営利企業の役員等兼業)

第4条　営利企業の役員等兼業は，原則として許可しない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，この限りでない。

(1)　技術移転事業者の役員等(監査役を除く。)を兼ねるとき。

(2)　研究成果活用企業の役員等(監査役を除く。)を兼ねるとき。

(3)　株式会社又は特例有限会社の監査役を兼ねるとき。

(4)　前3号以外の営利企業の事業に直接関与しない役員等を兼ねるとき。

2　大学は，前項各号に規定する兼業の許可に当たっては，その透明性及び公平性の確保を図るため，別に定める営利企業役員等兼業審査会の意見を聴かなければならない。

(営利企業の役員等以外の兼業)

第4条の2　営利企業の役員等以外の兼業は，原則として許可しない。ただし，営利企業の事業に直接関与しない職を兼ねるときは，大学の許可を得てこれを行うことができる。

(自営の兼業)

第5条　自営の兼業は，原則として許可しない。ただし，客観的に営利を主目的とする事業でないと判断される場合は，大学の許可を得てこれを行うことができる。

(営利企業以外の団体の兼業)

第6条　営利企業以外の団体の兼業は，大学の許可を受けなければならない。

(教育に関する兼業)

第7条　教育に関する兼業は，大学の許可を受けなければならない。

(国等の行政機関及び独立行政法人の兼業)

第8条　国等の行政機関及び独立行政法人における兼業は，大学の許可を受けなければならない。

(弁護士の兼業)

第8条の2　弁護士の兼業は，大学の許可を受けなければならない。

(短期間の兼業)

第9条　第4条から前条までの許可基準を満たす兼業であって，次の各号のいずれかに該当する場合には，大学の許可は要しない。ただし，あらかじめ大学へ届け出なければなら

ない。

(1)　1日限りのとき。

(2)　2日以上6日以内で，総従事時間数が15時間未満のとき。

(許可する期間)

第10条　兼業を許可する期間は，法令等により任期の定めのある場合を除き，原則として2年以内とする。

(兼業従事時間の取扱い)

第11条　兼業に従事する時間(往復に要する時間を含む。)は，原則として大学の労働時間には含まないものとする。

2　前項の規定にかかわらず，大学が許可したときは，大学の労働時間を割いて兼業に従事することができる。この場合において，労働時間を割いた部分については，給与を減額する。

(兼業の制限)

第12条　1週間当たりの延べ兼業従事時間数(第9条に基づく短期間の兼業及び無報酬の兼業を除く。)の上限は，原則15時間とする。ただし，大学が必要と認めるときは，これを超えて許可することができる。

(雑則)

第13条　特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不適当であると学長が認める場合は，別段の取扱いをすることができる。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の日前において，既に届出，許可，承認又は同意(以下「許可等」という。)を得ている兼業については，この規則に基づく許可等があったものとして取り扱うものとする。

附　則(平成17年3月31日規則第60号)

この規則は，平成17年4月1日から施行する。

附　則(平成19年3月22日規則第59号)

この規則は，平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成20年1月28日規則第16号)

1　この規則は，平成20年1月28日から施行する。

2　この規則の施行の日前において，既に許可を得ている兼業については，この規則による改正後の広島大学職員兼業規則に基づく許可があったものとして取り扱うものとする。

附　則(平成28年3月1日規則第10号)

1　この規則は，平成28年3月1日から施行する。

2　この規則の施行の日前において，既に許可を得ている兼業については，この規則による改正後の広島大学職員兼業規則に基づく許可があったものとして取り扱うものとす

る。

附　則(平成28年3月24日規則第43号)

この規則は，平成28年4月1日から施行する。

○兼業の取扱要領

平成17年1月6日
副学長(人事・総務担当)決裁

兼業の取扱要領

目次

第1章　総則(第1・第2)
第2章　営利企業の兼業
第1節　技術移転事業者の役員等の兼業(第3－第7)
第2節　研究成果活用企業の役員等の兼業(第8－第12)
第3節　株式会社等の監査役の兼業(第13－第17)
第4節　営利企業の事業に直接関与しない兼業(第18・第19)
第3章　自営の兼業(第20－第23)
第4章　その他の兼業
第1節　営利企業以外の団体の兼業等(第24－第26の2)
第2節　短期間の兼業(第27・第28)
第3節　管理職員の兼業(第29・第30)
第4節　継続の兼業(第31)
第5章　雑則(第32・第33)
附則

第1章　総則

(趣旨)

第1　この要領は，広島大学職員兼業規則(平成16年4月1日規則第89号。以下「規則」という。)の取扱いを定めるものとする。

(共通の許可基準)

第2　規則第2条第1項の「その職員と兼業先との間に特別な利害関係」とは，親族が経営に関与している営利企業や法人等において公私の区別が不明確となる関係，物品購入契約・工事契約等の契約関係，検査・監査等の監督関係又は許可・認可等の権限行使の関係(以下「特別な利害関係」という。)をいう。

2　前項に規定する「契約関係」の判断は，契約の締結についての決裁への参画及び機種選定に関係する委員会等への参画の有無により行うものとする。ただし，共同研究及び受託研究に係る契約については，契約の締結についての決裁を行う権限の有無により判断するものとする。

3　規則第2条第1項の「職務の遂行に支障がないと認めるとき」とは，次に掲げる場合をいう。

(1)　兼業による心身の著しい疲労のため，職員としての業務(以下「本務」という。)遂行上その能率に悪影響が生じない場合
(2)　兼業することにより，職員としての信用を傷つけ，又は大学の不名誉となるおそれがない場合
(3)　その他本務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じない場合

第2章　営利企業の兼業

第1節　技術移転事業者の役員等の兼業

(技術移転事業者)
第3　この要領において「技術移転事業者」とは，営利企業その他の団体であって，大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第2条第1項の認定に係る事業(以下「承認事業」という。)を実施するものをいう。
(技術移転兼業の許可の申請)
第4　技術移転兼業(技術移転事業者の役員等(監査役を除く。)を兼ねる場合をいう。以下同じ。)に係る許可の申請は，技術移転兼業許可申請書(別記様式第1号)によるものとし，次に掲げる資料を添付する。
(1)　技術移転事業者が作成した役員就任依頼書(役員等の職名，職務内容及び職務への予定従事時間等を具体的に記載したもの。)
(2)　技術移転事業者の定款，組織図及び営業報告書
(3)　その他参考となる資料(技術移転事業者パンフレット，申請者の研究活動状況等)
(技術移転兼業の許可基準)
第5　技術移転兼業は，当該兼業が次に掲げる基準に適合すると認められるときに，これを許可するものとする。
(1)　申請者が，当該技術移転兼業に従事するために必要な技術に関する研究成果又はその移転について，特許権，実用新案権等に関する法制度等の知見を有していること。
(2)　申請者が就こうとする技術移転事業者の役員等としての職務の内容が，主として承認事業に関係するものであること。
(3)　申請者と当該技術移転事業者(当該技術移転事業者が商法(明治32年法律第48号)第211条の2第1項に規定する子会社(以下「子会社」という。)である場合にあっては，同項に規定する親会社(以下「親会社」という。)を含む。)との間に，特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。
(4)　申請者が申請前2年間に，当該技術移転事業者との間に，特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。
2　前項第2号にいう「主として承認事業に関係するもの」とは，次に掲げる場合をいう。
(1)　申請者が技術移転事業者の代表取締役社長に就こうとする場合において，当該技術

移転事業者の主たる事業が承認事業であるとき。

(2)　申請者が技術移転事業者の業務担当取締役の職に就こうとする場合において，主たる担当業務が承認事業に関係するものであるとき。

3　第1項の許可は，技術移転事業の役員等の任期等を考慮して定める期限を付して行うものとする。

4　規則第4条第2項に規定する営利企業役員等兼業審査会(以下「審査会」という。)の意見聴取は，審査資料(技術移転兼業)(別記様式第2号)に基づき行うものとする。ただし，既に許可を受けた技術移転兼業を更新する場合(兼業への従事内容に大幅な変更がある場合を除く。)は，審査会の意見聴取を省略できるものとする。

(技術移転兼業の報告)

第6　技術移転兼業に係る許可を受けた者は，4月1日から翌年の3月31日までの間(以下「当該年度」という。)に従事した技術移転兼業の状況について，翌年度の4月末日までに，技術移転兼業状況報告書(別記様式第3号)により，大学に報告しなければならない。

(技術移転兼業終了後の業務の制限)

第7　大学は，技術移転兼業に従事した職員について，その兼業が終了した日から2年間，当該技術移転事業者との間に，特別な利害関係がある業務に従事させてはならない。

第2節　研究成果活用企業の役員等の兼業

(研究成果活用企業)

第8　この要領において「研究成果活用企業」とは，営利企業又はその他の団体であって，職員の研究成果を活用する事業を実施するものをいう。

(研究成果活用兼業の許可の申請)

第9　研究成果活用兼業(研究成果活用企業の役員等(監査役を除く。)を兼ねる場合をいう。以下同じ。)に係る許可の申請は，研究成果活用兼業許可申請書(別記様式第4号)によるものとし，次に掲げる資料を添付する。

(1)　研究成果活用企業が作成した役員就任依頼書(役員等の職名，職務内容及び職務への予定従事時間等を具体的に記載したもの。)

(2)　申請者自らの創出による研究成果であって，研究成果活用企業が事業化において活用することを予定している内容を記述した資料

(3)　研究成果活用企業の定款，組織図及び営業報告書

(4)　研究成果の事業化に関連して国等から支援を受けている場合はその内容を明らかにする資料

(5)　役員等の略歴

(6)　その他参考となる資料(研究成果活用企業パンフレット，申請者の研究活動状況等)

(研究成果活用兼業の許可基準)

第10　研究成果活用兼業は，当該兼業が次に掲げる基準に適合すると認められるときに，

これを許可するものとする。

(1)　申請者が，当該研究成果活用企業の事業において活用される研究成果(特許権，実用新案権等として権利化されたもののほか，論文，学会発表等の形で発表されているものを含む。)を自らが発明，考案等(その帰属は問わない。)していること。

(2)　申請者が就こうとする研究成果活用企業の役員等としての職務の内容が，主として研究成果活用事業に関するものであること。

(3)　申請者と当該研究成果活用企業(当該研究成果活用企業が子会社である場合にあっては，親会社を含む。)との間に，特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。

(4)　申請者が申請前2年間に，当該研究成果活用企業との間に，特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。

(5)　申請者が就こうとする研究成果活用企業の役員等としての職務内容に，大学に対する契約の締結に係る折衝の業務(研究成果活用事業に関係する業務を除く。)が含まれていないこと。

(6)　当該研究成果活用企業の役員組織における申請者の親族の数が，役員総数の2分の1を超えていない場合で，かつ，申請者の利益追求のための兼業でないことが認められること。

2　前項第2号にいう「主として研究成果活用事業に関係するもの」とは，次に掲げる場合をいう。

(1)　申請者が研究成果活用企業の代表取締役社長に就こうとする場合において，当該研究成果活用企業の主たる事業が研究成果活用事業であるとき。

(2)　申請者が研究成果活用企業の業務担当取締役の職に就こうとする場合において，主たる担当業務が研究成果活用事業に関係するものであるとき。

3　第1項の許可は，研究成果活用企業の役員等の任期等を考慮して定める期限を付して行うものとする。

4　審査会の意見聴取は，審査資料(研究成果活用兼業)(別記様式第5号)に基づき行うものとする。ただし，許可を受けた研究成果活用兼業を更新する場合(兼業への従事内容に大幅な変更がある場合を除く。)は，審査会の意見聴取を省略できるものとする。

(研究成果活用兼業の報告)

第11　研究成果活用兼業に係る許可を受けた者は，当該年度に従事した研究成果活用兼業の状況について，翌年度の4月末日までに，研究成果活用兼業状況報告書(別記様式第6号)により，大学に報告しなければならない。

(研究成果活用兼業終了後の業務の制限)

第12　大学は，研究成果活用兼業に従事した職員について，その兼業が終了した日から2年間，当該研究成果活用企業との間に，特別な利害関係がある業務に従事させてはならない。

第3節　株式会社等の監査役の兼業

(株式会社等)

第13　この要領において「株式会社等」とは，株式会社又は有限会社をいう。

(監査役兼業の許可の申請)

第14　監査役兼業（株式会社等の監査役を兼ねる場合をいう。以下同じ。）に係る許可の申請は，監査役兼業許可申請書(別記様式第7号)によるものとし，次に掲げる資料を添付する。

(1)　株式会社等が作成した監査役就任要請依頼書(監査役への予定従事時間等を具体的に記載したもの。)

(2)　株式会社等の定款，組織図及び営業報告書

(3)　当該株式会社等の発行済株式の総数又は出資の総額

(4)　申請者の親族が所有している株式の数又は出資の額

(5)　取締役の略歴

(6)　その他参考となる資料(株式会社等のパンフレット，申請者の研究活動状況等)

(監査役兼業の許可基準)

第15　監査役兼業は，当該兼業が次に掲げる基準に適合すると認められるときに，これを許可するものとする。

(1)　申請者が，当該株式会社等における監査役の職務に従事するために必要な知見を有していること。

(2)　申請者と当該株式会社等(当該株式会社等が子会社である場合にあっては，親会社を含む。)との間に，特別な利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと。

(3)　申請者が申請前2年間に，当該株式会社等との間に，特別な利害関係がある職を占めていた期間がないこと。

(4)　申請者の親族が所有している株式の数又は出資の額の合計が，当該株式会社等の発行済株式の総数又は出資の総額の4分の1を超えないこと。

(5)　当該株式会社等の取締役組織における申請者の親族の数が，取締役総数の2分の1を超えていないこと。

(6)　申請者の親族が当該株式会社等の代表取締役会長又は代表取締役社長に就いていないこと。

2　前項の許可は，監査役の任期等を考慮して定める期限を付して行うものとする。

3　審査会の意見聴取は，審査資料(監査役兼業)(別記様式第8号)に基づき行うものとする。ただし，許可を受けた監査役兼業を更新する場合(兼業への従事内容に大幅な変更がある場合を除く。)は，審査会の意見聴取を省略できるものとする。

(監査役兼業の報告)

第16　監査役兼業に係る許可を受けた者は，当該年度に従事した監査役兼業の状況について，翌年度の4月末日までに，監査役兼業状況報告書(別記様式第9号)により，大学に報

告しなければならない。

(監査役兼業終了後の業務の制限)

第17　大学は，監査役兼業に従事した職員について，その兼業が終了した日から2年間，当該株式会社等との間に，特別な利害関係がある業務に従事させてはならない。

第4節　営利企業の事業に直接関与しない兼業

(営利企業の事業に直接関与しない兼業の範囲)

第18　規則第4条第1項第4号の「営利企業の事業に直接関与しない職を兼ねるとき」とは，営利企業における次に掲げる職を兼ねる場合をいう。

(1)　診療所等の医師，歯科医師又はカウンセラー

(2)　専門分野に関する技術指導又は助言等を行う職(学識経験者として意見を述べる場合を含む。)

(3)　教育施設，研修所及び研修会等又は文化講座等の講師

(4)　その他営利企業の事業に直接関与しないことが明らかであると認められる職

(営利企業の事業に直接関与しない兼業の許可の申請)

第19　営利企業の事業に直接関与しない兼業に係る許可の申請は，原則として兼業依頼・許可申請書(別記様式第10号。以下「統一様式」という。)によるものとする。ただし，統一様式以外で兼業依頼があった場合は，統一様式に必要事項を記入の上，当該依頼書を添付して申請するものとする。

2　前項の申請を行う場合で，任期が2年を超える場合は，任期の定めが記載された法令，条例，規約又は寄附行為等の写しを添付するものとする。

第3章　自営の兼業

(自営の兼業の範囲)

第20　規則第5条の「自営の兼業」には，農業，牧畜，酪農，果樹栽培及び養鶏等にあっては，大規模に経営され客観的に営利を主目的とする事業と判断されるとき，不動産又は駐車場の賃貸にあっては，次の各号のいずれかに該当する場合を含むものとする。

(1)　独立家屋の賃貸については，独立家屋の数が5棟以上であるとき。

(2)　独立家屋以外の建物の賃貸については，貸与することができる独立的に区画された一の部分(以下「アパート」という。)の数が10室以上であるとき。

(3)　土地の賃貸については，賃貸契約の件数が10件以上であるとき。

(4)　賃貸に係る不動産が劇場，映画館，ゴルフ練習場等の娯楽集会，遊技等のための設備を備えたものであるとき。

(5)　賃貸に係る建物が旅館，ホテル等特定の業務の用に供するものであるとき。

(6)　建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であるとき。

(7)　駐車台数が10台以上であるとき。

(8)　不動産又は駐車場の賃貸に係る1年間の賃貸料(経費等を控除する前の金額)収入の見込み額(これらを併せて行っている場合には，賃貸料収入の合計額)が，500万円以上であるとき。

(9)　一戸建て1棟をアパート2室相当，土地の賃貸件数1件又は駐車台数1台をアパート1室相当と換算し，これらを合計して10室相当以上であるとき。

(不動産等賃貸以外の事業関係の許可の申請)

第21　不動産又は駐車場の賃貸以外の事業関係の兼業に係る許可の申請は，自営兼業許可申請書(不動産等賃貸以外の事業関係)(別記様式第11号)によるものとする。

2　前項の申請を行う場合は，必要に応じて次に掲げる資料を添付するものとする。

(1)　事業報告書，組織図，事業場の見取り図等当該事業の概要を明らかにする書類

(2)　申請者以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていることなど申請者の本務の遂行に影響がないことを明らかにする書類

(3)　事業主の名義が申請者以外である場合においては，当該事業主の氏名及び申請者との続柄並びに申請者の当該事業への関与の度合を明らかにする書類

(4)　その他参考となる資料

(不動産等賃貸の事業関係の許可の申請)

第22　不動産又は駐車場の賃貸の事業関係の兼業に係る許可の申請は，自営兼業許可申請書(不動産等賃貸関係)(別記様式第12号)によるものとする。

2　前項の申請を行う場合は，必要に応じて次に掲げる資料を添付するものとする。

(1)　不動産登記簿の謄本，不動産の図面等賃貸する不動産等の状況を明らかにする書類

(2)　賃貸契約書の写し等賃貸料収入額を明らかにする書類

(3)　不動産管理会社に管理業務を委託する契約書の写し等不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法を明らかにする書類

(4)　事業主の名義が申請者以外である場合においては，当該事業主の氏名及び申請者との続柄並びに申請者の当該事業への関与の度合を明らかにする書類

(5)　その他参考となる資料

(自営の兼業の許可基準)

第23　自営の兼業は，当該兼業が次に掲げる基準に適合すると認められるときに，これを許可するものとする。

(1)　不動産又は駐車場の賃貸以外の事業を行う場合は，申請者以外の者を当該事業の業務遂行の責任者としていること等により，本務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

(2)　不動産又は駐車場の賃貸を行う場合は，入居者の募集，賃貸料の集金，不動産の維持管理等の管理業務を事業者(親族を含む。)に委ねることにより申請者の本務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

第4章　その他の兼業

第1節　営利企業以外の団体の兼業等

(営利企業以外の団体の兼業等の範囲)

第24　規則第6条から第8条までに掲げる兼業で，次に掲げる職を兼ねるときは，原則として許可しない。

(1)　法人及び法人格を有しない団体(以下「法人等」という。)の会長，理事長，理事，監事，顧問，評議員，病院長(医療及び療養機関の長を含む。)，学校(園)長その他職責が重大な職

(2)　大学等の入学試験の準備を目的として設置・開講されている予備校又はこれに類する教室，塾，講座等の講師

(3)　国又は地方公共団体等に附置された教育関係機関又は施設の長

2　前項第1号にかかわらず，無報酬の場合又は次に掲げる法人等の職を兼ねる場合には，許可することができる。

(1)　国際交流を図ることを目的とする法人等

(2)　当該職員の研究分野と密接な関係があり，学術研究上有益であると認められる法人等

(3)　大学内に活動範囲が限られた法人その他これに類する法人等

(4)　育英奨学に関する法人等

(5)　産学の連携等を図ることを目的とする法人等

(6)　その他教育，学術，文化，スポーツ又は医療の振興を図ることを目的とする法人等で，特に公益性が高いと認められるもの

(職務付加兼業)

第25　次に掲げる職を無報酬で兼ねる場合は，所定労働時間内に本務として従事する(以下「職務付加兼業」という。)ことができる。

(1)　国又は地方公共団体におかれる審議会委員等の職(これらに準ずる職を含む。)

(2)　国の行政機関又は独立行政法人の職

(3)　地域社会への貢献度が高いと認められる事業等に関する職

(4)　その他教育，学術，文化，スポーツ又は医療の振興を図ることを目的とする法人等の職で，特に公益性が高いと認められるもの

(営利企業以外の団体の兼業等の許可の申請)

第26　営利企業以外の団体の兼業等(職務付加兼業を含む。)に係る許可の申請は，第19の規定によるものとする。

(弁護士の兼業の許可の申請)

第26の2　弁護士の兼業に係る許可の申請を行うことができる者は，法学部，大学院社会科学研究科法政システム専攻又は大学院法務研究科の授業を担当している者とし，申請の方法は，第19の規定によるものとする。

2　前項の兼業を許可された場合であっても，訴訟又は保全(以下「訴訟等」という。)を受任するときは，次の事項を記載した任意の様式により，所属する部局等の長を経由して速やかに大学に届け出なければならない。

(1)　訴訟等の概要(守秘義務に反しない範囲)

(2)　従事(予定)時間が兼業許可時間内に収まることの申立て

(3)　その他参考となる事項

3　第1項の兼業を許可された場合であっても，企業等と顧問契約を締結するときは，次の事項を記載した任意の様式により，事前に大学に申請し，その承認を得なければならない。

(1)　契約内容の概要(守秘義務に反しない範囲)

(2)　従事(予定)時間が兼業許可時間内に収まることの申立て

(3)　報酬(予定)額

(4)　その他参考となる事項

4　第2項の届出又は前項の申請に際し，届出者又は申請者は，あらかじめ，弁護士倫理に従い，大学との利益相反が生じないこと，違法又は不正な行為を助長又は利用しないこと及び大学の信用を害しないことについて，細心の注意を払うものとする。

5　訴訟等を受任した者又は顧問契約を締結した者は，当該年度の状況について，翌年度の4月末日までに，次の事項を記載した任意の様式により，所属する部局等の長を経由して大学に報告するものとする。ただし，年度の途中で受任又は契約が終了したときは，終了後速やかに報告するものとする。

(1)　活動内容(守秘義務に反しない範囲)

(2)　その他参考となる事項

6　大学は，第2項により届出を受けた訴訟等又は第3項により承認した顧問契約について，本務の遂行に支障があると認めるとき，又は大学の信用を害することが判明したときは，訴訟等の受任を辞任させ，又は顧問契約を解除させることができる。

第2節　短期間の兼業

(短期間の兼業)

第27　規則第9条第2号の日数の算定にあたっては，あらかじめ従事する日が定まっており，当該業務の内容に継続性が認められる場合については，従事する日のすべてを合算するものとする。

2　規則第9条の規定にかかわらず，1月を超える任期を有する場合には，短期間の兼業に該当しない。

(短期間の兼業の届出)

第28　短期間の兼業に係る届出は，原則として，兼業の依頼文書(任意の様式)に当該職員の確認印を押印したものにより所属する部局等の長に行うものとする。ただし，依頼文

書がない場合は，短期兼業届出書(別記様式第13号)により行うものとする。

第3節　管理職員の兼業

(管理職員の兼業)

第29　管理職の地位にある職員(広島大学職員給与規則（平成16年4月1日規則第88号）第24条に基づく管理職手当の支給を受ける職員をいう。以下「管理職員」という。)は，職員の所定労働時間内に兼業(職務付加兼業を除く。)を行ってはならない。

2　前項の規定にかかわらず，大学が特に認めるときは，1週間当たりの延べ兼業従事時間数がおおむね5時間を超えない範囲において，職員の所定労働時間内の兼業を許可するものとする。

(管理職員の兼業の許可の申請)

第30　管理職員の兼業に係る許可の申請は，第19の規定によるものとする。

第4節　継続の兼業

(継続の兼業)

第31　この要領において「継続の兼業」とは，規則第4条第1項第4号及び第6条から第8条までに定めるもののうち，許可等を受けている兼業の任期終了後継続して従事するものをいう。

2　前項の「任期終了後継続して従事するもの」には，継続の兼業の任期の始期が，前回許可等を受けている当該兼業の任期の終期から1年以内のものを含むものとする。

3　継続の兼業に係る許可の申請は，次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

(1)　統一様式による申請

(2)　兼業兼職支援システムから出力された兼業台帳の，前回許可等を受けている当該兼業の該当欄に，申請者の確認印を押印したものによる申請

第5章　雑則

(兼業の許可内容等の変更)

第32　既に許可を受けている兼業の内容について変更する必要が生じた場合には，当該兼業の変更後の内容について新たに許可を受けなければならない。ただし，任期中に兼業が終了する場合又は変更の内容が，従事する曜日の変更，従事する時間数の増減その他軽微なものについては，兼業変更届(別記様式第14号)を大学に届け出ることにより代えるものとする。

(兼業の許可の取消し)

第33　大学は，職員が従事する兼業について，許可の基準に適合しなくなったと認めると

きは，その許可を取り消すものとする。

附　則

改正　平成18年2月1日

1　この要領は，平成17年1月6日から施行し，平成16年4月1日から適用する。

2　「兼業許可申請書」については，平成18年3月31日までの間，法人化前の様式を適宜修正等の上，使用できるものとする。

附　則(平成17年4月7日一部改正)

この要領は，平成17年4月7日から施行し，この要領による改正後の兼業の取扱要領の規定は，平成17年4月1日から適用する。

附　則(平成18年2月1日一部改正)

1　この要領は，平成18年2月1日から施行する。

2　営利企業の事業に直接関与しない兼業については，この要領による改正後の兼業の取扱要領第19の規定にかかわらず，平成19年3月31日までの間は，なお従前の例によることができるものとする。

附　則(平成18年12月6日一部改正)

この要領は，平成18年12月6日から施行する。

兼業の取扱要領
別記様式第1号(第4関係)

技術移転兼業許可申請書

平成　　年　　月　　日

広島大学長　殿

ふりがな
申請者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

広島大学職員兼業規則第4条第1項第1号及び兼業の取扱要領第4により，許可を申請します。

個人番号 □□□□□□□□□□□□

1　所属・職名

所属・職名	

2　申請前2年間の在職状況

所属・職名	在職期間	職務内容
	自　平成　年　月　日	
	至　平成　年　月　日	
	自　平成　年　月　日	
	至　平成　年　月　日	

3　兼業予定先

技術移転事業者の名称	
所在地	
事業内容（技術移転事業以外の事業を含む。）	□承認事業　□大学認定事業　□研究機関認定事業
技術移転事業者の親会社	親会社の 有・無 名　称： 所在地： 事業内容：
兼ねようとする役員等の職務内容	□役員(名称) ＿＿＿＿＿＿　□顧問　□評議員 （代表権：有・無）　（業務担当：有・無） 職務内容： 技術移転事業への関わりの程度：
報酬の予定年額	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
役員等の職務への予定従事期間	平均して，1月＿＿＿＿日，1日＿＿＿＿時間 週のべ＿＿＿＿時間

役員等の任期及び 兼業予定期間	（任期： 有＿＿＿＿＿ 年・無 ） 平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで

4　技術に関する研究成果又はその移転についての知見の有無及びその内容

□ 有

□ 無

5　本務への支障の有無

□ 有

□ 無

6　申請者が占め，又は申請前2年以内に占めていた職と技術移転事業者（親会社を含む。）との関係

7　その他本務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無

□ 有

□ 無

8　その他参考事項

教授会等付議日

平成　　年　　月　　日　　会議名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学長許可欄

上記の兼業を許可する。

平成　　年　　月　　日

広島大学長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

（注）各欄に記入しきれない場合には，別の用紙に記載して添付するものとする。

別記様式第2号(第5第4項関係)

審査資料（技術移転兼業）

１．申請内容

申　請　者	氏　　名	
	所属・職名	
兼業予定先の名称・役員名		
兼　業　予　定　期　間	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日	
兼業許可申請書記載事項以外の特記すべき事項		

チ　ェ　ッ　ク　項　目	問題なし	問題あり
①　申請者が就こうとする役員(代表取締役社長，取締役，理事，支配人その他これらに準ずる者(発起人及び清算人を含む。))の職務の内容が，主として承認事業に関係するものであるか。	□	□
②　役員としての職務内容，責任内容か(役員兼業以外の兼業として携わる職務内容ではないか。)。	□	□
③　兼業従事により，本務に影響はないか(兼業予定先からの依頼書に記載された予定従事時間等の内容(曜日，時間数，時間帯，従事場所，出席予定会議名)と申請者の労働時間，兼業先への移動に要する時間との関係等とを照合する。)。	□	□
④　申請者と当該技術移転事業者(当該技術移転事業者が商法(明治32年法律第48号)第211条ノ2第1項に規定する子会社である場合にあっては，同項に規定する親会社を含む。)との間に，申請前2年間に**特別な利害関係**がないか又はその発生のおそれがないか。	□	□
⑤　株主の状況について，申請者も株式を所有しており，その株式の所有が本務の公正性，信頼性の確保の観点から見て不当な利得(不当に譲渡されたもの等)でないか。	□	□

⑥　兼業の始期については，株主総会において選任される日又は定められた日か（申請者の兼業開始希望日又は大学が許可する日ではない。）。	□	□
⑦　兼業の終期については，定款，商法に定められている日か（最終決算期に関する定時株主総会終結の時まで等を確認。）。	□	□
⑧　任期については，定款，商法に定められている任期か（会社設立時の最初の取締役及び監査役の任期は１年以内の最終決算期に関する定時株主総会まで。商法上取締役の任期は２年。補欠又は増員の場合の前任役員又は他の役員との任期の整合性等を確認。）。	□	□
⑨　当該技術移転事業者が有限会社である場合，役員の任期の定め方は妥当か（有限会社においては，株式会社のような商法上の任期がないため，任期をどのように定めたのか。）。	□	□
⑩　報酬予定年額(金銭以外のストックオプション等による報酬を含む。)について，それらが本務の公正性，信頼性の確保の観点から見て不当な利得でないか。	□	□

２．審査結果（審査日：平成　　年　　月　　日）

検討結果	□　特に問題はなく，許可しても差し支えないと判断される。 □　問題があるので，許可すべきでないと判断される。
許可期間	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日
【問題がある場合の所見】	
【その他の所見】	
【審査委員氏名】	

別記様式第3号(第6関係)

技術移転兼業状況報告書

平成　　年　　月　　日

広島大学長　殿

所　　属

職　　名

氏　　名　　㊞

広島大学職員兼業規則第４条第１項第１号に規定される技術移転兼業の状況について，兼業の取扱要領第６により下記のとおり報告します。

1　技術移転事業者の名称	
2　報告期間	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日
3　兼ねている役員等の職務内容等 （代表権については，該当する方へ○を付すこと。）	【役職名】 （　代表権　：　有　・　無　）
	【職務内容】
	【従事時間等】 □　週　　日程度　　□　月　　日程度 □　年　　日程度 1日　　時間程度従事（　　：　　～　　：　　）
4　許可を受けている内容の変更の有無	□　有　　□　無 【有の場合はその内容】
5　期間中に受領した報酬 （受領していない場合は「該当無し」と記入）	【種類】
	【価額】
	【受領の事由】
6　その他参考となる事項	

（注）5の【種類】の欄には，金銭，有価証券，物品及びその他の別を，【価額】の欄には，金銭を受領した場合においてはその額を，金銭以外の財産上の利益を受領した場合においてはその利益を時価に見積もった金額を，【受領の事由】の欄には，役員報酬，役員賞与，株式配当金，特許権等の実施料，指導料及びその他の別を記載するものとする。

専門業務型裁量労働制非適用職員のうち，労働時間の割振変更を行って兼業に従事している場合は，変形労働時間制割振簿を添付すること。

別記様式第4号(第9関係)

研究成果活用兼業許可申請書

平成　　年　　月　　日

広島大学長　殿

ふりがな
申請者氏名　　印

広島大学職員兼業規則第4条第1項第2号及び兼業の取扱要領第9により，許可を申請します。

個人番号

1　所属・職名			
所属・職名			
2　申請前2年間の在職状況			
所属・職名	在職期間		職務内容
	自　平成　年　月　日		
	至　平成　年　月　日		
	自　平成　年　月　日		
	至　平成　年　月　日		
3　兼業予定先			
研究成果活用企業の名称			
所在地			
事業内容（研究成果活用事業以外の事業を含む。）			
研究成果活用企業の親会社	親会社の 有・無 名　称： 所在地： 事業内容：		
兼ねようとする役員等の職務内容	□役員(名称)　□顧問　□評議員 (代表権：有・無)　(業務担当：有・無) 職務内容： 研究成果活用事業への関わりの程度： 広島大学に対する契約の締結の折衝又は検定，検査等申請に係る折衝の業務(研究成果活用事業に関係する業務を除く。) ：有・無		
報酬の予定年額	円		
役員等の職務への予定従事期間	平均して，1月＿＿日，1日＿＿時間 週のべ＿＿時間		

兼業の取扱要領

役員等の任期及び兼業予定期間	（任期： 有＿＿＿＿ 年・無 ） 平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで 予定期間の根拠（　　）

4　自らの創出による研究成果であって，研究成果活用企業が事業において活用することを予定しているものの内容（特許に基づく場合，特許番号）

5　本務への支障の有無（休職の予定の有無）

□ 有

□ 無

休職の予定： 有（平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで）・ 無

6　申請者が占め，又は申請前2年以内に占めていた職と研究成果活用企業（親会社を含む。）との関係

7　その他本務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無

□ 有

□ 無

8　その他参考事項

教授会等付議日

平成　　年　　月　　日　　会議名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学長許可欄

上記の兼業を許可する。

平成　　年　　月　　日

広島大学長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

（注）各欄に記入しきれない場合には，別の用紙に記載して添付するものとする。

別記様式第5号(第10第4項関係)

審査資料（研究成果活用兼業）

１．申請内容

申　請　者	氏　　名	
	所属・職名	
兼業予定先の名称・役員名		
兼　業　予　定　期　間	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日	
兼業許可申請書記載事項以外の特記すべき事項		

チ　ェ　ッ　ク　項　目	問題なし	問題あり
①　申請者が，当該研究成果活用企業の事業において活用される研究成果(特許権，実用新案権等として権利化されたもののほか，論文，学会発表等の形で発表されているものを含む。)を自らが発明，考案等(その帰属は問わない。)しているか。	□	□
②　申請者が就こうとする役員(代表取締役社長，取締役，理事，支配人その他これらに準ずる者(発起人及び清算人を含む。))の職務の内容が，主として研究成果活用事業に関係するものであるか。	□	□
③　役員としての職務内容，責任内容か(役員兼業以外の兼業として携わる職務内容ではないか。)。	□	□
④　代表取締役に就任する場合，代表権がない役員では，事業化が成功せず，代表取締役に就任する必要性は認められるか。また，兼業休職とする必要はないか（仮に休職が必要と認められる場合，休職とすることによって，大学への支障は生じないか。）。 ※　代表取締役社長への就任については慎重に検討，審査する必要があるが，社会貢献や大学のＰＲ効果の面も考慮の上，本務への支障がないと判断される場合には，積極的に許可する方向で検討するものとする。	□	□
⑤　発起人に就任する場合，申請者自らが発起人兼業をしなければならない必要性は認められるか。	□	□
⑥　申請者と当該研究成果活用企業(当該研究成果活用企業が商法(明治32年法律第48号)第211条ノ2第1項に規定する子会社である場合にあっては，同項に規定する親会社を含む。)との間に，申請前2年間に**特別な利害関係**がないか又はその発生のおそれがないか。	□	□
⑦　当該研究成果活用企業の役員組織における申請者の親族の数が，役員総数の２分の１を超えていない場合で，かつ，申請者の利益追求のための兼業でないことが認めら	□	□

れるか。		
⑧　株主の状況について，申請者も株式を所有しており，その株式の所有が本務の公正性，信頼性の確保の観点から見て不当な利得(不当に譲渡されたもの等)でないか。	□	□
⑨　兼業の始期については，株主総会において選任される日，又は定められた日か（申請者の兼業開始希望日又は大学が許可する日ではない。）。	□	□
⑩　兼業の終期については，定款，商法に定められている日か（最終決算期に関する定時株主総会終結の時まで等を確認。）。	□	□
⑪　任期については，定款，商法に定められている任期か（会社設立時の最初の取締役及び監査役の任期は１年以内の最終決算期に関する定時株主総会まで。商法上取締役の任期は２年。補欠又は増員の場合の前任役員又は他の役員との任期の整合性等を確認。）。	□	□
⑫　当該研究成果活用企業が有限会社である場合，役員の任期の定め方は妥当か（有限会社においては，株式会社のような商法上の任期がないため，任期をどのように定めたのか。）。	□	□
⑬　兼業従事により，本務に影響はないか(兼業予定先からの依頼書に記載された予定従事時間等の内容(曜日，時間数，時間帯，従事場所，出席予定会議名)と申請者の労働時間，兼業先への移動に要する時間との関係等とを照合する。)。	□	□
⑭　報酬予定年額(金銭以外のストックオプション等による報酬を含む。)について，それらが本務の公正性，信頼性の確保の観点から見て不当な利得でないか。	□	□

２．審査結果（審査日：平成　　年　　月　　日）

検討結果	□　特に問題はなく，許可しても差し支えないと判断される。 □　問題があるので，許可すべきでないと判断される。
許可期間	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日
【問題がある場合の所見】	
【その他の所見】	
【審査委員氏名】	

別記様式第6号(第11関係)

研究成果活用兼業状況報告書

平成　　年　　月　　日

広島大学長　殿

所　　属

職　　名

氏　　名　　㊞

広島大学職員兼業規則第 4 条第 1 項第 2 号に規定される研究成果活用兼業の状況について，兼業の取扱要領第 11 により下記のとおり報告します。

1　研究成果活用企業の名称	
2　報告期間	平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日
3　兼ねている役員等の職務内容等 （代表権については，該当する方へ〇を付すこと。）	【役職名】 （　代表権　：　有　・　無　）
	【職務内容】
	【従事時間等】 □　週　　日程度　　□　月　　日程度 □　年　　日程度 1 日　　時間程度従事（　　：　　～　　：　　）
4　許可を受けている内容の変更の有無	□　有　　□　無 【有の場合はその内容】
5　期間中に受領した報酬 （受領していない場合は「該当なし」と記入）	【種類】
	【価額】
	【受領の事由】
6　その他参考となる事項	

（注）5 の【種類】の欄には，金銭，有価証券，物品及びその他の別を，【価額】の欄には，金銭を受領した場合においてはその額を，金銭以外の財産上の利益を受領した場合においてはその利益を時価に見積もった金額を，【受領の事由】の欄には，役員報酬，役員賞与，株式配当金，特許権等の実施料，指導料及びその他の別を記載するものとする。

専門業務型裁量労働制非適用職員のうち，労働時間の割振変更を行って兼業に従事している場合は，変形労働時間制割振簿を添付すること。

兼業の取扱要領
別記様式第7号(第14関係)

監査役兼業許可申請書

平成　　年　　月　　日

広島大学長　殿

ふりがな
申請者氏名　　印

広島大学職員兼業規則第4条第1項第3号及び兼業の取扱要領第14により，許可を申請します。

個人番号

1　所属・職名		
所属・職名		
2　申請前2年間の在職状況		
所属・職名	在職期間	職務内容
	自　平成　年　月　日	
	至　平成　年　月　日	
	自　平成　年　月　日	
	至　平成　年　月　日	
3　兼業予定先		
株式会社等の名称		
所在地		
事業内容		
株式会社等の親会社	親会社の 有・無 名　称： 所在地： 事業内容：	
報酬の予定年額	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円	
監査役の職務への予定従事時間	平均して，1月＿＿＿＿＿日，1日＿＿＿＿＿時間 週のべ＿＿＿＿＿時間	
監査役の任期及び兼業予定期間	（任期：有＿＿＿＿＿年・無）	
	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで	
申請者の親族による株式会社等の経営への強い影響力の有無		有・無
4　申請者の本務に関連して有している株式会社等の監査役の職務に従事するために必要な知見の内容		

5　申請者の本務への支障の有無
□ 有
□ 無
6　申請者が占め，又は申請前2年以内に占めていた職と株式会社等（親会社を含む。）との関係
7　その他本務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
□ 有
□ 無
8　その他参考事項

教授会等付議日

平成　　年　　月　　日　　会議名

学長許可欄

上記の兼業を許可する。

平成　　年　　月　　日

広島大学長　　印

（注）各欄に記入しきれない場合には，別の用紙に記載して添付するものとする。

別記様式第8号(第15第3項関係)

審査資料（監査役兼業）

１．申請内容

申　請　者	氏　　名	
	所属・職名	
兼業予定先の名称・役員名		
兼　業　予　定　期　間	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日	
兼業許可申請書記載事項以外の特記すべき事項		

チ　ェ　ッ　ク　項　目	問題なし	問題あり
①　監査役としての職務内容，責任内容か(監査役以外の兼業として携わる職務内容ではないか。)。	□	□
②　兼業従事により，本務に影響はないか(兼業予定先からの依頼書に記載された予定従事時間等の内容(曜日，時間数，時間帯，従事場所，出席予定会議名)と申請者の労働時間，兼業先への移動に要する時間との関係等とを照合する。)。	□	□
③　申請者と当該株式会社等(当該株式会社等が商法(明治32年法律第48号)第211条ノ2第1項に規定する子会社である場合にあっては，同項に規定する親会社を含む。)との間に，申請前2年間に**特別な利害関係**がないか又はその発生のおそれがないか。	□	□
④　申請者の親族が所有している株式の数又は出資の額の合計が，当該株式会社等の発行済株式の総数又は出資の総額の4分の1を超えていないか。	□	□
⑤　当該株式会社等の取締役組織における申請者の親族の数が，取締役総数の2分の1を超えていないか。	□	□
⑥　申請者の親族が当該株式会社等の代表取締役会長又は代表取締役社長に就いていないか。	□	□

⑦　株主の状況について，申請者も株式を所有しており，その株式の所有が本務の公正性，信頼性の確保の観点から見て不当な利得(不当に譲渡されたもの等)でないか。	□	□
⑧　兼業の始期については，株主総会において選任される日又は定められた日か（申請者の兼業開始希望日又は大学が許可する日ではない。）。	□	□
⑨　兼業の終期については，定款，商法に定められている日か（最終決算期に関する定時株主総会終結の時まで等を確認。）。	□	□
⑩　任期については，定款，商法に定められている任期か（会社設立時の最初の取締役及び監査役の任期は１年以内の最終決算期に関する定時株主総会まで。商法上監査役の任期は４年。補欠又は増員の場合の前任役員又は他の役員との任期の整合性等を確認。）。	□	□
⑪　当該株式会社等が有限会社である場合，役員の任期の定め方は妥当か（有限会社においては，株式会社のような商法上の任期がないため，任期をどのように定めたのか。）。	□	□
⑫　報酬予定年額(金銭以外のストックオプション等による報酬を含む。)について，それらが本務の公正性，信頼性の確保の観点から見て不当な利得でないか。	□	□

２．審査結果（審査日：平成　　年　　月　　日）

検討結果	□　特に問題はなく，許可しても差し支えないと判断される。 □　問題があるので，許可すべきでないと判断される。
許可期間	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日
【問題がある場合の所見】	
【その他の所見】	
【審査委員氏名】	

別記様式第9号(第16関係)

監査役兼業状況報告書

平成　　年　　月　　日

広島大学長　殿

所　　属

職　　名

氏　　名　　㊞

広島大学職員兼業規則第４条第１項第３号に規定される監査役兼業の状況について，兼業の取扱要領第16により下記のとおり報告します。

1　株式会社等の名称	
2　報告期間	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日
3　監査役の職務内容等	【職務内容】
	【従事時間等】 □　週　　日程度　　□　月　　日程度 □　年　　日程度 1日　　時間程度従事（　　：　　～　　：　　）
4　許可を受けている内容の変更の有無	□　有　　□　無 【有の場合はその内容】
5　期間中に受領した報酬 （受領していない場合は「該当無し」と記入）	【種類】
	【価額】
	【受領の事由】
6　その他参考となる事項	

（注）5の【種類】の欄には，金銭，有価証券，物品及びその他の別を，【価額】の欄には，金銭を受領した場合においてはその額を，金銭以外の財産上の利益を受領した場合においてはその利益を時価に見積もった金額を，【受領の事由】の欄には，監査役報酬，監査役賞与，株式配当金，特許権等の実施料，指導料及びその他の別を記載するものとする。

専門業務型裁量労働制非適用職員のうち，労働時間の割振変更を行って兼業に従事している場合は，変形労働時間制割振簿を添付すること。

別記様式第10号(第19第1項，第26，第26の2第1項，第30，第31第3項関係)

文書番号：
日　　付：平成　　年　　月　　日

兼業依頼・許可申請書

広　島　大　学　長　　殿

所在地(〒)
名　称
代表者　　印

下記のとおり，貴学職員に兼業を依頼したいので，よろしくお取り計らい願います。

記

兼業の内容について(該当する項目の□の中にチェックし，必要事項を記入してください。)

1　兼業従事者 氏名：　　所属：　　職名：
2　従事する役職名及び職務内容 役 職 名： 職務内容：
3　従事する(予定)期間 平成　　年　　月　　日(□ 許可日)　～　平成　　年　　月　　日
4　従事する職務の形態 □ (年・月・期間内・週)　　日　1日当たり　　時間程度 □ 毎　　曜日　(　　時　　分　～　　時　　分) □ 集中講義　　時間　□ その他(　　)　1日当たり　　時間程度
5　報酬 □ 有　　円(日・時間・コマ・件・月・期間内・その他(　　)) □ 無(旅費等必要経費のみの場合を含む。)
6　広島大学長の回答書 □ 必要　(あて名を記載した返信用封筒の同封に御協力願います。) □ 不要
7　依頼内容について外部から開示請求があった場合，開示に差し支えのあるもの □ 法人等名(代表者名・事業内容を含む)　□ 役職名　□ 職務内容 □ その他(　　)
8　貴法人等の担当部署，担当者，連絡先その他必要事項

※以下は，本学使用欄ですので記入不要です。

許 可 申 請 (届 出) 書 (申請(届出)者が記入) 上記依頼にかかる兼業の許可を申請(届出)します。 従事形態　□ 所定労働時間内　□ 所定労働時間外 ○ 兼業先から履歴の確認又は手当等の支給手続のため，人事・給与情報の提供依頼があった場合の情報の提供。　□ 差し支えなし　□ 差し支えあり 平成　　年　　月　　日　　氏　　名　　印
貴法人等から依頼のあった件について，本学は差し支えありません。【広大　　】 平成　　年　　月　　日(許可日)　　広　島　大　学　長　　【公印省略】

所属部局等確認欄(文書番号：　　確認日：平成　　年　　月　　日)	許可印欄

本部確認欄

個人番号									

兼業の取扱要領
別記様式第11号(第21第1項関係)

自営兼業許可申請書(不動産等賃貸以外の事業関係)

平成　　年　　月　　日

広島大学長　殿

ふりがな
申請者氏名　　印

個人番号

広島大学職員兼業規則第5条及び兼業の取扱要領第21第1項により，許可を申請します。

1　所属等	
所属・職名	
2　兼業先	
事業の名称	
所在地	
事業内容	
収入の予定年額	円
使用人の人数及び職員との続柄	
事業の用に供する土地，建物等の施設の種類・規模及び機械等の機器の種類・数量	
申請者が必要とする事業への関与の内容及びその業務への従事時間	
当該事業の継承の事由	

3　申請者と許可に係る事業との間の特別な利害関係の有無

□ 有

□ 無

4　本務への支障の有無

□ 有

□ 無

5　その他本務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無

□ 有

□ 無

6　その他参考事項

上記の兼業を許可する。

平成　　年　　月　　日

広島大学長　　印

兼業の取扱要領
別記様式第12号(第22第1項関係)

自営兼業許可申請書(不動産等賃貸関係)

平成　　年　　月　　日

広島大学長　殿

ふりがな
申請者氏名　　印

個人番号

広島大学職員兼業規則第5条及び兼業の取扱要領第22第1項により，許可を申請します。

1　所属等		
所属・職名		
2　兼業先		
賃貸する不動産等	建　物	(独立家屋)　棟　延べ床面積　㎡ (マンション等)　室　延べ床面積　㎡ 所在地
	土　地	貸付件数　件　面積合計　㎡ 用途　所在地
	駐車場	駐車台数　台　設備の有無　有 □　無 □ 所在地
	その他	(娯楽集会，遊技等のための設備を設けた不動産) 種類　件数・規模 所在地 (旅館，ホテル等特定の業務の用に供する建物) 種類　件数・規模 所在地
賃貸料収入の予定年額	合　計	円
	建　物	(独立家屋)　円 (マンション等)　円
	土　地	円
	駐車場	円
	その他	円
不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法	□ 申請者が管理 □ 家族が管理 □ 業者が管理	

3　本務への支障の有無
□ 有
□ 無
4　その他大学の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
□ 有
□ 無
5　その他参考事項
上記の兼業を許可する。 平成　　年　　月　　日 広島大学長　　印

（注）各欄に記入しきれない場合には，別の用紙に記入して添付するものとする。

兼業の取扱要領
別記様式第13号(第28関係)

短期兼業届出書

平成　　年　　月　　日

広 島 大 学 長　　殿

所属・職名

ふりがな

申請者氏名　　印

個人番号

以下のとおり兼業に従事したいので，届け出ます。

兼業の内容について(**□のついた項目は該当する□の中にチェックし，必要事項を記入してください。以下同じ。**)

兼業先	職名
所在地　**(依頼書等に記載がある場合は，記入不要)**	
従事時間・予定日 □ 1日限り　　□ 2日以上6日以内(総従事時間数　　時間) 平成　年　月　日　　：　～　： 平成　年　月　日　　：　～　： 平成　年　月　日　　：　～　： 平成　年　月　日　　：　～　： 平成　年　月　日　　：　～　： 平成　年　月　日　　：　～　：	
報酬　□ 有　□ 1日　□ 1時間　□ 1コマ　□ 1件　□ 年間　□ 期間内 □ その他(　　)　**円** □ 無	
職務内容　**(依頼書等に記載がある場合は，記入不要)**	

別記様式第14号(第32関係)

兼 業 変 更 届

平成　　年　　月　　日

広島大学長 殿

所属・職名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成　　年　　月　　日付けで許可を受けております兼業を，下記のとおり変更します(しました)ので届出ます。

なお，兼業先にはこの旨を連絡し，了承を得ておりますので，念のため申し添えます。

記

1　兼業先及び職名

2　変更内容

3　変更年月日

4　変更の理由

研究成果活用型兼業関係書類目次

申請者　広島大学大学院　　研究科　　氏名：

1.研究成果活用型兼業承認申出書

2．(企業名記載)　　の定款および組織図

- 定款
- 組織図

（営業報告書は，会社成立予定のためなし）

3．(企業名記載)　　の作成した書面

- 就こうとする役員等の職名および職務内容
- 代表取締役への就任要請について
- 代表取締役の代表権について

4.申請者の研究経歴(著者，論文，公的活動，学会活動，研究分野，研究概要など)

5.申請者の研究成果の内容および研究成果活用起業が事業化する内容を記入したもの

- 「国立大学教員など自ら創出による研究成果であって，研究成果活用起業が事業において活用することを予定しているものの内容」の詳細説明
- 開発内容説明

6.役員経歴

7.(企業名記載)　　の概要

8.役員等の職務への予定従事時間等

- 予定従事時間

○広島大学利益相反管理に関する規則

（平成20年9月16日規則第166号）

改正　平成21年3月31日規則第30号　平成21年7月21日規則第119号
平成22年3月31日規則第71号　平成23年3月31日規則第35号
平成24年3月30日規則第76号　平成28年4月1日規則第92号
平成28年8月31日規則第186号　平成30年4月1日規則第83号

広島大学利益相反管理に関する規則

目次

第1章　総則（第1条－第4条）
第2章　利益相反委員会（第5条－第14条）
第3章　利益相反相談室（第15条－第17条）
第4章　秘密の保持（第18条）
第5章　事務（第19条）
第6章　雑則（第20条）
附則

第1章　総則

（趣旨）

第1条　この規則は，広島大学学則（平成16年4月1日規則第1号）第28条の規定に基づき，広島大学（以下「本学」という。）の職員等が産学官連携活動等を行う場合における利益相反を適正に管理するために必要な事項を定めることにより，産学官連携活動等の健全な推進を図ることを目的とする。

2　この規則に定めるもののほか，臨床研究その他研究等の特性に配慮すべき分野における利益相反管理に関し必要な事項は，別に定める。

（定義）

第2条　この規則において「職員等」とは，本学の役員（非常勤の者を除く。）及び職員をいう。

2　この規則において「産学官連携活動等」とは，次の各号のいずれかに該当する活動をいう。

(1)　広島大学共同研究取扱規則（平成18年3月14日規則第18号）第2条第1号に規定する共同研究

(2)　広島大学受託研究取扱規則（平成18年3月14日規則第17号）第1条に規定する受託研究

(3)　広島大学臨床研究に係る利益相反管理に関する規則（平成21年7月21日規則第120号）第2条第5項に規定する臨床研究

(4)　広島大学産学・地域連携センターにおける学術指導に関する規則（平成28年6月17日規則第158号）第2条第1号に規定する学術指導

(5)　職員等又は本学が，自ら有する知的財産（広島大学職務発明規則（平成16年4月1日規則第112号）第2条第11号に規定する知的財産権をいう。）を企業等に実施させ，又は譲渡する行為

(6)　広島大学寄附金取扱規則（平成18年3月14日規則第15号）第2条第1項に規定する寄附金の受入（寄附者が個人名義のものを除く。）

(7)　広島大学職員兼業規則（平成16年4月1日規則第89号）第3条に規定する兼業

3　この規則において「利益相反管理」とは，職員等が産学官連携活動等を行う上

で，企業等(国，地方公共団体，独立行政法人，会社その他の営利企業又はその他の団体をいう。)との関係で有する利益や責務が本学における利益や責務と衝突することのないよう適正に管理することをいう。

(利益相反管理の対象)

第3条　この規則に基づく利益相反管理の対象は，次の各号に掲げる活動を行う場合とする。

(1)　職員等が産学官連携活動等を行う場合で，次のいずれかに該当するとき。

イ　当該産学官連携活動等に関与する企業等から一定額以上の金銭の供与を受ける場合

ロ　当該産学官連携活動等に関与する企業等から一定額以上の物品，サービス等を購入する場合

ハ　当該産学官連携活動等に関与する企業等から一定比率以上の株式等を取得する場合

ニ　学生等を当該産学連携活動等に従事させる場合

(2)　その他第5条に規定する利益相反委員会が対象として認めた場合

(職員等の責務)

第4条　職員等は，利益相反による弊害が懸念される場合は，第15条に規定する利益相反相談室に相談する等，利益相反による弊害の回避に自ら努めるものとする。

2　職員等は，次条に規定する利益相反委員会の定めるところにより，利益相反に関する自己申告を１年に１回行うものとする。

3　職員等は，次条に規定する利益相反委員会が行う調査等に協力するものとする。

第2章　利益相反委員会

(設置)

第5条　本学に，利益相反を適正に管理するため，利益相反委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第6条　委員会は，次の各号に掲げる事項について審議する。

(1)　利益相反管理に係る施策の策定に関すること。

(2)　利益相反管理に係る要領，内規等の制定及び改廃に関すること。

(3)　利益相反管理のための調査及び審査に関すること。

(4)　利益相反による弊害を回避するための措置に関すること。

(5)　外部からの利益相反の指摘に係る対応に関すること。

(6)　利益相反に係る教育研修の実施に関すること。

(7)　利益相反相談室からの依頼に基づく事項

(8)　その他本学の利益相反に関する重要事項

(利益相反管理のための調査)

第7条　前条第3号の調査は，職員等からの自己申告書等(以下「申告書」という。)の提出により実施する。

2　前項の調査の具体的な実施方法及び申告書の様式については，委員会が別に定める。

3　第1項の申告書に基づき，委員会は必要に応じて，職員等への事情聴取，助言・

指導等を実施することができる。
（審査，勧告等の手続）
第8条　委員会は，前条の調査に基づき，利益相反状況を審査し，改善が必要であるか否かを判定する。
2　委員会は，前項の審査の結果，改善が必要と判断した活動を行う者に対して改善勧告を行うとともに，その旨を学長に報告する。
3　委員会は，前項の改善勧告を受けた者に対して，改善状況について報告を求めることができる。
4　第2項の改善勧告を受けた者は，当該勧告に不服があるときは，委員会に対して再審査を請求することができる。
5　委員会は，前項の再審査の請求を受けたときは，再審査を行うものとする。
6　委員会は，前項の再審査の結果を学長に報告する。
7　学長は，前項の報告に基づき，再審査の結果を当該再審査を請求した者に通知する。
（組織）
第9条　委員会は，次に掲げる委員で組織する。
(1)　理事(社会産学連携担当)
(2)　副理事(法務担当)
(3)　社会産学連携部長
(4)　学術部長
(5)　人事部長
(6)　産学・地域連携センター長
(7)　産学・地域連携センター知的財産部門長
(8)　第16条に規定する学内の利益相反アドバイザー
(9)　学外有識者
(10)　理事(社会産学連携担当)が必要と認めた者若干人
2　委員は，学長が任命又は委嘱する。
3　第1項第9号及び第10号の委員の任期は，2年とし，4月1日に任命又は委嘱することを常例とする。ただし，4月2日以降に任命された場合の任期は，その任期から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。
4　第1項第9号及び第10号の委員の再任は，妨げない。
（委員長）
第10条　委員会に委員長を置き，理事(社会産学連携担当)をもって充てる。
2　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。ただし，委員長に事故がある場合は，あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
（開催及び議決）
第11条　委員会は，原則として年1回開催する。ただし，委員長が必要と認めたときは，臨時に開催することができる。
2　委員会は，委員の3分の2以上の出席を持って成立し，議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数の場合は，議長の決するところによる。
（意見の聴取）
第12条　委員長が必要と認めたときは，委員以外の者の出席を求め，その意見を聴くことができる。

2　第8条第5項に規定する再審査を行うときは，当該再審査を請求した者が配属又は所属する部局等の長の出席を求め，その意見を聴くものとする。

（研修の実施）

第13条　委員会は，利益相反管理の啓発を目的に，職員等を対象に利益相反に関する研修会を行うものとする。

（外部への説明責任）

第14条　委員会は，社会に対する説明責任を果たすことを目的として，本学の利益相反管理に関する情報を必要な範囲内で学外に公表する。

2　前項の公表に当たっては，職員等のプライバシー保護に留意して行うものとする。

第3章　利益相反相談室

（設置）

第15条　利益相反による問題の発生を未然に防ぐために，職員等の相談窓口として，委員会の下に利益相反相談室（以下「相談室」という。）を置く。

（組織）

第16条　相談室は，学外及び学内の利益相反アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）をもって組織する。

2　アドバイザーは，委員会の推薦により学長が委嘱又は任命する。

（業務）

第17条　相談室は，次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　職員等からの利益相反に関する相談に対する必要な助言又は指導に関すること。

(2)　前号に関する記録を必要に応じて委員長に報告すること。

(3)　その他委員会が指示した業務

第4章　秘密の保持

（委員等の義務）

第18条　委員，アドバイザー，第12条各項の規定により委員会に出席を求められた者及び次条の規定により事務を行う者は，職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

第5章　事務

（事務）

第19条　委員会及び相談室の事務は，財務・総務室人事部服務グループの協力を得て，社会産学連携室社会産学連携部社会産学連携グループにおいて処理する。

第6章　雑則

（雑則）

第20条　この規則に定めるもののほか，利益相反管理に関し必要な事項は，委員会が定める。

附　則

この規則は，平成20年9月16日から施行する。

附　則（平成21年3月31日規則第30号）

この規則は，平成21年4月1日から施行する。

附　則(平成21年7月21日規則第119号)
この規則は，平成21年9月1日から施行する。

附　則(平成22年3月31日規則第71号)
この規則は，平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成23年3月31日規則第35号)
この規則は，平成23年4月1日から施行する。

附　則(平成24年3月30日規則第76号)
この規則は，平成24年4月1日から施行する。

附　則(平成28年4月1日規則第92号)
この規則は，平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成28年8月31日規則第186号)
この規則は，平成28年8月31日から施行する。

附　則(平成30年4月1日規則第83号)
この規則は，平成30年4月1日から施行する。

広島大学利益相反ポリシー

平成 16 年 2 月 10 日
部局長会議承認
（平成 18 年 4 月 1 日一部改正）
（平成 22 年 3 月 31 日一部改正）
理事・副学長（社会連携・広報・情報担当）決裁

Ⅰ．大学の使命と産学連携・産学官連携の位置付け

大学の基本的使命に，教育，研究に次ぐ第三の柱として，社会との連携がある。地域社会や国際社会に対し，大学の有する知的・人的・物的資源を積極的に開放・活用し，社会と密に連携した継続的なイノベーションによる未来社会の設計と建設に貢献することが，大学の基本的使命の一つとして位置付けられている。広島大学（以下「大学」という。）も，「世界のトップレベルの特色ある総合大学」を目指しており，その一環として積極的に社会との連携を推進している。産学連携及び産学官連携（以下単に「産学連携」という）は，この社会連携の具体的な一形態である。そして，この産学連携は，大学にとって，次の意義を有している。即ち，

(1) 大学の研究成果を社会に移転して社会で活用されることは，大学の社会に対する貢献であり，国民生活の向上，即ち，国民の一層の豊かさと幸せに大学が貢献するものである。
(2) 大学の研究成果を社会に移転して社会で活用されることは，社会に目に見える形で大学の存在を示すものであり，大学の社会的認知度を高め，その存在を顕示し，関係諸機関を含めた社会的評価を高めるものである。
(3) 大学の研究成果を社会に移転して社会で活用されることは，次の研究資金の創出をもたらし，科学技術の継続的イノベーションを可能にするものである。
(4) 大学の研究成果を社会に移転して社会で活用されることは，研究者の社会的認知度を高め，その存在を顕示し，学内外の評価を高めると共に，報償として直接的に還元されることにより，研究マインドの向上をもたらし，質の高い研究成果の創出を誘引するものである。

かかる意味においても，産学連携は，大学にとって極めて大きな意義を有していると言わざるを得ない。

Ⅱ．産学連携と利益相反

真理の探求を目的とし，人類共通の財産とするための研究成果の公表を原則とする大学と，適正利潤の追求を目的とし，各種営業機密を競争の源泉の一つとする企業とは，その基本的な性格や役割を異にしている。産学連携を進める上で，大学及び大学の教職員等が，産業界から知的財産権についての実施料等の形で収入を得たり，共同研究相手である特定の企業に対して所定の責任を負う事は当然

に想定され，又，妥当なことである。しかしながら，大学と企業との上記性格の相違から，教職員等が企業との関係で生じる利益や責任が，大学における責任と衝突する状況も生じ得る。かかる状況が，いわゆる「利益相反（conflict of interest)」である。即ち，産学連携の推進に伴って生じる利益相反とは，「大学や教職員等が，企業等の外部から得る経済的利益等と大学本来の教育・研究上の責任が衝突する事」をいう。この利益相反には，連携企業からの研究資金の受け入れや技術移転収入或いは兼業企業の報酬等の主として金銭的な利益と，大学本来の教育・研究上の職務との相反（狭義の利益相反）と，兼業企業やコンサルティング企業に対する責務と，大学における本来の責務との相反（責務相反）とがあり，これらを総称して利益相反という。

このように，利益相反は，産学連携を推進する上で日常的に生じる状況であり，法令違反の問題ではなく，又，この状況の発生自体が問題ではなく，要は，大学に対する社会的受容性（社会的信頼：integrity）の問題である。従って，大学が適切な対応を誤ると，大学自体の社会的信頼が損なわれ，結果として，産学連携の推進が阻害され，ひいては大学の使命である社会との連携も停滞することになる。係る観点から，大学としての利益相反に対する管理は，重要な項目であるといわざるを得ない。

Ⅲ．利益相反ポリシーの対象者

利益相反ポリシーの対象者は，大学に雇用されている教員，職員，大学の設備を利用している者等，大学との関係において大学の就業規則に従うことを契約した者（以下「教職員等」という）であって，直接，間接に産学連携に携わる者とする。大学の学生，大学院生及びポストドクター（以下「学生等」という。）は，一般的には大学とは雇用関係にないので本ポリシーの対象にはならないが，教職員等による教育・研究との関連が深く，教職員等の行う学外との共同研究や受託研究に参画する学生等はこのポリシーの対象者となる。

Ⅳ．利益相反の管理

大学として，教職員等に発生する利益相反の管理を行い，利益相反問題を教職員等の個々人の問題とするのではなく，大学の問題として取り組むことにより，大学が産学連携に適切に関与して深刻な事態に陥ることを未然に防止する。同時に，利益相反についての社会への説明責任を大学が負うことを明確にし，これにより，教職員等が，安心して産学連携活動に取り組める環境を整備する。

このための管理システムとしては，「望ましくない行為を列挙して禁止する」という行為規範型アプローチも考えられるが，係るアプローチは，産学連携自体にマイナスのイメージをもたらし，産学連携の健全な推進を阻害するおそれがある。又，同一の行為であっても，その背景や状況等により，多様なマネージメントが可能である。従って，産学連携を阻害しないために，「個別事情に応じて多様な解決方法を提案し，実施するための一定の手続きと体制を整備する」との考え方

に立脚し，管理システムの構築を行う。

Ⅴ．利益相反管理体制

１．　利益相反委員会の設置

大学は，学内の利益相反の管理機関として，学内関係者（産学・地域連携センター長等）及び学外有識者（顧問弁護士等）を委員とする「利益相反委員会」を設置する。当委員会では，主として自己申告制による教職員等の利益相反問題を審議し，大学としての判断を示す。但し，職務発明規則や技術移転規則に規定した発明者等への実施料収入についての報償金については，その多寡に拘らず，その収入自体を利益相反問題とはしない。尚，この審議事項及び判断結果は公開を原則とするが，固有名詞等のプライバシーに関する事項は，別段の事情がない限り公表しない。当委員会の運営等の詳細は，利益相反規則に定める。

２．　利益相反相談室の設置

大学は，教職員等の利益相反問題について，具体的な相談に対応する専門家によるカウンセリングを行うための「利益相反相談室」を必要に応じて設置する。この場合に，教職員等のプライバシー保護に十分な配慮を払うため，顧問弁護士等による学外専門家をカウンセラーとして採用することも視野に入れて人選を行う。尚，当相談室の詳細は，利益相反規則に定める。

３．　利益相反事務部門の設置

大学は，上記利益相反委員会及び利益相反相談室の諸事務等を行うための利益相反事務部門を設ける。当事務部門において，教職員等からの利益相反自己申告制度の運営及び必要な調査並びに学内における利益相反問題についての啓発活動（セミナー，パンフレットの作成等）を行う。尚，当事務部門の運営等の詳細は，利益相反管理要領に定める。

以上

広島大学知的財産ポリシー

平成 16 年 2 月 10 日
部局長会議承認
（平成 18 年 4 月 1 日一部改正）
（平成 20 年 3 月 31 日一部改正）
理事（財務担当）決裁
（平成 23 年 3 月 31 日一部改正）
理事（社会連携・広報・情報担当）決裁

Ⅰ．基本的な考え方

１．大学の使命・責務と運営方針

大学の基本的使命として，教育，研究に次いで社会との連携がある。地域社会や国際社会に対し，大学の有する知的・人的・物的資源を積極的に開放・活用し，社会と密に連携した継続的なイノベーションによる未来社会の設計と建設に貢献することが，大学の基本的使命の一つとして位置付けられている。

広島大学（以下「本学」という。）は，知的財産として価値の高いものを創出し，適切に管理し，積極的に社会に移転して活用を推進すると共に，教育研究活動を通して，知的財産の重要性についての学内外での意識改革を進め，自ら知的財産重視の模範を示し，これにより，知的財産重視型社会の形成に貢献する。

これまで，本学の教職員や関係する学生など，研究成果を論文発表という形で知識や技術の移転を行うことを最重要の仕事としてきた。これは，今後とも変わりなく重要な仕事であるが，研究成果を直ちに発表する場合，特許その他の知的財産権としての保護が難しくなることを認識しなければならない。このため，研究成果の発表前に，特許出願等の知的財産化のための保護手続きをとる必要がある。特許化するということは，研究成果を公にすると同時に，研究成果の独占的実施権を保有するという両面があり，産業界においては，権利の明確化があって初めて魅力ある研究成果と成り得るのである。研究成果が，社会で幅広く活用されることは，同時に，研究者の社会的評価並びに学内での個人的評価を高めるのみならず，共同研究や受託研究あるいは実施料収入につながり，本学や研究室，教員の研究資金を補うものとなる。この意味において，知的財産権の創出は，論文と同等の位置付けであるとの意識を確立し，実践していくことが肝要である。

２．知的財産ポリシーの対象者

知的財産ポリシーの対象者は，本学に雇用されている教員，職員，本学の設備を利用している者等，本学との関係において，本学の職務発明規則に従うことを契約した者（以下「教職員等」という。）とする。本学の学生，大学院生及びポストドクター（以下「学生等」という。）は一般的には本学とは雇用関係にないため，学生等が独自で行った発明は学生等に帰属し，本ポリシーの対象にはならない。ただし，教職員等による教育・研究との関連が深く，教職員等の行う学外との共同研究や受託研究に参画する学生等はこのポリシーの対象者となる。

II．研究成果等に関する取扱いと権利の帰属・承継

１．特許等を受ける権利の帰属

教職員等がなした発明，考案，意匠の創作（以下「発明等」という。）のうち，本学からあるいは公的に支給された何等かの研究資金を用いて行った研究の成果又は本学の施設を用いて行った研究の成果に係る発明等（以下「職務発明」という。）についての特許・実用新案登録・意匠登録を受ける権利（以下単に「特許等を受ける権利」という。）は，原則として大学帰属とする。

２．発明等の届出と特許等を受ける権利の承継

教職員等は，自己のなした発明等について，職務発明規則に定める手続きにより，速やかに本学に届け出る。本学は，職務発明規則に定める手続きにより，当該発明等が職務発明に属するか否か，当該発明等の登録性（新規性と進歩性），実用性（産業界での実施の可能性），有用性（基本特許や原理特許及び産業界との用途開発等の共同研究の可能性等）及び我が国の技術安全保障の観点からの必要性等を勘案し，当該発明等についての特許等を受ける権利を承継するか否かを決定し，その結果を，当該届出のあった教職員等に通知する。

３．発明等の出願

本学が特許等を受ける権利を承継した職務発明については，直接出願，外部代理人への手続き委嘱，あるいは，独立行政法人科学技術振興機構の支援事業等の外部資金の活用等により，合理的な方法で戦略的に国内出願手続きを行う。

また，外国出願する場合には，手続き費用等の投資に対する見返り等の可能性及び我が国の技術安全保障を考慮して決定するが，独立行政法人科学技術振興機構の海外出願支援制度の活用を図る。

４．有体物

（１）対象となる有体物とは，次の(a)～(d)に該当する学術的・財産的価値があるもの（論文，講演その他の著作物に関するものを除く）をいう。

(a) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって研究開発の目的を達成したことを示すもの

(b) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって上記(a)を得るのに利用されたもの

(c) 上記(a)又は(b)を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの

(d) 上記(a)～(c)の対象について記録・記載した電子記録媒体，例えば，ＦＤ，ＭＯ，ＣＤ，ＤＶＤ等の電子記録媒体（データ，理論・法則，コンピュータプログラム，音声，画像，図面等の研究開発成果情報を記録したもの），又は，上記(a)～(c)の対象について記載した紙記録媒体（データ，理論・法則，コンピュータプログラム，音声，画像，図面等の研究開発成果情報を記録したもの）

（２）有体物の利用

有体物を具体的に取扱うにあたり，利用目的に応じ以下のように取扱う。

(a)研究開発のための利用

（イ）本学内における研究開発のための利用は原則自由とする。ただし，法令に反する場合，他人のプライバシーを侵害する可能性がある場合，利用者に適切な管理をする能力がない場合，複製できないものの場合，無断で第三

者に提供する可能性がある場合等，適当でない場合には利用を認めない。

(ロ)第三者による利用の場合の手続きは，教職員等が本学の了承を得て行う。その際，本学と当該第三者との間で，研究材料提供契約（MTA：Material Transfer Agreement）を結ぶ。その手続きは簡素なものとする。

(ハ)第三者への提供価格は，原則として実費提供とする。ただし，当該第三者と本学との関係等を考慮して，無償又は有償提供を行うことを妨げるものではない。

(ニ)有体物の提供を受けた者が，当該有体物を利用して新たな知的財産権等を創出した場合の取扱いについても必要に応じて研究材料提供契約中に予め規定しておく。

(b)産業利用

（イ）産業利用のための有体物の提供に当たっては，原則有償とし，利用により得られた利益の本学への還元，提供を受けた者が提供された有体物を利用して新たな知的財産権を創出した場合の取扱い等を研究材料提供契約に規定する。

（ロ）有体物の産業利用による利益が本学に還元された場合の教職員等への還元については，有体物取扱規則に別途定める。

(c)本学が第三者の所有する有体物を受け入れる場合，本学が，機関として研究材料受入れ契約を締結して有体物を受け入れた上で，当該有体物の受入れに関連する教職員等に保管・利用させ，その状況について把握を行う等により提供機関の権利を尊重した取扱いを組織として担保する。

５．データベース及びプログラムに関わる著作権並びに回路配置利用権

（１）データベース及びプログラムに関わる著作権

本学においては様々な著作物が創作されている。このうちデータベース及びプログラム（以下「データベース等」という。）については，単独で，あるいは特許権との組み合わせにより，技術として利用される可能性が高いことから，本学において作成されたものであって，産業上の利用が見込まれるものについては，組織的な管理・活用を図ることとし，以下のように取扱うこととする。具体的な取扱いについては別途学内規則で定める。

(a) 本学から，あるいは公的に支給された何等かの研究経費を用いて，本学において行った研究又は本学の施設を利用して行った研究の結果として生じたデータベース等については，学術目的，産業利用目的を問わず，以下の場合に「発明等の届出」に準じて本学に届出を行う。

（イ）当該データベース等を公表もしくは学外に移転する必要が生じた場合

（ロ）当該データベース等に関係する発明等について本学に届け出る場合

(b) 上記届出を受けた本学は，以下の項目についての検討を行い，取扱いを決める。

（イ）当該データベース等が職務著作に該当するかどうか（職務著作であれば大学帰属）

（ロ）職務著作でない場合には，当該データベース等を本学が管理する必要があるか否か（例えば，商業上利用される可能性がある場合，他の知的財産権と共に育成・移転・活用することが適当な場合等が考えられる。）

(c) 上記(b)-(イ)に該当する場合には，本学による管理を行う。また，上記(b)-(ロ)

に該当する場合には，個別契約により本学が著作権を承継することができる。

（２）回路配置利用権

半導体集積回路の回路配置については，回路配置利用権として保護の対象となる。これについては，データベース等の著作権の取扱いに準ずる。

６．著作権

教員や学生等の本学での研究成果を学術論文として発表する場合，その著作権は，当該教員や学生等に帰属する。ただし，第三者との契約による研究活動に基づく成果の発表内容と時期は，第三者との契約に基づくが，企業と本学の利害が衝突する場合がある。本学の本来の教育・研究の責務を損なうような契約の場合は，十分に第三者との協議を要する。場合によっては，そのような共同研究は放棄することも考慮すべきである。また，著作権を出版業者に排他的に譲渡する場合，そこに含まれる内容について，教材としてや電子出版での継続利用の権利を確保しておくことなど検討を要する。本学の管理運営の方針に従って創作された職務著作の著作権は本学に帰属する。例えば，授業内容の概要（シラバス）や，試験問題，コンピュータ支援の教育パッケージや学部ガイドなどがそれに該当する。マルチメディア教材については注意を要する。マルチメディア教材は多様な出所の材料を含んでいるため，その教材を作る教職員等は，他人の著作物を利用する場合には著作権法上の著作者人格権あるいは著作権の制限規定を十分に理解し，その利用が，これらの法律上の著作者の権利制限に該当しない場合には，著作権者から適切な同意を得ておく必要がある。本学の企画で作られた教育パッケージ全体の著作権は本学に帰属する。ただし，教材として，教職員が作った個人の講義ノート，ＯＨＰシートや類似の教材は本人の著作権となる。なお，マルチメディアに関する著作権については，

（１）　許諾は利用形態ごとに確認する必要がある。

許諾時に想定されていない利用形態で使用する場合には，利用形態ごとに確認する必要がある。メディアのデジタル化に伴い，一つの素材を複数の利用形態で利用することが容易に実現できるようになった。テレビのインタビューとして撮影した素材は，これまで番組の放映でのみ使用することが暗黙の前提条件であった。番組素材の二次利用，例えばＤＶＤパッケージ化による販売や，インターネットのホームページコンテンツとしての利用等を行う場合には，出演者や著作権者に，利用形態を示して確認を行う必要がある。

（２）　教育機関での特例

営利を目的としない教育機関において，教育の一環として著作物を利用する場合の使用料は，その利用状況等を参酌して決定することになっている。教育機関の特例として，特別な手続きなしに著作物を無料で使用するためには，

(a)「学校教育法の定める学校」が主体となって行う配信であること

(b)「教育の一環として」の利用であること

(c)「情報料及び広告料等の収入がない」こと

が条件である。インターネットのホームページにおける合唱コンクールの演奏の配信，学校紹介のビデオのＢＧＭやホームページのＢＧＭ等は，上記の特例には該当せず，著作権手続きが必要となる。

（３）　学内での収録物の取扱いについて

新たな形態で利用する場合には，出演者に対して確認を行う必要がある。収録を

行う前に，収録物の利用形態を明確にしておくと良い。また，出演者の肖像権も確立されつつあるので，著作権とは別に承諾を得ておくと良い。

III. 知的財産等の管理・活用の推進

１．研究成果の実用化に向けた本学の義務

（１）　承継した知的財産の活用に向けた本学の責務

本学が承継した知的財産は，(a)市場性が高く産業側に利用され得るもの，(b)共同研究などに発展していくもの，(c)将来に利用が見込まれる基本特許等があるが，(a)と(b)については，権利譲渡契約やライセンス契約に合わせ，又は共同研究契約に際して，必要に応じて，発明者を実施者側に紹介し，発明に関わる詳細な知識の開示を促すために，教職員や学生等の派遣についての所要経費などの準備を本学と産業側で用意するなどの便宜を与える。(c)は，産学連携又は産学官の連携による応用研究を目指して，発明者と産学・地域連携センターとの連携によってパートナー開拓を行う必要がある。また，独立行政法人科学技術振興機構との連携による将来的に有望な技術移転先をマーケティングする。

なお，本学が承継した発明等の有効活用を図ることは，発明者等やその関係者の職務にとどまらず，本学の全職員の責務であることを周知し，かつ全職員にも知的財産の有効活用に参画し得るシステムの構築を図るものとする。

（２）ライセンシングの基本的な考え方

(a)ライセンシングは，産学・地域連携センターにおいて行う。

(b)共同研究等のパートナー企業には，優先実施権を付与することができるものとする。

(c)相手方が独占的実施権を希望する場合には，独占的通常実施権，専用実施権又は特許権の譲渡を含めて対応できるものとする。ただし，この場合には，一定の条件を付して，独占的通常実施権，専用実施権の取り消し，又は特許権の返還を求めることができるように配慮した契約とする。

(d)ライセンスを受けた者が３年間若しくは別途契約で定める期間実施しない場合には，ライセンス契約を解除し，第三者に実施権を与えることができるように配慮した契約とする。

(e)ベンチャー企業や中小企業等に対しては，必要に応じて優遇措置をとる。

（３）　発明者等への報償

知的財産権の実施等に伴う発明者等に対する報償は，ライセンス収入から手続きに要する直接経費を差し引いた残りを財源とし，これを，本学及び発明者等に還元する。その分配については，職務発明規則及び技術移転細則等に定める。なお，直接的なライセンス収入の無いケースの多い，クロスライセンスの場合にも，報償を行うべく検討する。

２．知的財産の管理と管理責任

（１）　知的財産の管理体制

本学の知的財産管理の最終責任者は学長であり，担当理事又は副学長が実質の管理責任者となり，その下で，産学・地域連携センター長が業務推進責任を負う。このため，本学は，産学・地域連携センターに必要な要員の配置と，調査ツール，管理ツール等の必要な機材の整備を行う。

（２）研究者への知的財産の返還

(a) 本学に届出のあった発明等について，職務発明に該当しない発明等や，職務発明であっても本学が特許を受ける権利を承継しないと決定した発明等については，本学は特許を受ける権利を承継しない旨の文書と共に，届出を行った教職員等に返還する。

(b) 本学に帰属した特許権等であって，本学が，その権利維持を行わない旨の決定をしたものについては，当該特許権等の発明者等の希望により，当該発明者等に返還する。

（３）知的財産権の学術目的の利用

本学に帰属する知的財産権の学術目的の利用については，無償を原則とする。著作権等の教職員，学生等の個人に帰属する知的財産権の学術目的の利用については，無償を原則とするが，費用が生じる場合は実費で対価を支払う。学外機関による知的財産権の学術目的の利用についても，同様の扱いをする。このために必要な利用手続きは，産学・地域連携センターが行う。

ＩＶ．共同研究・受託研究に伴う権利の帰属とライセンスの考え方

契約に基づく共同研究で扱う知的財産等については，原則として発明者が所属する機関に帰属するものとし，共同出願の場合の持ち分は，両者の貢献度合いに応じて決定する。共同出願に当たっては，個別に又は相手方と包括的な共同出願契約を締結するものとし，その内容は，共同研究者の利益を考慮し，かつ，個々の案件毎の状況を考慮して，独占的実施権の容認等を含めて柔軟に対応する。また，受託研究の場合には，委託企業の事業戦略を勘案して，特許を受ける権利の譲渡等を含めて柔軟に対応する。なお，契約に基づく共同研究や受託研究の他に，多様な学術交流や技術交流等を通して，産業界等の外部機関との連携の中から生まれる知的財産等についても，共同研究と同様の取扱いをする。

V. 教職員や学生等の守秘義務

１．　教職員及び学生等は，原則として未公開の学内研究成果についての秘密保持義務を負う。

２．　学外第三者との契約に基づく共同研究や受託研究等に従事する教職員等は，契約時に守秘義務の内容，期間等を両者合意の下で定めた秘密保持契約を締結する。この契約が，本学の本来の責務である教育・研究と研究成果の学術論文としての発表の内容や時期等において，当該第三者との間で調整が困難な場合には，共同研究や受託研究等の実施の中断や中止も考えられるので，共同研究契約や受託研究契約又は秘密保持契約の中で，この旨を明記しておくことも考慮しなければならない。

VI.　知的財産等の取扱いに関する異議申立手続きと処理方法

本学における知的財産等の取扱いに関し，権利の承継，権利の機関帰属に対する報償等について，教職員等に異議がある場合には，これを，部局等の長を通して産学・地域連携センター長に申し出ることができるものとし，その詳細手続き及び処理機関等については，職務発明規則に定める。

広島大学産官学連携ポリシー

平成 18 年 1 月 6 日
副学長（社会連携・研究担当）決裁
（平成 20 年 3 月 31 日一部改正）
理事（財務担当）決裁
（平成 23 年 3 月 31 日一部改正）
理事（社会連携・広報・情報担当）決裁

広島大学は，教育・研究とともに社会貢献を重要な使命として位置づけ，その具現化に取り組んでいる。本学における社会貢献は，社会と密に連携しながら，地域社会や国際社会に対し本学の有する知的・人的・物的資源を積極的に活用し，継続的なイノベーションによる未来社会の設計と建設に寄与することを目指している。

産官学連携は，それを実現するための一形態であり，教育・研究の成果を社会貢献に活用することにより，知的資源の社会還元を果たすものである。このことは，大学の社会的な存在価値を高揚し，大学に対する国民の理解と支援を得るという観点からも重要である。

産官学連携をより効果的に行うために，以下のような組織的な取組みを推進する。

１．組織の強化

産官学連携活動は，大学院研究科や学部など各部局においてもそれぞれの分野，使命に応じて推進している。しかしながら，大学として組織的・戦略的に推進するため，社会連携推進機構を設置し，本学の有するあらゆる資産を社会の多様な分野で幅広く活用し，社会との双方向の連携を進めることにより，社会と本学の新たな発展を目指す。

２．知的財産管理の充実

「知」の源泉たる大学は，様々な形で知の創造とその活用を展開している。知の創造は研究の場で実現され，教育，論文発表，学会誌への投稿，書物の発刊，知的財産権の申請などの形で活用の道が開かれている。

産学・地域連携センターは，「広島大学知的財産ポリシー」に基づき，知的財産の保護・管理・活用を組織的に進め，大学の持つ知的資産を権利化し，権利化された知的財産を正当な対価で企業等に移転することにより次の研究の原資とする知の創造サイクルを確立する。

３．共同研究及び受託研究

共同研究及び受託研究は，知的資源の社会還元のみならず，技術革新，未来産業基盤の形成，戦略的研究拠点の形成，新規研究テーマの発掘，振興分野人材の養成，新事業の創出，外部資金の獲得など多様な目的を包含している。これらの多様な要求に柔軟かつ迅速に対応できる職員の配置を含め，全学的な支援体制を構築する。

また，契約の締結に際しては，相手企業等と十分な事前協議を行い，柔軟な対応を行う。

４．財政的基盤の確立と利益の還元

産官学連携活動を推進するには，財政的裏付けが不可欠である。さらには，知的財産の取得・維持費や人材雇用費を始め，多額の費用が必要となる。そのための予算については，大学全体の支援に加え，外部資金等の活用を推進する。

民間等との共同研究及び受託研究については，原則，間接経費を徴収するものとし，これら間接経費は，産官学連携推進のための諸経費への充当や，研究者が所属する部局や研究者へ還元を行うことにより一層の研究推進を図る。

５．施設等の有効活用

産官学連携や新事業育成を支援するため，産学・地域連携センターが有する，産学共同研究オフィス実験研究室，VBL 実験室，インキュベーション研究開発室並びにそれぞれが保有する実験施設の有効活用を図る。

６．利益相反マネージメント

産官学連携を進める上で，大学や教職員が特定の企業等から正当な利益を得る，又は，特定の企業等に対し必要な範囲での責務を負うことは容易に想定される。この際，教職員が企業等との関係で有する利益や責務が大学における責任と衝突する状況も生じ得る。また，兼業と本務との時間配分等の問題について，２つの「責務」が相反する責務相反問題が生じ得る。

このような利益相反や責務相反が深刻な事態に陥ることを未然に防止するとともに，社会への説明責任を果たすために，「広島大学利益相反ポリシー」に基づき，体制を整備する。

７．ＭＯＴ教育の推進

新規事業の創出に寄与するベンチャーマインドを有する人材や経営のわかる人材の育成は，社会からの大きな要請である。このため，学部生，院生，地域の人々に，効果的なベンチャー教育，MOT(技術経営)教育プログラムを提供し，社会の発展に貢献できる人材を養成する。また，これを専門とする教育組織の構築が不可欠であり，MOT 専攻などの設置を推進する。

８．大学発ベンチャーの支援・育成

新事業の萌芽になるようなシーズの研究を推進するとともに，起業を目指すあるいは起業して間もない教員や学生・大学院生に対して，新規事業立上げ及び育成支援を実施していくことが極めて重要である。このため，教員，学生に対する新規事業設立の支援手引書の作成，インキュベーション事業による助成，インキュベーション施設の貸与などによる新規事業創出の環境を整備する。さらには，学外の支援機関との連携協力関係を築き，大学発ベンチャー（新規事業）の創出及び育成に寄与する。

広島大学技術移転ポリシー

平成 16 年 1 月 21 日
知的財産社会創造センター運営委員会承認
（平成 18 年 4 月 1 日一部改正）
（平成 20 年 3 月 31 日一部改正）
理事（財務担当）決裁
（平成 23 年 3 月 31 日一部改正）
理事（社会連携・広報・情報担当）決裁

Ⅰ．基本的な考え方

１．　大学の使命

大学の基本的使命として，教育，研究に次いで社会との連携がある。地域社会や国際社会に対し，大学の有する知的・人的・物的資源を積極的に解放・活用し，社会と密に連携した継続的なイノベーションによる未来社会の設計と建設に貢献することが，大学の基本的使命の一つとして位置づけられている。 従って，広島大学（以下「本学」という。）は，価値の高い知的財産を創出し，これを積極的に社会に移転して活用を推進し，もって知的財産重視型社会の形成に貢献することを重要な使命としている。

そこで，本学及び教職員が常に意識しなければならない技術移転姿勢とその方法を，技術移転ポリシーとして内外に明示する。

２．　技術移転の意義

(1) 本学の研究成果が社会に移転されて活用されることは，本学の社会に対する貢献であり，国民生活の向上，すなわち国民の一層の豊かさと幸せに貢献するものである。

(2) 本学の研究成果が社会に移転されて活用されることは，社会に目に見える形で大学の存在を示すものであり，本学の社会的認知度を高め，その存在を顕示し，関係諸機関を含めた社会的評価を高めるものである。

(3) 本学の研究成果が社会に移転されて活用されることは，次の研究資金の創出をもたらし，科学技術の継続的イノベーションを可能にするものである。

(4) 本学の研究成果が社会に移転されて活用されることは，研究者の社会的認知度を高め，その存在を顕示し，学内外の評価を高めるとともに，報償として直接的に還元されることにより，研究マインドの向上をもたらし，質の高い研究成果の創出を誘因するものである。

３．　技術移転ポリシーの対象者

技術移転ポリシーの対象者は，本学に雇用されている教員，職員，本学の設備を利用している者等，本学との関係において，本学の職務発明規則に従うことを契約した者（以下「教職員等」という。）とする。本学の学生，大学院生及びポストドクター（以下「学生等」という。）は一般的には本学とは雇用関係にないため，学生等が独

自で行った発明は学生等に帰属し，本ポリシーの対象とならない。ただし，教職員等による教育・研究との関連が深く，教職員等の行う学外との共同研究や受託研究に参画する学生等は，本ポリシーの対象となる。

４．　技術移転ポリシーの対象となる研究成果

技術移転の対象となる研究成果は，本学が保有する次の知的財産権である。

(1) 特許法に規定する特許権，実用新案法に規定する実用新案権，意匠法に規定する意匠権，商標法に規定する商標権及び外国におけるこれらに相当する権利

(2) 特許法に規定する特許を受ける権利，実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利，意匠法に規定する意匠登録を受ける権利，商標登録出願により生じた権利及び外国におけるこれらに相当する権利

(3) 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権及び外国におけるこれらに相当する権利。

(4) 半導体集積回路の回路配置に関する法律第３条第１項に規定する回路配置利用権の設定登録を受ける権利及び外国におけるこれらに相当する権利

(5) 著作権法第２条第１項第 10 号の２のプログラム著作物及び同号の３のデータベースの著作物に係る著作権法第２１条及び第２８条に規定する著作権及び外国におけるこれらに相当する権利

(6) 種苗法に規定する育成者権及び外国におけるこれらに相当する権利

(7) 種苗法第１項に規定する品種登録を受ける権利及び外国におけるこれらに相当する権利

(8) ノウハウ使用権

Ⅱ．技術移転の基本姿勢

１．本学は，本学が保有する知的財産を積極的に産業界等に技術移転する。

２．本学の職員等は，技術移転を推進することを責務の一つとする。

３．本学は，教職員等の技術移転活動に対する貢献を奨励し，評価に積極的に反映する。

４．本学は，知的財産の産業界等への技術移転のために，共同研究，受託研究，技術研修等を活用し，知的財産の実施を推進する。

５．本学は，研究成果，知的財産権及び研究ポテンシャルと人材のデータベース化を推進して知的基盤を整備し，利用し易い形態で積極的に発信する。

６．本学は，教職員等の利益相反・責務相反の軽減に努め，その対策等を策定し，適宜見直しを行う。

Ⅲ．技術移転の推進体制

１．　本学は，学内関連機関の連携により，一体となって技術移転を推進する。このために，関係者間の協同・協力関係を強化する。

２．　本学は，本学所有の知的財産権の産業界へのライセンス活動及び技術移転契約等を，効率的・効果的に推進する。

Ⅳ．教職員等の役割

１．各学部の学部長，学科長，大学院研究科長，学内共同教育研究施設等の長は，研究成果の適正な技術移転及びその権利保護を常に意識し，教職員等への指導を行う。

２．教職員等は，情報セキュリティの確保に努めるものとし，本学の知的財産が不透明な形で流出することを防止する。

３．教職員等は，本学が推進する技術移転活動に有効な情報を積極的に提供する。

４．教職員等は，本学から具体的な協力を要請された時は，積極的に協力する。

Ⅴ．技術移転の形態

１．本学は技術移転のために知的財産権の実施権許諾及び譲渡を推進する。

２．本学の知的財産権保護の姿勢及びその方法は，「広島大学知的財産ポリシー」に基づいて行う。

３．本学は，知的財産権の譲渡，専用実施権の設定，独占的通常実施権の設定，一部独占実施権の設定，非独占実施権の許諾等の手段を，弾力的かつ効果的・効率的に活用して技術移転を行う。

４．本学は，知的財産の不実施機関であることに鑑み，実施をする者から原則として実施料を徴収し，利益の還元を図る。

Ⅵ．大学発ベンチャーの支援等

１．教職員等が，退職し又は兼業等により起業し，自らの発明等を活用して研究成果の普及を推進する場合には，本学は，当該発明等に係る本学の知的財産権について，特別措置として，その一部又は全部を当該職員等に無償で譲渡することができる。

２．教職員等が，本学にベンチャー企業の設立を申請したときは，その申請者を大学発ベンチャーとして認定し，本学の施設・設備利用の優遇措置，本学の実施料軽減措置等の支援策を講じることができる。

Ⅶ．侵害対策

本学は，技術移転を効果的に推進するため，本学所有の知的財産権の侵害に対しては，必要な措置を講じる。

以上

○ベンチャー企業に対する大学知的財産利用認定に関する要項
（2015 年 5 月 12 日　理事・副学長（社会産学連携・広報・情報担当）決裁）

（目的）
第１条　この要項は、広島大学（以下「本学」という。）の知的財産の活用を予定して設立されるベンチャー企業（以下「企業」という。）に対して、本学が、広島大学知的財産利用認定（以下「本認定」という。）するために必要な事項を定める。本認定により、企業による本学知的財産の利用や、利用に当たっての優遇措置の適用を円滑に行うことができる。

（対象とする知的財産）
第２条　この要項が対象とする知的財産は、広島大学職務発明規則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 34 号）が定める職務発明に係る知的財産権であって本学に帰属するもの（以下「大学知的財産」という。）とする。

（対象とするベンチャー企業）
第３条　この要項が対象とするベンチャー企業は、大学知的財産の利用を予定し、本学から利用許諾あるいは権利譲渡等を受けることを希望する企業とする。

（認定申請）
第４条　本認定を受けようとするものは、産学・地域連携センター長（以下「センター長」という。）が定める認定申請書及び起業計画書（以下「認定申請書等」という。）を、センター長を経て広島大学長（以下「学長」という。）に提出し、その認定を得なければならない。
２　本認定を希望するものが、広島大学の教職員の場合は、前項の提出は所属部局の長を経由して行うものとする。

（認定）
第５条　学長は、前条の申請があったときは、広島大学産学・地域連携センター発明審査会（以下「発明審査会」という。）に諮り、企業が広島大学の知的財産を利用することの有効性及び妥当性を評価して、認定の可否を決定する。
２　学長は、認定の可否を決定したときは、申請者に対してその結果を通知するものとする。

（大学知的財産の利用）
第６条　前条１項の規定に基づく認定を受けた企業は、本学から利用認定を受けた大学知的財産を利用することができ、又、利用にあたっての優遇措置の適用を受けることができる。
２　利用に当たっては、企業は、本学との間で、利用許諾あるいは権利譲渡等の契約を締結しなければならない。

（認定の取消し等）
第７条　第５条第１項の規定に基づく認定を受けた企業が、次の各号に該当すると発明審査会が判定した場合は、学長は本認定を取り消すものとする。
（１）　社会的信用を失墜する行為を行った場合
（２）　その他本学と締結した契約等の取り決めに違反して本学に損害を与えた場合又は本学の名誉を傷つける恐れがある場合

（雑則）
第８条　この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則
この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式第１号(第４条関係)

広島大学知的財産利用ベンチャー企業　認定申請書

平成　　年　　月　　日

広島大学長　殿

(申　請　者)
住所
機関名
所属・職名等
氏名　　㊞

広島大学の知的財産を利用（を予定）するベンチャー企業設立に当たって、広島大学知的財産活用ベンチャー企業の認定を受けたいので、下記の通り申請します。

なお、広島大学の知的財産利用にあたっては、別途、大学との間で実施許諾あるいは権利譲渡等の契約を締結します。

記

<table>
<tr><td>ベンチャー企業名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>企業設立（予定）日</td><td colspan="3">平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">利用を希望する広島大学の知的財産と利用計画
（ノウハウ、著作については、所定の様式の届出書を添付すること）</td><td>番号</td><td>知的財産名称・番号等</td><td>利用計画（製品名・実施時期等）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">利用する知的財産に関わる本学教職員の氏名等</td><td>氏　　名</td><td>所属・職名</td><td>連絡先</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（起業計画書）

広島大学知的財産利用ベンチャー企業　起業計画書

(1)起業計画の概要

<table>
<tr><td rowspan="3">代表者</td><td>所属・職名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>連　絡　先</td><td colspan="3">TEL：　　FAX：
E-mail：</td></tr>
<tr><td colspan="2">（学生の場合）指導教員名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">企業等の名称（予定）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">企業等の業種</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">企業等設立時期（予定）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">資本金（予定）</td><td></td><td>従業員数(予定)</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">業務内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5">起業のビジネスプラン</td></tr>
<tr><td colspan="5">①　ビジネスの動機と目的，社会的インパクト</td></tr>
<tr><td colspan="5">②　対象市場と外部環境（競合等）</td></tr>
<tr><td colspan="5">③　内部環境とプランの優位性</td></tr>
<tr><td colspan="5">④　販売計画（誰が，誰に，どの様に販売するか）</td></tr>
<tr><td colspan="5">⑤　事業化のための課題と事業化に向けたアクションプラン</td></tr>
</table>

⑥　事業化・収支・資金計画　　（単位：千円）

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
事業スケジュール	○会社設立					
収支計画（見込み） 売上高 粗利益						
資金計画 自己資金， 借入金，その他						

(2)起業のシーズとなる研究成果（これまでの特許，論文など）

関連特許	発明者/出願人/ 出願番号（出願日）/ 特許番号（登録日）等
関連論文	著者，名称，時期，媒体等
概　　要	

(3)他からの支援状況（実績および予定）

支援機関名 ・支援内容	

[参考資料] 定款のサンプル

○○　株式会社　定款

第１章総則

（商号）

第１条 当会社は、○○　株式会社と称する.

（目的）

第２条 当会社は、つぎの事業を営むことを目的とする.

１.衣料用繊維製品の販売

２.日用雑貨の販売

３.前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く

（公告の方法）

第４条 当会社の公告は、官報に掲載してする.

第２章株式

（発行する株式の総数）

第５条 当会社の発行する株式の総数は、800 株とする.

（額面株式１株の金額）

第６条　削除（平成１３年の商法改正で額面株式廃止のため）

（株券）

第７条 当会社の発行する株式は、すべて記名式とし、１株券、５株券、10 株券、50 株券、100 株 券の５種類とする.

（株式の譲渡制限）

第８条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない.

（名義書換）

第９条 株式の取得により名義書換を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印 し、これにつぎの書面を添えて提出しなければならない.

１.裏書譲渡による株式の取得の場合には、株券

２.譲渡証書による株式の取得の場合には、株券および譲渡証書

３.譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面および株券

（質権の登録および信託財産の表示）

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当会社の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない.その登録または表示の抹消についても同様とする.

（株券の再発行）

第 11 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求しようとするときは、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならな

い.株券の喪失によりその再発行を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本または謄本を添えて提出しなければならない.

（手数料）

第 12 条 前 3 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない.

（新株引受権）

第 13 条 株主は、新株について引受権を有する.

（株主名簿の閉鎖および基準日）

第 14 条 当会社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで、株主名簿の記載の変更を停止する.

前項のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要あるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、または基準日を定めることができる.

（株主の住所等の届出）

第 15 条 当会社の株主および登録された質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当会社に届けでなければならない.

届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする.

第 3 章 株主総会

（招集）

第 16 条 当会社の定時株主総会は毎年 5 月に招集する.

臨時株主総会は、その必要があるとき随時これを招集する.

（招集権者）

第 17 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき代表取締役がこれを招集する.

（議長）

第 18 条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる.代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる.

（議決権の代理行使）

第 19 条 株主は、議決権を有する他の株主に委任してその議決権を行使することができる.この場合には、各総会ごとに当会社に委任状を提出しなければならない.

（決議の方法）

第 20 条 株主総会の決議は、法律に特別の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する.

第 4 章 取締役、取締役会、代表取締役および監査役

（取締役および監査役）

[参考資料] 定款のサンプル

第 21 条 当会社の取締役は 5 名以内とし、監査役は 2 名以内とする.
（取締役および監査役の選任の方法）
第 22 条 当会社の取締役および監査役は、株主総会において、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する.
取締役の選任については、累積投票によらない.
（取締役および監査役の任期）
第 23 条 取締役および監査役の任期は、就任後 2 年内の最後の決算期に関する定時株主総会の招集の時までとする.
任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の取締役の任期の残存期間と同一とする.
任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残存期間と同一とする.
（取締役会の招集）
第 24 条 取締役会は、代表取締役がこれを招集し、その議長となる.
代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる.
取締役会の招集通知は、会日の 3 日前に各取締役に対して発するものとする.ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる.
（役付取締役）
第 25 条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長 1 名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる.
（代表取締役）
第 26 条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する.
取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる.
（報酬）
第 27 条 取締役および監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める.
第 5 章 計算
（営業年度）
第 28 条 当社の営業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする.
（利益金の処分方法）
第 29 条 当会社の利益金は、つぎの方法によりこれを処分するものとする.
利益準備金 金銭による利益処分額の 10 分の 1 以上で、資本金の 4 分の 1 まで
別途積立金 若干
株主配当金 若干
役員賞与金 若干

[参考資料] 定款のサンプル

（利益配当）
第 30 条 利益配当は、毎営業年度末日における株主名簿に記載された株主または質権者に対して支払う.
利益配当金がその支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする.
第 6 章 附則
（設立に際して発行する株式）
第 31 条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、株式 200 株とする.
（最初の営業年度）
第 32 条 当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から平成○年 3 月 31 日までとする.
（最初の取締役および監査役の任期）
第 33 条 当会社の最初の取締役および監査役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする.
（発起人の氏名、住所および引受株式数）
第 34 条 発起人の氏名、住所および各発起人が引受けた株式の数は、つぎのとおりである.
東京都葛飾区新宿 6 － 2 － 1
株式 150 株 青山 太郎
東京都江戸川区大杉 3 － 3 － 1
株式 20 株 赤坂 治朗
東京都墨田区両国 1-12-10
株式 20 株 両国 三郎

以上、○○株式会社設立のため、この定款を作成し、発起人がつぎに記名押印する.

平成○年 9 月 10 日
発起人 青山 太郎 印
同 赤坂 治朗 印
同 両国 三郎 印

注：定款に押印する印鑑は実印でなければなりません.

(引用：http://www.hi-ho.ne.jp/yokoyama-a/kaishaseturitu.htm #定款のつくり方)

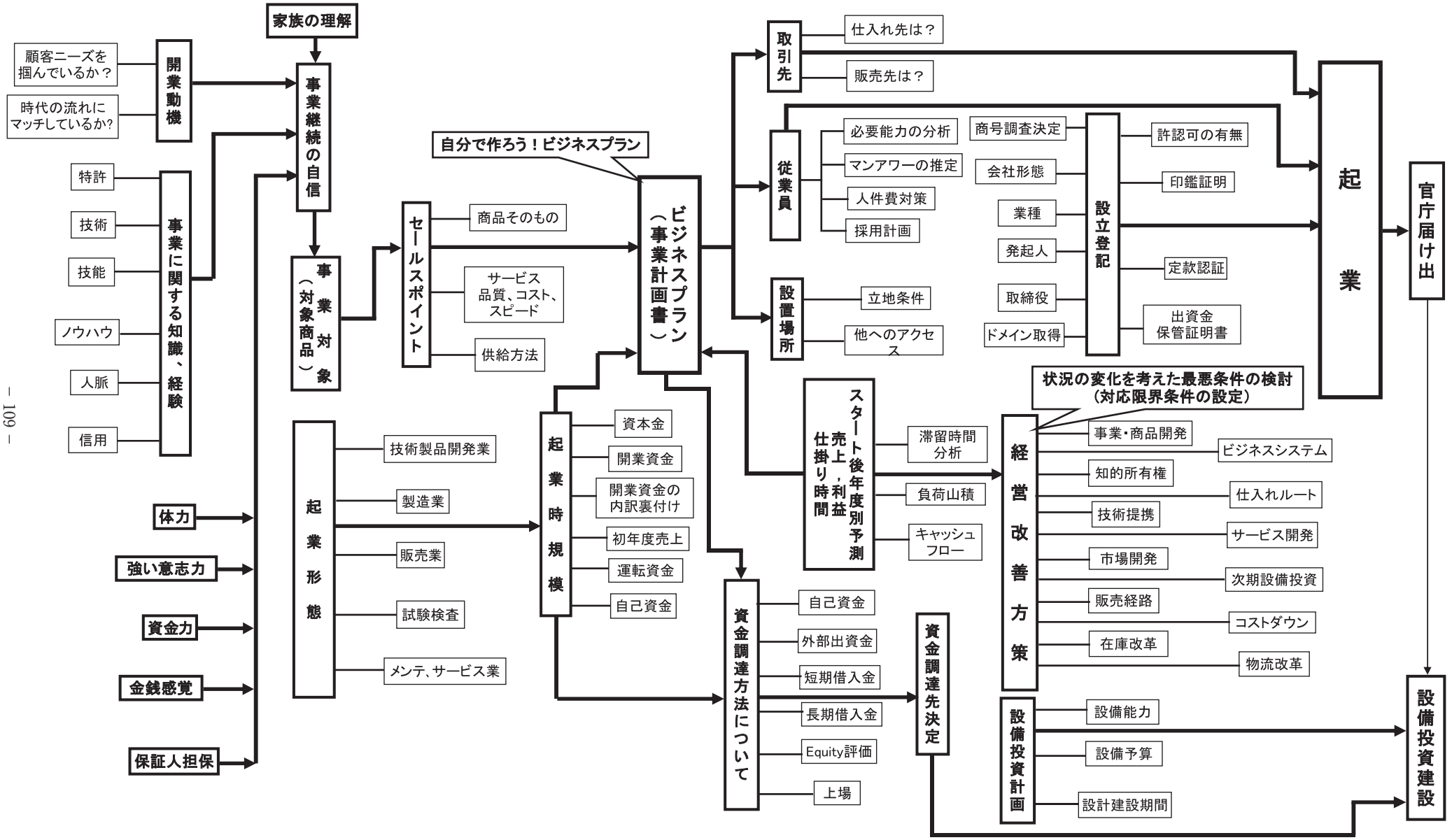
大学発ベンチャー企業設立状況（43社）　　平成30年12月1日現在

	法人名又は商号等	設立年月日（個人の場合は活動開始年月日）	事業概要
1	株式会社エイアールテック	2001年4月3日	1.集積回路の設計業務 2.集積回路のIPの開発・販売業務 3.設計者育成
2	株式会社フェニックスバイオ	2002年3月4日	1.ヒト肝細胞を有するキメラマウスを用いた医薬品開発試験の受託サービス 2.遺伝子改変動物作製の受託サービス 3.毛乳頭細胞自家移植による毛髪再生療法の細胞培養受託サービス
3	株式会社ワンセル	2002年4月10日	1.診断，治療，ヘルスケアのためのバイオチップ及び基盤技術の開発，製造，販売 2.体質改善のためのヘルスケア食品及び製品の開発，製造，販売 3.組織再生を促す素材及び製品の開発，製造，販売
4	株式会社材料・環境研究所	2002年5月29日	1.プラントの腐食診断と対策 2.新製品の研究開発と腐食防食コンサルティング 3.腐食診断技術の開発 4.防食性塗料の研究開発と販売
5	株式会社 バイオインテグレンス	2002年12月17日	1.組織再生に関わる生命科学技術の開発，特許・知財の管理 2.組織再生に関わる生命科学技術に関する技術指導，技術移転 3.組織再生に関わる生命科学技術に関するベンチャー企業の投資育成
6	株式会社ツーセル	2003年4月23日	1.病院型再生医療事業 2.セントラル型再生医療事業 3.自動培養装置事業 4.知的財産事業
7	有限会社計測サポート	2003年12月19日	圧電材料等を応用した応力・歪・変形測定装置の開発販売，計測コンサルティング， 技術者育成・研究受託サービス
8	有限会社 融合ネットシステムズ	2004年3月25日	1.WEBコンテンツ作成事業 2.システム開発事業
9	有限会社スリーブラケッツ	2004年4月1日	1.器官培養による歯根膜再生術を応用した歯の冷凍保存 2.歯の移植に関する歯の診断，治療，歯周組織再生，冷凍保存，再移植に関する研究開発と技術コンサルティング 3.歯の再生医療に関するシステムの共同研究開発 4.その他（歯科医療機器の開発） 1）新規歯面清掃器具の開発 2）低摩擦型歯科矯正用ブラケットの開発と実証 3）マグネット矯正器具の開発と実証 4）消毒液の無害化処理方法の開発と実証 5）審美的に優れた歯科金属材料の開発と実証
10	株式会社HUMANIX	2004年8月26日	ライフサイエンス先端分析機器の開発及び製造販売，電気自動車の開発及び製造販売
11	ADAPTEX株式会社	2005年1月21日	1.制御システムの開発・販売，及び制御コンサルティング業務 2.福祉機器の開発・販売 3.教材の開発・販売 4.前各号に付帯する一切の業務
12	有限会社生物振動研究所	2005年3月14日	音響振動法による農産物の品質評価の装置の開発及び販売
13	有限会社 ファーマシスト・サポート	2005年6月2日	1.医療に関する出版物，磁気ディスクを使用した電子出版物の企画・制作・出版及び販売 2.医療に関するコンピュータソフトウェアの企画・制作・販売・及び賃貸 3.医療に関する講演会，講習会，セミナー等の開催並びに講師派遣 4.医薬品の研究・開発に関する受託業務 5.前各号に附帯する一切の業務
14	株式会社バイオエネックス	2005年8月16日	超高感度微生物検出キットを販売する
15	株式会社 ライブグラフィ研究所	2005年9月7日	1.講義録画を利用したe-learning学習用教材の開発と販売 2.バーチャル美術館によるデジタルアーカイブサービス 3.画像・映像の検索技術開発とその応用サービス 4.セルネットワークによる記憶再生方式の研究開発 5.前各号に附帯する一切の業務

	法人名又は商号等	設立年月日（個人の場合は活動開始年月日）	事業概要
16	株式会社スペース・バイオ・ラボラトリーズ	2005年12月14日	1.医療用，研究用の遺伝子と細胞，医薬品，診断薬，試薬，医療材料の研究開発，製造及び販売並びに輸出入 2.医療機器，医療用具の研究開発，製造，販売及び輸出入 3.遺伝子と細胞の診断法，治療法，培養法に関する研究開発，その装置の製造，販売及び輸出入 4.再生医療，リハビリテーション，医薬品に関する研究開発，研究受託，技術コンサルティング 5.再生医療，リハビリテーション，医薬品に関する装置，機器の研究開発，製造，販売，輸出入及びレンタル 6.再生医療に関するコンピューターシステムの開発及び販売 7.人材育成のための教育事業 8.教育事業の企画，運営に関するコンサルタント 9.前各号に附帯する一切の事業
17	有限会社シリコンバイオ	2006年2月8日	1.バイオテクノロジーに関する研究開発 2.バイオテクノロジーに関する知的財産の取得，維持，管理，使用許諾，及び譲渡，技術支援
18	医療環境テクノ株式会社	2006年2月20日	1.医療作業環境測定技術，並びに医療機器の研究開発 2.医療作業環境測定業務 3.快適な医療環境のためのコンサルタント業務
19	株式会社アイアイラボ	2006年7月3日	1.高速ビジョンカメラヘッド及びそれを用いた長時間動画キャプチャシステムの開発・販売業務 2.高速ビジョンシステムの受託開発・販売業務 3.高速ビジョン技術に基づく技術コンサルティング業務
20	株式会社スポーツ・リハビリテーション・システム	2006年8月8日	身体の運動機能改善に関わる機器の開発，研究，測定，販売全般
21	株式会社CEM研究所	2007年2月1日	機械，電気・電子，化学工業における設計・生産技術，研究開発を支援する業務 1)ソフトウェア及びデータベースの開発 2)ソフトウェア及びデータベースの販売及びレンタル事業 3)材料特性評価試験 4)実験装置の開発，製造，その販売及びレンタル事業 5)技術調査及び技術コンサルティング 6)シンポジウム，セミナーなどの企画及び運営 7)上記各号に付帯する一切の業務
22	水環境モニタリング有限責任事業組合	2007年2月5日	沿岸海洋，河川などの水圏の流速場，水温場を音響モニタリングのための革新的環境測定装置である沿岸音響トモグラフィーシステム製造，販売する。環境計測コンサルタント，報告書作成指導，論文作成指導を併せて行っている。大学で開発した新技術を日本社会及び東アジア，東南アジアに技術移転する。
23	株式会社滑疑舎	2008年1月21日	持続可能型社会の実現に関する次の事業を営む 1.超高性能高分子材料の研究・開発と特許・知的財産の管理 2.超高性能高分子材料に関する技術指導と技術移転 3.自然環境保全のための技術の開発と関連事業の支援
24	株式会社植物乳酸菌研究所	2008年10月30日	植物乳酸菌及び醸造用麹菌の発行技術に関するイノベーション創出，特許の再実施権許諾，商標「ビオ・ユニブ広島」の使用許諾，植物乳酸菌による革新的創薬及び機能性食品開発
25	ハイドロラボ株式会社	2009年3月3日	軽元素を用いたエネルギー貯蔵技術を軸とし，製造業，又サービス業を行う。具体的には，合成試薬の販売・装置設計コンサルタント・各種実験の代行業務を行う。加えて，再生可能エネルギーを用いたエネルギー変換機にかかわる装置の製造及び販売，再生可能エネルギーの普及業務，保有装置の貸し出し業務。
26	株式会社 deCult（デカルト）	2009年4月21日	1.コンピューターシステムによるデータ解析，情報処理 2.データ情報，技術情報の収集事務及び技術コンサルティング
27	株式会社CampusMedico（キャンパス・メディコ）	2009年4月22日	1.シラン系抗菌剤の各種用途開発と抗菌剤の販売及びライセンシング 2.虫歯予防菌を利用した各種商品開発と販売及びライセンシング 3.商標権のライセンシング
28	株式会社メディアみらい	2009年7月1日	高等教育情報システム研究開発事業
29	株式会社DPPヘルスパートナーズ	2010年12月6日	1.慢性疾患管理 2.慢性疾患管理に関わる看護職の人材育成 3.研修等の企画運営
30	株式会社広島クライオプリザベーションサービス	2011年6月20日	凍結精液の受託生産，凍凍結精液の受託生産，ブタ液状精液保存液の販売及び人工授精と精液保存に関するコンサルティング

	法人名又は商号等	設立年月日（個人の場合は活動開始年月日）	事業概要
31	株式会社ミルテル	2012年9月3日	1.健康診断システムの研究及び開発 2.医療に関する臨床検査及び公衆衛生に関する各種検査の代行 3.臨床検査用機械機器及び設備並びに医療用具の販売，賃貸及びその設置，保守管理並びに修理 4.医師との連携による臨床検査及び臨床診断サービスの提供 5.医療及び臨床検査に関する情報システムの企画，開発，管理及び運営並びに販売，コンサルティング業務 6.疾患発症リスクの分析，検査成績の集約及びこれに付随する検査の受託業務 7.医薬品，健康食品等に関する試験の受託業務及びこれらの研究，開発，製造，販売及び輸出入 8.臨床検査に関する検体，試薬，資料及び検査成績等の集配 9.テロメア長等のDNAに付帯する製品の製造及び販売 10.マイクロRNAに付帯する製品の製造及び販売 11.医療機関に対する薬剤師，看護師及び臨床検査技師の紹介及び斡旋 12.医薬品，医薬部外品，臨床検査試薬，化学薬品等のライセンシング業務 13.臨床検査所の経営 14.前各号に附帯又は関連する一切の事業
32	株式会社建診技術研究所	2013年2月14日	建築物，土木構造物の耐久性診断・耐震診断等のための無線センサ，計測システム及び解析システムを開発し，それらを販売，あるいはそれらを用いたコンサル業務を実施する。主要な業務は以下の通りである。なお，下記はすべて建築物を対象としている。 1.センサ技術，診断技術，建設生産技術に関する研究開発 2.センサ，計測ソフト，解析ソフト等の設計，製造，保守及び販売並びにレンタル 3.センサ，計測ソフト，解析ソフト等の設置及び計測業務 4.計測及び診断に基づく構造物の維持保全技術に関するサービス業務 5.計測データ等の保管及び情報提供サービス 6.計測及び診断技術に関する技術者の育成，指導，研修業務
33	RTQMシステム株式会社	2013年3月15日	1.医療系システムの開発，販売及び保守業務 2.前号に附帯又は関連する一切の業務 がんの放射線治療品質管理業務(*)の効率化を目的としたタブレット型端末用ソフトウエアの開発・販売と品質管理データのオンラインサーバ管理サービス提供。 (*)治療を安全確実に実施するための，患者治療データや医療機器の確認・検証作業
34	旭サーフェステック合同会社	2013年8月22日	1.スパッタエッチングにより作製した微細突起物の機能性利用技術の販売 a.高性能可視光線・赤外線吸収体 b.反射防止膜製造用及び接触搬送用ロール c.超撥水性表面 d.突起物を用いた触媒またはその担体 e.突起物のアンカー効果を利用した耐摩耗スパッタ膜 2.プラズマを利用した色彩膜作製技術の販売
35	株式会社 ラーニングエンジニアリング	2013年12月24日	1.タブレット用ソフトウェアの開発と運用サービス 2.教師用モニタリングソフトウェアの開発と運用サービス 3.ICT活用に関する教師指導と現場での運用支援
36	田岡コンベンション・システム株式会社	2014年7月17日	国際会議などのイベントや組織運営を支援するためのシステム開発，イベントの企画・運営・コンサルタント及び各種コンテンツ等の制作，カタログ類のデザインの企画・立案，システム開発に関するコンサルタント，他。
37	Ubermensch株式会社	2014年12月8日	情報セキュリティソフトの開発
38	株式会社テックチャンス	2017年3月1日	広島、および中国地方の小中学生向けのプログラミング教室
39	株式会社ダンテ	2017年3月30日	男性機能に関する検査・研究・開発支援、男性の健康支援
40	株式会社Coach For All	2017年6月30日	進路支援プラットホームの運営、およびAIコーチの開発
41	株式会社イトバナシ	2017年7月1日	インドの素材を利用したアパレルブランドの製造販売
42	NATSIS	2018年2月1日	広島大学留学生による専門性の高い翻訳サービス 外国人研修生受け入れ仲介業務
43	株式会社フォスラボ	2018年5月1日	広島大学で開発した分子Phos-tagを使ったリン酸化タンパク質の受託解析サービス

起業にあたってのチェックチャート



（引用：山口大学　前田企業マネージャー作成資料）